

## 第4回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (6月8日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○議会運営委員会報告	5
○招集あいさつ	5
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○町長の説明	9
○報告第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○報告第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○報告第5号及び報告第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
○報告第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
○報告第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	35
○報告第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
○報告第10号及び報告第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
○報告第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
○報告第13号及び報告第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	44
○報告第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	47
○報告第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	49
○報告第17号及び報告第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	50

○報告第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 2
○報告第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 3
○議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 4
○議案第69号及び議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 7
○議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 9
○散会の宣告	6 1

## 第 2 号 (6月10日)

○議事日程	6 3
○本日の会議に付した事件	6 3
○出席議員	6 3
○欠席議員	6 3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 3
○事務局職員出席者	6 3
○開議の宣告	6 4
○一般質問	6 4
古川文雄君	6 4
木原秀男君	7 4
長田守弘君	9 5
小林政次君	10 8
菊地洋君	11 8
円谷寛君	12 6
畑幸一君	13 8
今泉文克君	14 4
○休会について	15 9
○散会の宣告	15 9

## 第 3 号 (6月12日)

○議事日程	16 1
○本日の会議に付した事件	16 1
○出席議員	16 1
○欠席議員	16 1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	16 1

○事務局職員出席者	162
○開議の宣告	163
○議会運営委員長報告	163
○議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決	163
○議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決	165
○議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決	166
○議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決	167
○議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決	172
○議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決	173
○諮問第1号の上程、説明、討論、採決	174
○常任委員長報告（陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決	175
○決議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	176
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	178
○議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決	178
○閉議の宣告	179
○町長あいさつ	179
○閉会の宣告	180
○署名議員	181

鏡石町告示第33号

第4回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年6月5日

鏡石町長 遠藤 栄 作

1 期 日 平成24年6月8日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

第 1 号

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	円谷	寛君	2番	古川	文雄君
3番	菊地	洋君	4番	長田	守弘君
5番	小林	政次君	6番	畑	幸一君
7番	井土川	好高君	8番	大河原	正雄君
9番	今泉	文克君	10番	仲沼	義春君
11番	木原	秀男君	12番	渡辺	定己君

不応招議員（なし）

## 平成24年第4回鏡石町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成24年6月8日(金)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長の説明
- 日程第 5 報告第 3号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 6 報告第 4号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 7 報告第 5号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 8 報告第 6号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 9 報告第 7号 専決処分した事件の承認について
- 日程第10 報告第 8号 専決処分した事件の承認について
- 日程第11 報告第 9号 専決処分した事件の承認について
- 日程第12 報告第10号 専決処分した事件の承認について
- 日程第13 報告第11号 専決処分した事件の承認について
- 日程第14 報告第12号 専決処分した事件の承認について
- 日程第15 報告第13号 専決処分した事件の承認について
- 日程第16 報告第14号 専決処分した事件の承認について
- 日程第17 報告第15号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第18 報告第16号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第19 報告第17号 鏡石町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第20 報告第18号 鏡石町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第21 報告第19号 鏡石町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第22 報告第20号 鏡石町上水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第23 議案第68号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第69号 鏡石町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第70号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第71号 鏡石町語学指導等を行う外国青年の給与に関する条例の一部を改

正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	円谷	寛君	2番	古川	文雄君
3番	菊地	洋君	4番	長田	守弘君
5番	小林	政次君	6番	畑	幸一君
7番	井土川	好高君	8番	大河原	正雄君
9番	今泉	文克君	10番	仲沼	義春君
11番	木原	秀男君	12番	渡辺	定己君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤	栄作君	副町長	助川	浩一君
総務課長	小貫	忠男君	参事兼 税務町民課長	今泉	保行君
健康福祉課長	小貫	秀明君	産業課長	柳沼	英夫君
都市建設課長	関根	邦夫君	上下水道課長	圓谷	信行君
参事兼 教育課長	木賊	正男君	会計管理者 兼室長	高原	芳昭君
原力災害 対策室長	長谷川	静男君	農業委員会 事務局局長	関根	学君
教育委員会 委員長	吉田	栄新君	選挙管理 委員会委員長	西牧	英二君
農業委員 会長	菊地	栄助君	監査委員	根本	次男君

事務局職員出席者

議会事務局 局長	吉田	賢司	副主幹	相楽	信子
-------------	----	----	-----	----	----



開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（渡辺定己君） おはようございます。

ただいまから第4回鏡石町議会定例会を開会いたします。

初めに報告いたします。

教育長にあっては、諸般の事情により本定例会を欠席いたします。

また、本定例会より原子力災害対策室の室長の執行説明席が設けられましたので、報告いたします。

---

◎議会運営委員長報告

○議長（渡辺定己君） 次に、本定例会の運営について、議会運営委員長から報告を求めます。

8番、大河原正雄君。

〔議会運営委員長 大河原正雄君 登壇〕

○8番（議会運営委員長 大河原正雄君） おはようございます。

第4回鏡石町議会定例会会期予定表（案）ができましたので、読み上げさせていただきます。

平成24年6月8日（金）招集、日次、日、曜、会議内容の順で報告をします。

〔以下、「会期日程表」により報告する。〕

---

◎招集者あいさつ

○議長（渡辺定己君） 本定例会に当たり、町長からあいさつがあります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） おはようございます。

日増しに暑さも加わり、町花、あやめの花が見ごろを迎えた本日、第4回鏡石町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

ことは羽鳥用水路の復旧工事もほぼ終了し、新緑に映える田園風景を眺めることができ安堵しております。実りの秋が無事に迎えられるよう願っているところでもあります。

さて、今定例会につきましては、専決処分した事件の承認についての報告12件、繰越計算書の報告6件、条例の一部改正議案4件、契約締結議案3件、補正予算2件、同意2件、合わせまして29件を提案するものであります。

なお、最終日に議案1件の追加を予定しております。

何とぞよろしくご審議をいただきまして、議決、承認を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たってのごあいさついたします。

---

#### ◎開議の宣告

- 議長（渡辺定己君） ただいまの出席議員数は12名です。  
定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。
- 

#### ◎議事日程の報告

- 議長（渡辺定己君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでありますので、よろしくお願い申し上げます。
- 

#### ◎会議録署名議員の指名

- 議長（渡辺定己君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
今期定例会の会議録署名議員には、会議規則第113条の規定により、5番、小林政次君、6番、畑幸一君、7番、井土川好高君の3名を指名いたします。
- 

#### ◎会期の決定

- 議長（渡辺定己君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日から6月12日までの5日間としたいと思います。  
これにご異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕  
○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は5日間と決しました。
- 

#### ◎諸般の報告

- 議長（渡辺定己君） 日程第3、諸般の報告を求めます。  
閉会中の議会庶務報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。  
次に、例月出納検査の報告を求めます。  
代表監査委員、根本次男君。  
〔監査委員 根本次男君 登壇〕  
○監査委員（根本次男君） おはようございます。

例月出納検査の結果を報告申し上げます。

なお、今回より報告の仕方を変更させていただきたいと思います。

従来、検査結果を項目ごとに逐一報告してまいりましたが、例月出納検査の検査項目、着眼点等につきましては、毎月同じ視点に立ち実施しております関係上、報告事項の中で一部重複する部分がございます。効率的な報告をさせていただけないか、今回より各項目ごとに隔月の検査結果を集約し報告させていただきたいと思っておりますので、ご了承を願います。

それでは、報告させていただきます。

1、検査の対象、平成24年2月分、平成24年3月分、平成24年4月分、以上につきまして、おのこの一般会計、上水道事業会計、9特別会計、各基金、歳入歳出外現金の現金、預金等の出納保管状況につき検査を実施いたしました。

2、実施年月日、平成24年2月分につきましては、平成24年3月29日木曜日午前10時から午後0時10分まで。平成24年3月分につきましては、平成24年4月25日水曜日午前9時55分から正午まで。平成24年4月分につきましては、平成24年5月25日金曜日午前9時29分から正午まで。以上のとおり実施いたしました。

3、実施場所、各月とも議会会議室で実施いたしました。

4、出席者職氏名、平成24年2月分検査時におきましては、会計管理者兼出納室長、上下水道課長ほか2名。平成24年3月分検査時におきましては、会計管理者兼出納室長、上下水道課長ほか3名。平成24年4月分検査時におきましては、会計管理者兼出納室長、上下水道課長ほか2名。以上の方の出席をいただきました。

5、検査の手續、各月とも検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書等の照合、その他通常実施すべき検査手續を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各対象月の末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、平成24年2月分、平成24年3月分、平成24年4月分とも各会計、各基金及び歳入歳出外現金のすべてについて計数上の誤りは認められませんでした。

以上のとおり報告を申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 次に、事務組合議会の報告を求めます。

初めに、公立岩瀬病院企業団議会議員、1番、円谷寛君。

〔公立岩瀬病院企業団議会議員 円谷 寛君 登壇〕

○1番（公立岩瀬病院企業団議会議員 円谷 寛君） 公立岩瀬病院企業団議会の報告をさせていただきます。

3月の定例会は、3月27日午前10時から行われました。

議事の内容は、報告第1号として、専決処分の報告について、これは福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増減及び福島県市町村総合事務組合規約の変更についてでございます。

報告第2号は、公立岩瀬病院の中長期計画についてでございます。これはお手元の印刷物を参考にさせていただきたいと思っております。

議案第2号 公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、企業団の企業長の給与を一部減額するという内容でございます。

議案第3号は、公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例については、新しくアミノインデックスという検査料が加わりまして、これを設定したということでございます。同封の資料を参考にさせていただきたいと思っております。

議案第4号については、平成24年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計の予算でございます。これもお手元の資料に概要が載っておりますので、参考にさせていただきたいと。これも企業団の提案のとおり採択をいたしまして、定例会は閉会をいたしました。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 次に、須賀川地方保健環境組合議会議員、6番、畑幸一君。

〔須賀川地方保健環境組合議会議員 畑 幸一君 登壇〕

○6番（須賀川地方保健環境組合議会議員 畑 幸一君） おはようございます。

6番、報告いたします。

須賀川地方保健環境組合議会が来る平成24年5月30日、須賀川地方衛生センターにて開催されましたので、ご報告いたします。

開議、午後1時30分。

議事日程第1号。

第1、議席の指定、議席の指定については、天栄村議会議員の改選後の議席の指定でございます。6番、渡部勉議員。

第2、会期の決定、本日限り。

第3、会議録署名議員の指名、1番、川田伍子議員、3番、安藤聡議員、5番、広瀬吉彦議員。

第4、議案第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、渡部勉議員が同意、承認されました。

第5、議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）、原案のとおり承認されました。

第6、議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり質疑応答なし、可決されました。

第7、議案第6号 職員の育児休業などに関する条例の一部を改正する条例、質疑討論なし、原案のとおり可決されました。

第8、議案第7号 平成24年度須賀川地方保健環境組合一般会計補正予算（第1号）、質疑なし、討論なし、原案のとおり可決されました。

報告は配付資料のとおりでございます。

以上、須賀川保健環境組合議会の報告といたします。

---

### ◎町長の説明

○議長（渡辺定己君） 日程第4、町長の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 本日、ここに第4回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

東日本大震災の発生から間もなく1年3カ月が経過しようとしております。本町は東日本大震災により甚大な被害を受け、多くの建物や構造物が損壊しました。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能漏れにより、農作物の出荷停止や風評被害を受けるなど、産業面でも深刻な影響をこうむることとなりました。

町としましても、応急から復旧へ、さらには本格的な土木災害工事や農地災害工事、公共施設等の改修工事、原子力災害対策、そして、継続した被災者支援事業など、これまでも全力で取り組んでまいりましたが、今後も復旧から復興、再生へ向け、最優先課題として取り組む覚悟であります。

国の第180回通常国会では、第4次補正予算の成立、復興庁の発足、復興局の設置、福島復興再生特別措置法案の可決、施行など、復興に向けた動きがようやく見えてきましたが、国民が大きな影響を受ける社会保障と税の一体改革などの案件については、今後の行方が注目されるところです。

復興交付金事業については、当町では現在まで2回の申請を行い、5,936万4,000円の配分を受けております。制度面で制約が多く、地震、津波、原発事故という大震災において、注目は津波と原発事故に向けられ、震度6強であった本町などの内陸部の被災地への意識、対応が希薄化しているように感じられることから、今後も制度の拡充や柔軟な運用などを近隣市町村と連携しながら、国に強く求めていきたいと考えております。

原子力災害対策に関しましては、平成24年4月1日付で放射能の除染や町民の健康管理、

損害賠償の相談体制など多方面にわたる原子力災害対策を総合的かつ迅速に行うため、新たに総務課内に原子力災害対策室を設置し、2名の専任職員を配置したところです。

次に、内閣府の5月の月例経済報告によりますと、景気は依然として厳しい状況にあるものの、復興事業等を背景として穏やかに回復しつつあり、先行きについては復興需要などにより景気回復の動きが確かなものになることが期待されております。ただし、欧州政府債務危機をめぐる不確実性が再び高まっており、これらを背景とした金融資本市場の変動や海外景気の下ぶれなどによって、我が国の景気が下押しされるリスクが存在しております。また、電力供給の制約や原油高の影響、さらにはデフレの影響にも注意が必要であることから、先が見通せない困難な情勢となっております。

国内各地で、ことしに入り、1月から3月は大雪、観測史上最低気温を更新するなど厳寒に見舞われたところですが、5月には巨大積乱雲により竜巻が発生し、茨城、栃木、群馬県などで死者・負傷者を出し、さらに家屋の損壊は2,000棟を超える被害となりました。亡くなられた方にはご冥福を申し上げるとともに、被害を受けられました方々にお見舞いを申し上げます。改めて自然の驚異を思い知らされる結果となりました。

先月5日には、北海道電力泊原発3号機の運転が停止し、42年ぶりに稼働原発ゼロという事態となりました。政府は先月9日、東京電力の再建に向けた総合特別事業計画を認定しました。今後は失われた信頼の回復を図るとともに、計画の早急な具体化と福島県民への賠償や補償などが進むことを期待しております。

このような中で、明るい話題としては、5月22日に世界一高い電波塔として、634メートルの東京スカイツリーがオープンいたしました。開業から5日間で113万人の来場者数となり、東京の新しい観光やビジネスチャンスとして期待が高まっており、この元気が被災地へも届くことを期待しております。

町における4月以降の主な出来事では、今年度は第5次総合計画のスタートの年であるとともに、昭和37年8月1日の町制施行から半世紀となる50周年の記念の年であることから、各種の記念事業を行うとともに、10月17日には鳥見山体育館において、多くの皆様をお迎えして盛大に記念式典を挙行することといたしました。

去る4月2日に、諏訪町地内に特定非営利活動法人「共生かがみ」が障害者福祉サービス事業所「ライジング・サン」を開所しました。今後は障害者福祉のサービス向上と、地域で安心して暮らせる環境づくりを目指して活動されることから、町といたしましても連携して取り組みを進めてまいります。

4月5日には、困難なこの時期に、町と地域とのパイプ役としてご活躍いただく行政区長さん、新任5名を含め13名の方々に委嘱状を交付いたしました。

昨年のお米の作付は、震災の影響により2割程度の作付となってしまいましたが、ことし

は災害復旧工事も進み、一部地域を除いて800ヘクタールを超える作付が行われました。青々とした水田を眺めると、安堵感とともに、収穫の秋に黄金色に色づく風景が思い描かれます。また、田んぼアート事業については、関係者の協力を得て田植えが終了いたしました。放射線の影響を配慮して子供たちの参加を見合せましたが、秋の収穫には多くの参加者による稲刈りができるよう、一般観覧を通じPRを図ってまいります。

5月11日には、友好町村である岡山県鏡野町の山崎町長、河田議長を初め町議会議員が震災の復興状況について行政視察に来町されました。震災時には物資、人的支援などをいただいたことに感謝を申し上げ、一行の歓迎と今後も交流を深め、さらなる友好交流を図っていくことを確認したところです。

あやめ祭りについては、昨年開催できませんでしたので、ことしは今年23、24の2日間、鳥見山公園を会場に開催準備をしているところであり、本町復興のシンボルとして内外にアピールしてまいります。

次に、今年度の主な主要事業の執行事業についてご報告いたします。

初めに、東日本大震災により被害を受けた施設等の災害復旧・復興の状況並びに福島第一原子力発電所の事故による対策について申し上げます。

公共土木災害復旧事業につきましては、82件中12件が完了し、工事施工中が38件となっております。未発注工事につきましても、計画的に発注していく予定としております。農業施設災害復旧事業補助対象分としては、86件中17件が完了し、工事施工中が18件であります。残工事51件については、秋以降に発注を予定しております。

農用地の小規模災害復旧については、昨年度全地区で300カ所が完了したところですが、天候の悪化により完了できなかった箇所については、平成24年度当初から作付ぎりぎりまで取り組んでまいりました。しかしながら、完了していない箇所もあることから、各地区の要望を踏まえて、収穫後も継続できるよう検討してまいります。

上水道、下水道の災害復旧については、道路管理者及び関係機関・団体等と、さらに他の災害復旧工事と調整を図りながら計画的に実施していく考えであります。

次に、災害廃棄物処理事業については、鳥見山公園北側駐車場及び東町地内の仮置き場の被災家屋等災害廃棄物の処分・整理業務を委託し、早期の処分に努めてまいります。

教育委員会所管の災害復旧事業の第一小学校校舎改築事業につきましては、今年1月から基本設計業務を進め、新校舎の概要がまとまりましたので、現在、実施設計業務と関連の地質調査、測量設計業務を進めているほか、被災した旧校舎の解体工事請負契約締結について、今定例会に議案を提出しております。

次に、原発事故対策といたしましては、平成24年4月1日付で放射能の除染や町民の健康管理、損害賠償の相談体制など、多方面にわたる原子力災害対策を総合的かつ迅速に行うた

め、新たに総務課に原子力災害対策室を設置し、2名の専任職員を配置したところです。本格的な除染に先立ち、空間放射線量の全町的な状況と局所的な状況をお知らせするため、町内を250メートル四方で区切り、全526カ所を選定し測定した鏡石町放射線マップを町内全戸に配布し、視覚的に放射線量を把握していただいております。また、家庭内で局所的に放射線量の高い場所の土壌等を除去するため、遮水性の土のう袋を必要な家庭に配布し、家庭内での線量低減化に取り組んでいただいております。今後は除染計画を推進していくために、仮置き場の設置について、その考え方を5月の行政区長会などで説明いたしましたので、今後も協議を重ね早急に決定していく考えであります。

原発事故による放射能汚染に伴う食品からの内部被曝を防止、町民の不安を軽減するために、勤労青少年ホーム及び公民館に放射能簡易測定センターを設置し、3月1日から本格的に運用を開始したところです。現在持ち込まれる鏡石産の食品で国の食品中の基準値100ベクレルを超える主だったものは、原木シイタケやタケノコであり、その他ほとんどの食品については不検出、または基準値以下であります。学校給食についても、毎日給食用食材について放射能の測定を行っておりますが、現在までのところ基準値を超える食材は出ておりません。

復興元年の今年度、さらに第5次総合計画がスタートしました。「かわる、かがやく、”牧場の朝”のまちかがみいし」を町の将来像として、未来像の実現に向けては、町民相互のきずな、すなわち「やさしさとふれあい」と一歩先を目指す「復興と進化」を基本理念に、5つの行政分野別目標を掲げ、新たな町づくりに決意を新たにしたところでもあります。

1つ目の「町民と力を合わせ、新しい鏡石をつくります」としての役場耐震診断事業については、入札が終了し、10月末を工期として診断を開始したところです。次に、地域イントラネット活用と各種機器保守業務については、年度当初から継続的な事業として取り組んでおります。自治体間交流事業では、震災時に多くの支援を受けた岡山県鏡野町を初めとする自治体などの交流について、災害時も含め、産業の交流などについても研究してまいりたいと考えております。

2つ目の「心豊かで人を育て、地域文化を大切にする鏡石をつくります」としては、それぞれの学校で1学期も半ばとなりましたが、昨年の震災から1年と2カ月が過ぎ、子供たちもようやく平静を取り戻しつつあり、元気に学校生活を送っている姿を見ると、町の将来を託す子供たちが一日も早く安全で安心して暮らせるよう震災復旧に全力で取り組まなければならないと意を新たにしたところでもあります。

第一小学校校舎の仮設校舎による授業が今年度も継続され、不自由な学校生活を余儀なくされておりますが、仮設校舎にもなれ、新たな1年生を迎え元気に新学期を送っており、スポーツフェスティバルなどの学校行事も終えて、順調に滑り出しました。



次に、生涯学習機会の拡大やスポーツ振興分野では、町制施行50周年記念事業として予定している児童・生徒作文コンクールを初め、文化講演会、鏡石駅伝ロードレース大会については、実行委員会が開かれ、記念事業にふさわしいイベントになるよう検討を重ねているところであります。また、唱歌「牧場の朝」に歌われた町としての美しいイメージを大切に、通りを歩いてみたくなる事業として、全町挙げて取り組んでいる花いっぱい運動につきましては、6月17日に町内一斉定植を予定しておりますので、多くの皆様のご協力をお願いいたします。

小・中学校における教育の充実の取り組みとしては、学力向上を初め、特別支援教育事業では、幼稚園、小・中学校に特別支援員を増員したほか、適応指導教室設置事業を継続しており、きめ細やかな教育の充実を図っているところであります。また、児童・生徒の国際化推進事業や語学指導外国青年招致事業についても、継続して事業の充実に努めており、子育て支援としての放課後児童の預かりについても、子供の居場所づくり事業として取り組んでいるところです。

生涯学習機会の拡大とスポーツの振興については、体育協会の総会が3月に、生涯学習文化協会の総会が5月にそれぞれ開催され、今年度の事業計画を決定いたしましたので、震災後のスポーツ・文化行事の充実を図りながら、町民の心のケアの面からも事業を充実してまいりたいと思います。

このほか、外郭団体であります町婦人会や女性団体連絡協議会、鏡石スポーツクラブ等の総会も終了しており、今年度の事業がスタートしておりますので、多くの町民の皆さんにご参加いただき、早く元気を取り戻せるようにしていきたいと思っております。

次に、町民の保健と健康づくり支援については、健康増進事業として、認知症や寝たきりにならず、健康寿命を伸ばし、活動的な85歳を目指して生活習慣病の予防に継続的に取り組んでおり、がん検診、総合健診及び人間ドックなどの各種健診事業の事前事務を進めております。

3つ目の「地域で支え合う、人に優しい鏡石をつくります」につきましては、高齢者福祉の充実として、在宅高齢者福祉事業では、在宅事業や生きがいつくり事業を計画的に実施するとともに、介護保険事業では、介護サービスの的確な提供並びに包括的支援事業等を展開しております。児童福祉と子育て支援として、子供医療助成事業では、中学生までの医療費の窓口負担の無料化を実施しておりますが、4月1日時点の対象者は未就学児828人、小学生842人、中学生429人で、合計2,099人となっております。

なお、福島県では18歳以下の県民の医療費無料化を10月から実施することから、今後当該事業の導入に伴う関係規則の整備やシステム改修等の準備を進めることとしております。

児童福祉と子育て支援として、保育所、児童館、放課後児童クラブ・つどいの広場の運営

及び認定こども園の運営支援を行うとともに、子ども手当・児童手当支給事業では、本日、1,133世帯に対し、2月から5月分として8,247万円を支給したところです。

障害者福祉の充実においては、障害者自立支援事業等のサービスの利用促進並びに相談事業の充実に努めるとともに、NPO法人「共生かがみ」が4月に開設した就労継続支援B型事業所である「ライジング・サン」への運営支援を行っております。

医療保健制度の適正な運用として、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保健基盤安定制度については、保険税・保険料の軽減相当分を国・県及び町で補てんすることにより、被保険者の保険税負担の緩和を図るものであり、今年度も継続して取り組んでまいります。

また、両制度において、東日本大震災の被災者に対する医療の一部負担金の負担免除期間を9月30日まで延長するとともに、国民健康保険税については、4月から9月分までの月割算定について減免措置を実施することとしております。

4つ目の「新しい産業を開花させ、活力あふれる鏡石町をつくります」につきましては、地域水田農業推進事業として営農計画書の提出を4月から5月にかけて実施をしたところ、5月末現在で225名から営農計画書の提出があり、うち戸別所得補償交付申請者が181名、水田活用の所得補償交付申請者が175名となっております。これは水田面積の約半数の提出となっていることから、6月末の受け付け終了まで、営農計画書の提出について協力を求めてまいります。工業等の振興や商店街の形成については、主要事業の推進を図りながら、今後も商工会等と連携を図り推進してまいりたいと考えております。

5つ目の「快適に暮らせ、住んでみたくなる鏡石、訪ねてみたくなる鏡石をつくります」につきましては、鏡石駅東第1土地区画整理事業として、平成23年度繰越工事に伴う補償事務と平成24年度の区画道路築造工事の発注事務を進めております。幹線道路網の整備では、社会資本整備総合交付金事業の中外線について、平成23年度の繰越工事を進めながら用地補償事務を進めております。また、鏡田499号線道路改良工事については、発注準備を進めているところです。新規事業である地方特定道路整備事業の仁井田・笠石線道路改良工事については、用地及び物件補償事務を進めております。

次に、水資源の確保と供給事業では、平成23年度末における給水人口は1万1,934人で、給水普及率は92.9%となっております。第5次上水道拡張事業として計画している南高久田、東鹿島地区の導水管布設工事は、設計等の諸準備を進めているところです。下水道の整備としての公共下水道整備事業では、平成23年度末における汚水処理人口普及率は88.5%で、水洗化率は85.8%となっております。今年度計画の国道4号線拡幅計画、また、駅東第1土地区画整理事業地区については、関係機関等との協議、調整を進めているところであります。

適切なおみ処理とリサイクルとして、この4月から生活系一般廃棄物の可燃ごみ、資源ご

み、不燃ごみ、粗大ごみ等の収集業務について、町内を2地区に分割して委託を行いました。当初は受託業者も不なれのため、ごみステーションの巡回時間の変更、コンテナの不足などの苦情もありましたが、改善に努め、現時点での苦情は減少しております。引き続き改善に努め、町民の利便性向上に努めてまいりたいと思います。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

報告第3号の専決処分した事件の承認につきましては、復興交付金事業関係の補正予算であり、報告第4号から報告第11号までの8件の専決処分した事件の承認につきましては、平成23年度一般会計ほか7会計の補正予算であり、いずれも事業確定による最終予算の整理に伴う専決処分であります。

報告第12号の専決処分した事件の承認につきましては、平成24年度一般会計補正予算であり、復興交付金事業に係る経費について専決処分したものであります。

報告第13号及び報告第14号の専決処分した事件の承認につきましては、税条例並びに国民健康保険税条例の一部改正についての報告であります。

報告第15号から報告第18号までの4件につきましては、平成23年度一般会計ほか3会計の繰越明許費について、地方自治法第146条第2項の規定により報告するものであります。

報告第19号 一般会計事故繰越し繰越計算書につきましては、平成23年度に繰り越しをした平成22年度事業、きめ細やかな交付金事業としての道路維持事業が震災の影響により年度未完了が困難となりましたので、事故繰越しを行い、新年度において事業を執行したいので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

報告第20号 上水道事業会計予算繰越計算書につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

議案第68号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、課税按分率の改正に伴う所要の改正であります。

議案第69号 鏡石町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例並びに議案第70号 手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、外国人登録法が住民基本台帳法に移行されることに伴う所要の改正であります。

議案第71号 鏡石町語学指導等を行う外国青年の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新年度以降の任用者について、任用年数ごとに規定される給与月額を支給するための所要の改正であります。

議案第72号 消防ポンプ自動車購入契約の締結並びに議案第73号 鏡石町立第一小学校校舎解体工事請負契約の締結及び議案第74号 公共下水道災害復旧工事（雨水）変更請負契約締結については、地方自治法に基づき、議会の議決に付すべき契約金額になったことから提案するものであります。

議案第75号 平成24年度一般会計補正予算（第2号）につきましては、主な歳入は、災害の復旧・復興に関する補正予算で、災害廃棄物処理事業補助金2億6,084万4,000円、復興交付金の増額4,436万4,000円、県の除染対策事業交付金1,000万円、災害援護貸付金1,750万円、さらに復興交付金の採択に伴う基金の財源組み替えであります。

主な歳出では、災害廃棄物処理委託料2億8,982万7,000円、復興交付金採択による基金積立金4,436万4,000円、除染業務・管理業務委託料1,000万円、災害援護貸付金1,750万円、境西団地土地沈下対策事業として435万円、岡ノ内地内宅地災害復旧支援事業3,600万円、災害公営住宅建設事業マスタープラン作成業務委託料450万円、農業生産対策補助金255万円などを補正するものであります。

次に、議案第76号 平成24年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、国税算定に係る課税標準額の確定による補正予算であります。

議案第77号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、現委員の斉藤栄治氏の任期が6月30日をもって任期満了となることから、斉藤栄治氏を再任いたしたく提案するものであります。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、現委員の高島民子氏が9月30日をもって任期満了となることから、高島民子氏を再選いたしたく提案するものであります。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議いただき、議決、同意を賜りますようお願いを申し上げます。

---

### ◎報告第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第5、報告第3号 平成23年度鏡石町一般会計補正予算（第10号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、助川浩一君。

〔副町長 助川浩一君 登壇〕

○副町長（助川浩一君） おはようございます。

ただいま上程されました報告第3号 専決処分した事件の承認についてご説明を申し上げます。

本件は、平成23年度鏡石町一般会計補正予算（第10号）につきましては、専決第2号として平成24年3月16日付専決処分をしたものでございます。

3ページをお開き願います。

このたびの補正につきましては、鏡石町復興まちづくり事業計画策定事業が平成24年3月に国より東日本大震災復興交付金第1回目の対象として採択されたことから、本年3月議会において設置されました町東日本大震災復興交付金基金への積み立てを行うため、当該事業に係る経費2,000万円を歳入歳出それぞれに増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億4,281万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、8ページからの事項別明細書によりましてご説明を申し上げます。

2、歳入、9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税といたしまして、補正額500万円です。内容につきましては、震災復興に係ります特別交付税でございます。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、8目消防費国庫補助金としまして、補正額1,500万円でございます。内容につきましては、東日本大震災復興交付金でございます。

以上、歳入補正額の合計は2,000万円となります。

10ページをお願いいたします。

次に、歳出の部でございます。2款総務費、16項東日本大震災復興交付金基金積立金、1目東日本大震災復興交付金基金積立金としまして、補正額2,000万円の新規積み立てでございます。

以上、説明を申し上げます。ご審議をいただきまして、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

報告第3号 平成23年度鏡石町一般会計補正予算（第10号）の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第3号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

---

◎報告第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第6、報告第4号 平成23年度鏡石町一般会計補正予算（第11号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、助川浩一君。

〔副町長 助川浩一君 登壇〕

○副町長（助川浩一君） 改めまして、おはようございます。

ただいま上程をされました報告第4号 専決処分した事件の承認についてご説明を申し上げます。

12ページをお開き願います。

本件は、平成23年度鏡石町一般会計補正予算（第11号）につきまして、専決処分第3号として平成24年3月31日付専決処分をしたものでございます。

13ページをお開き願います。

このたびの補正につきましては、年度末を迎えた事業の確定により、平成23年度予算の最終整理をしたものでございまして、第1条におきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億84万3,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億4,197万4,000円とするものでございます。

第2条の繰越明許費の補正につきましては、19ページの第2表の1といたしまして、4款衛生費、1項保健衛生費の高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成事業ほか1事業を追加しますとともに、2の変更としまして、9款消防費、1項消防費の一部損壊住宅修繕費支援金交付事業ほか1事業の金額を記載のとおり変更するものでございます。

第3条の地方債の補正につきましては、20ページの第3表の1といたしまして、県営成田地区経営体育成基盤整備事業ほか4事業の限度額、それぞれ記載のとおり減額するとともに、2の廃止といたしまして、災害廃棄物処理費ほか6事業につきまして、地方債から震災復興特別交付税への財源変更により廃止をするものでございます。

歳入歳出予算の補正につきましては、内容がかなりの分量となっておりますので、各目ごとに補正額の増減が100万円以上のケースにつきまして、事項別明細書によりましてご説明を申し上げます。

まず初めに、歳入の部からご説明を申し上げます。

24ページをお開き願います。

## 2、歳入。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人としまして、補正額410万円です。内容につきましては、滞納繰越分でございます。2 目法人といたしまして563万円、内容の主なものは、現年課税分でございます。2 項固定資産税、1 目固定資産税としまして、補正額360万円、内容につきましては、滞納繰越分でございます。

26ページをお願いいたします。

4 項町たばこ税、1 目町たばこ税としまして、補正額210万円の増額です。

2 款地方譲与税、2 項自動車重量譲与税、1 目自動車重量譲与税としまして、補正額311万円の増額でございます。

28ページお願いします。

4 項地方揮発油譲与税、1 目地方揮発油譲与税としまして、補正額131万6,000円の増額でございます。

30ページをお願いいたします。

6 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金、1 目地方消費税交付金としまして、補正額246万5,000円の増額でございます。

32ページ、一番上の段でございます。

9 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税としまして、補正額 8 億9,912万2,000円の増額でございます。

34ページお願いします。

12 款使用料及び手数料、1 項使用料、5 目土木使用料といたしまして224万7,000円の増額です。主なものといたしましては、町営住宅使用料149万1,000円でございます。

36ページをお開き願います。

13 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金としまして、補正額4,753万2,000円の減額でございます。主な内容といたしましては、子ども手当国庫負担金の実績によります減額、4,526万2,000円の減額でございます。

2 目災害復旧事業費国庫負担金としまして、補正額 1 億2,789万8,000円でございます。主な内容といたしましては、補助率のかさ上げによります公共土木施設災害復旧事業国庫負担金の増額でございます。

38ページをお願いします。

2 項国庫補助金、1 目民生費国庫補助金としまして、補正額200万9,000円です。主な内容としましては、障害者自立支援補助金の実績による増額でございます。

2 目衛生費国庫補助金としまして144万2,000円の減額でございます。内容につきましては、放射線量低減対策補助金でございます。

14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金としまして、補正額176万7,000円の増額です。主な内容といたしましては、災害弔慰金支給対象者の増によります県負担金の増額375万円でございます。

40ページお願いします。

2項県補助金、1目総務費県補助金としまして、補正額368万1,000円です。主な内容としましては、説明の欄6番でございますが、福島県市町村復興計画策定補助金でございます。

2目民生費県補助金としまして、補正額192万3,000円の減額です。主な内容としましては、地域支え合い体制づくり事業補助金の減額112万4,000円でございます。

3目衛生費県補助金としまして、補正額583万9,000円でございます。主な内容といたしましては、線量低減化活動支援事業の減額628万円と除染対策交付金の減額1,246万2,000円並びに災害廃棄物処理促進費補助金の増額の2,714万2,000円となっております。

一番下、5目教育費県補助金としまして314万3,000円の減額でございます。主な内容といたしましては、2の欄、3番でございます福島県公立学校等校庭土壌緊急改良事業補助金の減額でございます。

42ページをお開き願います。

6目労働費県補助金といたしまして236万4,000円の減額でございます。内容といたしましては、緊急雇用創出基金事業補助金でございます。

7目土木費補助金といたしまして、補正額701万1,000円の減額です。主な内容としましては、住宅応急修理補助金の減額でございます。

44ページお願いいたします。

15款財産収入、2項財産売払収入、2目土地売払収入といたしまして、補正額250万8,000円の増額でございます。

16款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金としまして、補正額211万4,000円です。内容につきましては、ふるさと納税分でございます。

17款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金といたしまして、補正額2億8,856万5,000円の減額でございます。

2目減債基金繰入金といたしまして3,000万円の減額でございます。

6目牧場の朝スポーツ文化振興基金繰入金としまして674万8,000円の減額でございます。

46ページお願いします。

16款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金としまして、補正額150万円の増額です。内容としましては、町税延滞金でございます。

7項雑入、1目雑入としまして、補正額3,129万7,000円でございます。内容の主なものにつきましては、説明の欄98番、その他でございますが、内容といたしましては、第一小学



校、各集会所等、公有建物の災害見舞金2,363万6,000円でございます。

48ページお願いいたします。

20款町債、1項町債、9目災害復旧事業債としまして10億1,050万円の減額でございます。内容の主なものにつきましては、公共土木施設災害復旧事業債が1億8,920万円の減額、地方公営企業施設災害復旧事業債が4億9,570万円の減額、学校教育施設等災害復旧事業債が9,690万円の減額でございます。

10目国の予算と貸付金債としまして、補正額420万円の内容です。こちらは災害援護資金貸付金の確定によります減額でございます。

50ページをお開き願います。

ここからは歳出の部でございます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費としまして122万7,000円の減額でございます。主なものにつきましては、施設研修調査旅費の減額でございます。

52ページお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費といたしまして、補正額989万1,000円の減額です。主な内容といたしましては、地方路線バス維持負担金482万5,000円の減額でございます。

5目財産管理費269万9,000円の減額でございます。内容につきましては、事業料の確定によります経常経費に係る予算の整理でございます。

54ページお願いします。

9目諸費としまして、補正額210万円の減額です。主な内容としましては、地区集会所修繕費の減額164万2,000円でございます。

10目情報政策費としまして204万5,000円の減額でございます。主な内容としましては、危機保守管理委託費の減額126万8,000円でございます。

56ページお願いします。

2項徴税费、2目賦課徴收费としまして、補正額219万6,000円の減額です。主な内容としましては、過誤納還付金104万4,000円の減額でございます。

58ページお願いします。

14項ふるさと鏡石ありがとう基金積立金、1目ふるさと鏡石ありがとう基金積立金としまして、補正額211万5,000円の増額でございます。

60ページです。

3款民生費、1項社会福祉費、3目障害者福祉費としまして、補正額383万2,000円の減額補正です。内容の主なものとしましては、扶助費348万2,000円の減額でございます。

4目老人福祉費としまして994万2,000円の減額です。主なものとしましては、こちらも

扶助費775万6,000円の減額でございます。

62ページの一番下の欄でございます。

10目母子保健費としまして、補正額108万6,000円の減額です。内容につきましては、乳幼児児童医療費の実績による減額でございます。

64ページをお開き願います。

2項児童福祉費、2目児童措置費としまして、補正額4,683万1,000円の減額です。内容につきましては、子ども手当費の実績による減額でございます。

4目保育所費としまして1,264万3,000円の減額です。主な内容といたしましては、保育所運営費負担金及び臨時保育士賃金の減額でございます。

次は、68ページをお開き願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費としまして、補正額734万4,000円の減額です。内容につきましては、線量計等緊急整備支援事業及び線量低減化活動支援事業に係ります経費の実績によります減額でございます。

2目予防費としまして716万8,000円の減額です。主な内容としましては、予防接種委託料の実績による減額でございます。

72ページお願いいたします。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費としまして、補正額1,797万7,000円の減額です。主な内容としましては、国営土地改良事業費補助金の減額、1,509万4,000円の減額でございます。

8目農業集落排水事業費につきましては、894万7,000円の減額です。内容につきましては、補助率のかき上げによります特別会計繰出金の減額でございます。

10目圃場整備事業費としまして、793万8,000円の減額です。内容につきましては、県営成田地区経営体育成基盤整備事業経費の減額でございます。

74ページお願いします。

2項林業費、1目林業振興費としまして、補正額138万1,000円の減額です。主な内容といたしましては、ふれあいの森関連業務の委託費の減額でございます。

7款商工費、1項商工費、2目商工振興費としまして、補正額184万6,000円の減額です。主な内容としましては、中小企業制度資金利子補給費補助金の減額139万2,000円でございます。

76ページをお願いします。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費としまして103万8,000円の減額でございます。主な内容といたしましては、道路台帳補正業務並びに除草作業業務委託経費の減額でございます。

2項道路橋梁費、1目道路維持費としまして222万9,000円の減額でございます。主な内容といたしましては、作業員賃金の減額でございます。

78ページお願いします。

3項都市計画費、2目土地区画整理費としまして3,425万円の減額でございます。主な内容としましては、駅東第1土地区画整理事業特別会計繰出金の減額でございます。

5目公共下水道費につきましては1億6,379万2,000円の減額です。内容につきましては、補助率のかさ上げによります特別会計への繰出金の減額でございます。

4項住宅費、1目住宅管理費としまして、補正額157万7,000円の減額でございます。主な内容といたしましては、定住促進住宅管理関連委託料の減額でございます。

80ページをお願いします。

9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費としまして210万1,000円の減額です。主な内容といたしましては、消防団員報酬並びに消防団関連備品の減額でございます。

4目防災費としまして113万5,000円の減額です。内容につきましては、防災行政無線購入費の実績によります減額でございます。

5目災害対策費としまして2,173万8,000円の減額でございます。主な内容といたしましては、震災対策等資金利子補給補助金並びに住宅応急修理及び除染対策費の減額によるものでございます。

82ページお願いします。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費としまして351万4,000円の減額です。内容につきましては、事業量の確定によります予算の整理によるものでございます。

84ページお願いします。

2項小学校費、1目学校管理費として、補正額521万2,000円の減額です。2目教育振興費333万5,000円の減額となります。こちらはともに事業量の確定によります予算の整理によるものでございます。

86ページお願いします。

3項中学校費、1目学校管理費としましては、補正額605万8,000円の減額です。主な内容としましては、校庭表土除去工事の減額416万4,000円でございます。

2目教育振興費としまして140万6,000円の減額です。内容につきましては、事業量の確定に伴う予算の整理によるものでございます。

4項幼稚園費、1目幼稚園費としまして290万1,000円の減額です。主な内容としましては、市立幼稚園園庭等表土除去補助が120万円の減額と園庭芝生等除去工事の減額56万4,000円でございます。

88ページお願いします。

5項社会教育費、1目社会教育総務費としまして、補正額104万2,000円の減額、2目公民館費としまして121万8,000円の減額、5目図書館費としまして202万5,000円の減額でございます。これらはともに事業費の確定に伴います予算の整理でございます。

90ページをお開き願います。

5項保健体育費、3目施設管理費としまして、補正額778万9,000円の減額です。主な内容といたしましては、町民プールの光熱水費、各施設修繕料の実績によります需用費の減額と各体育施設の委託料の実績に伴います減額となっております。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農林施設災害復旧費としまして、補正額912万8,000円の減額でございます。主な内容といたしましては、農業施設の修繕箇所が増加によります災害工事費の増額1,300万円と実績によります小規模災害復旧事業補助金1,981万8,000円の減額によるものでございます。

92ページをお願いします。

2項土木施設災害復旧費、1目土木施設災害復旧費としまして、補正額3,842万5,000円の減額です。主な内容といたしましては、測量設計業務費の減額と公共土木施設及び都市公園等施設災害復旧工事費の減額によるものでございます。

94ページをお願いします。

4項文教施設災害復旧費、1目公立学校施設災害復旧費としまして、補正額785万円の減額です。内容につきましては、小学校及び中学校施設の災害復旧費の減額でございます。2目社会教育施設災害復旧費としまして545万4,000円の減額です。

5項その他公共施設、公用施設災害復旧費、1目その他公共施設、公用施設災害復旧費としまして195万7,000円の減額です。内容につきましては、3区のコミュニティーセンター設計委託料の減額によるものでございます。

96ページお願いいたします。

12款公債費、1項公債費、2目利子としまして284万7,000円の減額でございます。

13款諸支出金、2項公営企業費、1目上水道会計支出金としまして278万8,000円の減額でございます。

14款予備費、1項予備費、1目予備費としまして、補正額1億8,542万1,000円の増額でございます。

以上、ご説明を申し上げます。ご審議をいただきまして、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 3点ほどお聞きします。

1点目でございますが、35ページでございます。

35ページの5番の土木使用料、その3番の道路使用料の80万円の減額、道路占用料でございますが、80万というかなりの金額になっています、占用料としましては。それで、減額の要因は何かをお尋ねします。

それから、45ページでございます。

これの15款財産収入でございますが、節が土地売却収入250万5,000円、これちょっと前に説明があったかもしれませんが、私聞き逃しましたので、この場所と面積、それから坪単価をお願いしたいと思います。

それから、65ページでございます。

この保育所費でございますが、この7番の賃金815万4,000円の減額ということでございますが、これ人数にすれば2名くらいの金額かなと思っておりますけれども、結構これも金額が多いので、その要因ですね。前の説明では実績による減額となっておりますけれども、どういう要因でなったのかお知らせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 関根邦夫君 登壇〕

○都市建設課長（関根邦夫君） 道路占用料の主な原因でございますが、平成23年4月1日に、占用料の条例の改定を行っております。それによります減額ございまして、主に東北電力の電柱並びにN T Tの電線の使用料でございます。

○議長（渡辺定己君） 答弁を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小貫秀明君 登壇〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） おはようございます。

ただいま議員からのご質問にお答えしたいと思います。

保育所費の件でございますが、賃金815万4,000円の減ということでございますが、緊急雇用の関係で予算化しておりましたけれども、採用予定者が見つからなかったということで、最終的に減額をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 総務課長。

〔総務課長 小貫忠男君 登壇〕

○総務課長（小貫忠男君） 5番議員のご質問にお答えをします。

15款の財産収入関係の土地の売払収入につきましては、手持ちに細かい資料がございませんので面積単価等がありませんが、大池地内の町有地についての売却でございます。

○議長（渡辺定己君） よろしいですか。

○5番（小林政次君） はい。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 1点ほど質問させていただきます。

46ページ、19款雑収入のところなんです、その節の98番、その他として2,363万6,000円ほど雑収入と上がっているんですが、前説明あったのかもしれないんですが、ただ単に、その他で2,363万6,000円という、こういう大きい金額がぽつんと出てきておりますので、その内容をお伺いさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 小貫忠男君 登壇〕

○総務課長（小貫忠男君） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

47ページの諸収入の中の98番の2,300万ほどの内容ということでございます。こちらにつきましては、公共施設の火災保険料の掛金に伴います地震の見舞金というような内容になっております。地震保険はございませんので、今回は地震に対するお金ではなくて、火災保険を掛けているための地震の見舞金というふうな内容になっております。

それで、一番大きいものが第一小学校の校舎、こちらのほうが2,100万ほどになっております。そのほかに3区のコミュニティーセンターとか、第一小学校の体育館、それから町の老人センターを初めとする各地区の集会所など12施設になっております。通常ですと、全壊は15%ほどというふうな規定になっているそうではありますが、今回につきましては、被害が甚大でございまして、損害額に対しまして災害見舞金が2.318%というふうな支払い比率によりまして、火災保険を掛けた分、さらには、その被害額に対してただいまの支払い率を掛けたものが合計いたしまして2,363万6,000円ということで、15施設ということでございます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

報告第4号 平成23年度鏡石町一般会計補正予算（第11号）の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第4号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

---

#### ◎報告第5号及び報告第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第7、報告第5号 平成23年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分した事件の承認について及び日程第8、報告第6号 平成23年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分した事件の承認についての報告2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、報告2件を一括議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、今泉保行君。

〔参事兼税務町民課長 今泉保行君 登壇〕

○参事兼税務町民課長（今泉保行君） ただいま一括上程されました報告第5号 専決処分した事件の承認について並びに報告第6号 専決処分した事件の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

まず初めに、報告第5号 専決処分した事件の承認についてであります。

99ページになります。

このたびの専決処分は、専決第4号として、平成23年度の鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきまして、平成24年3月31日付で専決処分したものであります。

100ページお願いいたします。

専決第4号 平成23年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）であります。

このたびの補正予算は、歳入歳出それぞれ事業費の確定に伴う補正予算でありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,686万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億1,015万6,000円とするものであります。

詳細につきましては、106ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目の一般被保険者国民健康保険税であります。805万3,000円の増額であります。内容につきましては、1節の医療給付費分現年課税から6節の介護納付金分、滞納繰越分までの増減によるものであります。

次に、2目退職被保険者等国民健康保険税であります。76万5,000円の増額であります。内容につきましては、同じく1節の医療給付費分現年課税分から6節の介護納付金分の滞納繰越分の増減によるものであります。

次ページをお願いいたします。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、2目療養給付費等負担金であります。1,714万3,000円の増額であります。現年度分の内容でありまして、説明の記載のとおりであります。

3目高額医療共同事業負担金47万円の減額であります。内容につきましては、高額医療共同事業負担金の減額であります。

4目特定健康診査等負担金29万5,000円の減額であります。内容につきましては、特定健康診査等の負担金の減額となっております。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金3,836万6,000円の増額であります。内容につきましては、普通調整交付金、さらには特別調整交付金の額の確定によるものであります。

3款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金1,160万6,000円の増額であります。現年度分についての確定額であります。

次ページをお願いいたします。

5款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同負担金であります。こちら24万9,000円の減額となっております。内容につきましては、共同負担金の減額であります。

2目特定健康診査等負担金29万5,000円の減額であります。内容につきましては、特定健康診査等負担金の減額であります。

2項県補助金、1目県財政調整交付金であります。265万3,000円の減額であります。内容につきましては、県の財政調整交付金の確定に伴う減額であります。

6款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金715万3,000円の減額であります。内容につきましては、同交付金の確定に伴う減額であります。



2目保険財政共同安定化事業交付金1,014万3,000円の減額であります。内容につきましては、同交付金の事業の額の確定によるものであります。

次ページお願いいたします。

7款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金1万円の減額であります。内容につきましては、それぞれの基金利子等の増減によるものであります。

8款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金3,000円の減額であります。内容につきましては、それぞれ一般会計からの繰り入れによります事業費の確定に伴う増減であります。

10款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金151万3,000円の増額であります。こちらは保険税の延滞金であります。

次ページお願いいたします。

3項雑入、3目一般被保険者返納金1,000円でありまして、返納金の確定に伴う増であります。5目の雑入1,067万5,000円であります。こちらにつきましては、過年度の老人保健拠出金の還付金932万2,000円ほかの雑入となっております。6目療養費指定公費負担分1万8,000円の補正でありまして、こちらは同療養費の指定公費負担分の増額補正となっております。

続きまして、116ページから歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費67万9,000円の減額であります。こちらにつきましては、電算委託料等の減額であります。

2項町税費、1目賦課徴収費、こちらにつきましては、財源の組み替えとなっております。

3項運営協議会費、1目運営協議会費13万円の減額であります。こちらにつきましては、国保運営協議会委員の報酬の減額でございます。

次ページお願いいたします。

4項趣旨普及費、1目趣旨普及費14万9,000円の減額でありまして、内容は印刷製本費の減額であります。

次に、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費であります。951万4,000円の減額となっております。こちらにつきましては、療養給付費の確定に伴う減額となっております。

2目退職被保険者等療養給付費429万5,000円の減額であります。こちらにつきましても、退職被保険者にかかわる療養費の確定に伴う減額であります。

3目一般被保険者療養費であります。97万1,000円の減額であります。こちらにつきましても、療養費の確定に伴う減額となっております。

次ページお願いいたします。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費499万3,000円の減額であります。こちら  
も事業費の確定に伴う減額であります。

次に、2目の退職被保険者等高額療養費62万円、こちらも事業費の確定に伴う減額となっ  
ております。

3目一般被保険者等高額介護合算療養費46万4,000円の減額、こちらも事業費の確定に伴  
う減額であります。

4目退職被保険者等高額介護合算療養費50万円の減額、こちらにつきましても、事業確定  
に伴う減額となっております。

次に、3項移送費であります。こちらにつきましても、1目の一般被保険者移送費、2目  
の退職被保険者移送費、こちら等につきましては、実績がないことから減額してございます。

次ページお願いいたします。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金であります。126万円の減額でありまして、出産  
育児一時金事業確定に伴う減額となっております。

3款後期高齢者支援金、1項後期高齢者支援金、1目後期高齢者支援金、こちらにつきま  
しては、財源の組み替えとなっております。

次ページお願いいたします。

6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金、こちらにつきましても、財源の組み  
替えとなっております。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療共同事業拠出金99万4,000円の  
減額でありまして、こちらにつきましても、拠出金の確定に伴う減額となっております。

次ページお願いいたします。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費343万円の減額  
であります。こちらにつきましては、特定健康診査に伴うそれぞれの事業確定に伴う減額と  
なっております。

2項保健事業費、1目保健事業費272万円の減額であります。こちらにつきましては、ふ  
れあいスポーツ祭、さらには人間ドック等の事業費の確定に伴う減額となっております。

次ページお願いいたします。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金80万3,000円  
の減額、こちらにつきましては、過年度の過誤納付金の確定に伴う減額であります。

11款予備費、1項予備費、1目予備費9,859万1,000円の計上であります。こちらにつ  
きましても、次年度への繰り越しとなります。

以上、国民健康保険特別会計の補正予算についてのご説明とさせていただきます。

続きまして、130ページであります。

次に、報告第6号 専決処分した事件の承認についてであります。

このたびの専決処分につきましては、専決第5号としまして、平成23年度の鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、平成24年3月31日付で専決処分したものであります。

131ページであります。専決第5号 平成23年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）であります。こちらにつきましても、事業の確定に伴う補正予算でありまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,563万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,639万円とするものであります。

詳細につきましては、136ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料であります。1,317万8,000円の減額でありまして、現年度分の保険料の確定に伴う減額であります。

2目の普通徴収保険料237万5,000円の減額、こちらにつきまして、現年度分、滞納分それぞれ確定に伴う減額となっております。

5款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金であります。5,000円の補正でありまして、延滞金の増額に伴う補正であります。

次ページをお願いいたします。

2項償還金及び還付加算金、2目還付加算金であります。こちらは10万円の減額でありまして、加算金等がなかったことから減額するものであります。

4項雑入、1目雑入であります。こちらにつきましては1万6,000円の補正でありまして、こちらは22年度の保険料の負担金の返還金となっております。

続きまして、140ページからが歳出になります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目、同じく後期高齢者医療広域連合納付金でありまして1,518万8,000円あります。こちらにつきましては、保険料等の納付金につきまして、確定に伴う減額であります。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目還付加算金10万円の減額であります。こちらにつきましても、還付加算金の額の確定に伴う減額となっております。

4款予備費、1項予備費、1目予備費であります。34万4,000円の減額となっております。

以上、一括上程されました報告第5号並びに報告第6号につきまして提案理由をご説明申し上げます。ご審議いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の一括説明を終わります。

これより報告2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

初めに、報告第5号 平成23年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第5号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

次に、報告第6号 平成23年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分した事件の承認についての件を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第6号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

---

#### ◎報告第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第9、報告第7号 平成23年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、小貫秀明君。

〔健康福祉課長 小貫秀明君 登壇〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） ただいま上程をされました報告第7号 専決処分した事件の

承認について提案理由をご説明申し上げます。

144ページをお開きください。

専決第6号といたしまして、平成23年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分したものであります。

このたびの補正につきましては、介護サービス費等の確定に伴うものでありまして、規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,413万3,000円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,922万円とするものであります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

150ページをお開きください。

歳入でございます。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料でございます。1,992万4,000円の減でございます。これにつきましては、各現年度及び滞納繰越分の特別徴収保険料、普通徴収保険料の確定によるものでございます。

次に、2款分担金及び負担金、2項負担金、1目認定審査会負担金7万2,000円の減でございます。これにつきましては、岩瀬地方介護認定審査会共同設置負担金の額の確定によるものでございます。

次に、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金20万8,000円の減でございます。これにつきましても、介護給付費の確定に伴うものでございます。

次のページをお開きください。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金でございますが、367万1,000円の減でございます。これにつきましても、現年度分の調整交付金の確定によるものでございます。

4目災害臨時特例交付金、これにつきましては3,535万円の増でございます。これも災害臨時交付金の額の確定に伴うものでございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金1,460万3,000円の減でございます。これも介護給付費負担金の2号被保険者分の減でございますが、その額の確定によるものでございます。

2目地域支援事業支援交付金21万8,000円の増、これも地域支援事業の確定によるものでございます。

1款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金413万8,000円の増でございます。これにつきましても、現年度介護給付費の確定に伴うものでございます。

次のページをお開きください。

7款繰入金、2項基金繰入金、2目介護給付費準備基金繰入金1,536万1,000円の減でござ

ございます。これにつきましては、介護給付費の確定によります基金繰り入れの必要がなくなったための減でございます。

次のページお開きください。156ページでございます。

歳出でございます。

1 款総務費、3 項介護認定審査会費でございますが、23万4,000円の減でございます。これにつきましては、認定調査員の賃金の確定による減額でございます。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費でございますが、1 目介護サービス等諸費、これにつきましては、補正額が1,785万3,000円の減でございます。これにつきましては、各介護サービス等の諸費につきましの減額に伴うものでございます。

2 目第1号被保険者保険料還付金でございますが、これにつきましても、第1号の被保険者の保険料の還付金の確定による減額でございます。980万の減でございます。

3 目介護サービス給付費還付金でございますが、621万9,000円の減、これについても額の確定によるものでございます。

次のページお開きください。

2 款保険給付費、2 項介護予防サービス等諸費、同じく1 目介護予防サービス等諸費でございますが、86万6,000円の減、これにつきましても、介護予防サービス給付費の額の確定に伴う減額でございます。

2 款保険給付費、4 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス等費でございますが、153万5,000円の減額でございます。これも説明欄のとおり、各サービスの減額した主なものでございます。

2 款保険給付費、5 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所介護サービス等費でございますが、195万4,000円の減、これにつきましても、サービス費の額の確定による減額でございます。

次のページお開きください。

5 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費、1 目二次予防事業費でございますが、これにつきましては145万5,000円の減額でございますが、これにつきましても、二次予防事業費の額の確定に伴います各種経費の減額でございます。

次に、2 目一次予防事業費70万の減、これも第一次予防事業費の額の確定に伴う減額でございます。

次のページお開きください。

5 款地域支援事業費、2 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業・任意事業費でございますが、13万6,000円の減、これについては臨時職員の賃金の額の確定に伴います減額でございます。

7 款諸支出金、3 項介護サービス等諸費、1 目食費・居住費支援費ということで348万6,000円の減額でございます。これについても還付金の額の確定に伴います減額でございます。

9 款予備費、1 項予備費、1 目予備費でございますが、3,010万5,000円の増というところでございます。

以上、ご説明申し上げました。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

報告第7号 平成23年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第7号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

---

#### ◎報告第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第10、報告第8号 平成23年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長、柳沼英夫君。

〔産業課長 柳沼英夫君 登壇〕

○産業課長（柳沼英夫君） ただいま上程されました報告第8号 専決処分した事件の承認に

つきまして提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの専決につきましては、専決第7号によりまして、鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、平成24年3月31日付で専決処分したものであります。

このたびの補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,477万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億6,587万1,000円とするものであります。

内容につきましては、土地売払収入の一括納入により補正及び事業の確定により予算の整理をするものでございます。

詳細につきましては、170ページからの事項別明細により説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。

1款財産収入、1項財産売払収入、1目土地売払収入、補正額6,477万3,000円でございます。内容につきましては、南部第一工業団地に進出しました旧会田金型製作所、現ダイシンモールド株式会社さんから工場用地の代金を一括納入したいという申し出があり、補正を受けるものでございます。

次に、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額120万円の減でございます。内容につきましては、旅費、需用費、委託料となつてございまして、事業確定実績による予算の整理をするものでございます。

次のページお願いいたします。

1款総務費、1項工業団地事業基金積立金、1目工業団地事業基金積立金、補正額6,477万3,000円の増でございます。内容につきましては、ダイシンモールド株式会社さんからの土地売払代金を基金に積み立てるものでございます。

次に、2款事業費、1項事業費、3目南町地区事業費18万6,000円の減につきましては、事業確定によります工事請負費の減でございます。

4款予備費、1項予備費、1目予備費につきまして、補正額138万6,000円につきましては、予算の整理でございます。

以上、ご説明申し上げました。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

報告第8号 平成23年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第8号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

---

#### ◎報告第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第11、報告第9号 平成23年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、関根邦夫君。

〔都市建設課長 関根邦夫君 登壇〕

○都市建設課長（関根邦夫君） ただいま上程されました報告第9号 専決処分した事件の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

176ページをお開き願います。

本件は、平成23年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業の特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決第8号として、平成24年3月31日付で専決処分したものでございます。

このたびの補正につきましては、事業の確定により平成23年度補正予算の整理をしたものでございます。第1条によりまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,150万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,031万円とするものでございます。

なお、第2条におきまして、地方債の補正を別表第2の地方債補正によりまして、限度額を2,130万円を1,250万円に変更するものでございます。

内容につきましては、182ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

## 2、歳入。

1 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金3,225万円の減額でございます。これは事業費確定に伴う減額でございます。

次に、3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目国庫補助金1,045万円の減額でございます。これも補助事業の確定によります減額でございます。

5 款町債、1 項町債、1 目町債880万円の減額でございます。これにつきましても、補助金の確定によります起債の減額でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

## 3、歳出。

1 款事業費、1 項事業費、1 目事業費、補正額5,150万円の減額でございます。内容につきましては、13節委託料569万5,000円、道路設計等の委託料の減額でございます。

次に、15節工事請負費2,716万7,000円の減額につきましては、単独事業費と補助事業費の道路築造の減額でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては1,241万1,000円の減額でございます。これは単独事業費の土地改良区の一時的決済金、水道工事の事業負担金の減額でございます。

22節補償補てん及び賠償金でございますが、596万7,000円の減額でございます。補助事業の物件補償費の補助金の確定によります減額でございます。

以上、ご説明申し上げました。ご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

報告第9号 平成23年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第9号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

審議の途中ですが、昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午後 零時03分

開議 午後 1時00分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

◎報告第10号及び報告第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第12、報告第10号 平成23年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分した事件の承認について及び日程第13、報告第11号 平成23年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分した事件の承認についての2件を一括議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、報告2件を一括議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、圓谷信行君。

〔上下水道課長 圓谷信行君 登壇〕

○上下水道課長（圓谷信行君） ただいま上程されました報告第10号 専決処分した事件の承認について専決9号、それから報告第11号 専決処分した事件の承認についての2会計についてご説明を申し上げます。

まず、報告第10号、11号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして24年3月31日専決したので、同条の3項の規定によりまして、報告、承認を求めるものでございます。

最初に、188ページになります。

平成23年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）でございしますが、今回の補正につきましては、平成23年度事業の確定に伴いまして予算の整理をするものでございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,826万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,740万円とするものでございます。

第2条の地方債の変更につきましての廃止につきましては、190ページ、次のページになります。

今回の起債の変更につきましては、事業の確定に伴う地方債の限度額を減額するものでございまして、まずは公共下水道事業債につきましては2,900万から1,750万に、特別措置分として1,840万から1,830万に、流域下水道債としては210万から160万円に、平準化債については8,510万から8,410万に、地方公営企業債、災害復旧事業債につきましては1億1,150万から4,130万円にそれぞれ減額をするものでございます。

また、災害減収対策債として1,600万の予定でございました企業債につきましては、事業の確定によりまして歳入が不要となりましたので廃止をいたしたいと思っております。

内容につきましては194ページの事項別明細書によりまして説明をいたします。

194ページでございます。

歳入でございますが、1、分担金及び負担金、1項分担金、1目受益者負担金176万6,000円の減額でございます。これは東北旭段ボールの新工場の造成に伴いまして、開発の事業がおくれたことによる事業調整による減額をするものでございます。

次に、2款になります。2款使用料及び手数料、1項使用料、1目手数料でございますが、事業確定に伴いまして393万7,000円の増額でございます。事業確定によるものでございます。

次に、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目国庫補助金2億3,268万1,000円の増額になります。公共下水道事業の補助金の確定による増額でございます。

次に、5款繰入金、一般会計繰入金、1項1目一般会計繰入金でございますが、1億6,379万2,000円の減額になります。これは事業確定に伴う一般会計からの繰入金の減額でございます。

次に、7款諸収入、1項雑入、1目雑入でございますが、減額2万4,000円でございます。事業費確定による調整額でございます。

次に、8款になります。町債、1項町債、1目町債でございますが、9,930万円の減額になります。事業確定による各種の減額ということになります。

次に、歳出になります。1款総務費、1項総務管理費、1目総務管理費254万2,000円の減額となります。これは委託料を含めまして、各事業の確定に伴う減額でございます。

次に、200ページになります。

2款事業費、1項事業費、1目事業費でございますが、1,992万5,000円の減額になります。これにつきましては、15節関係、工事費請負関係の単独事業費関係の減額によりまして事業費確定によりまして減額というふうになります。

次に、2目になります。災害復旧費でございますが、331万2,000円の減額でございます。

これにつきましては、工事費の確定に伴う減額というふうになります。

次になります。202ページになります。

3款公債費、1項公債費、1目元金でございまして110万円の減額、それから2目の利子でございしますが、174万1,000円の減額でございまして、これは事業費等の確定によるものでございます。

次に、5款になります。予備費、1項予備費、1目予備費35万6,000円の増額でございまして、事業費確定による調整額というふうになります。

次になりますが、206ページになります。

報告第11号でございまして、これは平成23年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）でございまして、今回の補正につきましては、平成23年度事業確定に伴いまして予算の整理をするものでございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ304万7,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億818万3,000円とするものでございます。

第2条の地方債の変更につきましては、208ページになりますが、今回の起債の変更につきましては、事業費の確定に伴います限度額の変更、減額をするものでございまして、企業債450万から260万円にするものでございます。内容につきましては、212ページの事項別明細書により説明をいたします。

212ページになります。

2款になります。使用料及び手数料、1項使用料、1目集落排水使用料でございまして、11万2,000円の増額でございまして、実績の確定によるものでございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金894万7,000円の減額でございまして、これは事業費確定によるものの一般会計の繰入金でございまして。

7款町債、1項町債、1目町債190万円の減額でございまして、災害事業復旧債の事業確定によるものの減額というふうになります。

次のページになります。

8款国庫支出金、1項国庫補助金、1目国庫補助金768万8,000円の増額になります。農業集落排水事業の補助金の確定による増額というふうになります。

歳出になります。216ページになります。

1款総務費、2項施設管理費、1目施設管理費294万7,000円の減額でございまして、処理場関係委託費の確定に伴う減額による、その他精算でございまして294万7,000円の減額というふうになります。

次に、3款になります。3款公債費、1項公債費、1目元金でございまして10万円の減額でございまして、これは確定による精算でございまして。

以上、2会計の提案の理由をご説明申し上げました。ご審議をいただき、承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の一括説明を終わります。

これより報告2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告2件の採決を行います。

初めに、報告第10号 平成23年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分した事件の承認についての件を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第10号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

次に、報告第11号 平成23年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第11号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

---

#### ◎報告第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第14、報告第12号 平成24年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、助川浩一君。

〔副町長 助川浩一君 登壇〕

○副町長（助川浩一君） ただいま上程をされました報告第12号 専決処分した事件の承認についてご説明を申し上げます。

本件は、平成24年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）につきまして、専決処分第11号として、平成24年4月25日付専決処分をしたものでございます。

219ページをお開き願います。

このたびの補正につきましては、使途が復興庁より採択された事業に限定されます東日本大震災復興交付金事業につきまして、本年度において速やかに取り組みを進めるため、歳入歳出予算それぞれに1,500万円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億2,500万円とするものでございます。

内容につきましては、224ページからの事項別明細書によりましてご説明を申し上げます。まず、歳入の部です。

17款繰入金、2項基金繰入金、7目ががんばるぞ鏡石震災復興基金繰入金としまして、補正額500万円の減額でございます。8目東日本大震災復興交付金基金繰入金としまして、補正額2,000万円の増額です。

次に、歳出の部です。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費としまして、補正額500万円の減額です。内容につきましては、駅前地区を対象とし実施をする予定でございました進化する鏡石実行プロジェクト設計業務委託につきまして、復興交付金事業として採択をされました復興まちづくり事業計画策定事業に含めて実施をすることに伴います減額でございます。

7目企画費としまして、補正額2,000万円です。内容につきましては、駅周辺地域を対象とします復興まちづくり事業計画策定業務の委託経費でございます。

以上、ご説明を申し上げます。ご審議をいただきまして、ご承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

報告第12号 平成24年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第12号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

---

#### ◎報告第13号及び報告第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第15、報告第13号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分した事件の承認について及び日程第16、報告第14号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分した事件の承認についての2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、今泉保行君。

〔参事兼税務町民課長 今泉保行君 登壇〕

○参事兼税務町民課長（今泉保行君） ただいま一括上程されました報告第13号 専決処分した事件の承認について並びに報告第14号 専決処分した事件の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの専決処分2件につきましては、上位法である地方税法の一部改正が行われ、平成24年3月31日に交付されたことに伴う改正であります。

まず初めに、227ページであります。

報告第13号 専決処分した事件の承認については、専決第12号として、鏡石町税条例の一部を改正する条例につきまして、平成24年3月31日付で専決処分したものであります。

このたびの税条例の一部改正の主な内容につきましては、固定資産税につきまして、平成24年度の評価がえに当たっての所要の改正、また、町民税については、譲渡所得における特別控除の特例及び住宅借入金特別税額控除にかかわるものの所要の改正であります。



内容につきましては、228ページからの鏡石町税条例の一部を改正する条例についての内容についてご説明申し上げます。

まず、36条の2項の関係であります。こちらにつきましては、（各控除額を削る）につきましては、公的年金のみの申告で、寡婦に各控除を受ける場合の申告書の提出を不要とする改正であります。

次に、附則第10条の2関係であります。こちらにつきましては、新築住宅に対する固定資産税の減額を受けようとするべき者の申告につきまして、地方税法の施行規則の附則の改正、条項に伴う改正となっております。

次に、附則第10条の2を附則第10条の3とし、附則第10条の次に次の1条を加えるであります。附則第10条の2としまして、いわゆる公害防止用の下水道の除外施設にかかわりませ課税標準の特例につきまして、町のほうでその割合を4分の3と定めるものであります。

続きまして、附則第11条の関係であります。附則第11条につきましては、固定資産税の賦課に関します期間の改正並びに地方税法附則の条項の改正に伴う改正となっております。

次に、附則第11条の2であります。こちら固定資産税の土地の価格の特例に関する対象年度の改正であります。

続きまして、附則第12条であります。附則第12条につきましては、宅地等に課せる固定資産税の特例に関する対象年度の改正であります。また、第2項では、課税標準額の特例にかかわる算出割合の改正を行うものであります。第4項につきましては、削除の改正に伴う項の繰り上げ改正であります。

続きまして、附則第13条であります。附則第13条につきましては、農地に対して課せる固定資産税の特例の対象年度の改正となっております。

続きまして、229ページです。附則第15条第1項の関係であります。こちらは特別土地保有税の課税の特例の対象年度等の改正であります。また、附則第12条の改正に伴う項の改正となっております。

次に、附則第21条の次に次の1条を加えるとしまして、第21条の2でありますけれども、こちらにつきましては、特例民法法人化に移行した一定の社団法人または一般財団法人につきまして、固定資産税について非課税とする特例措置が講じられたことに伴う、その手続を新たに規定するための条項であります。

次に、附則第22条の関係であります。附則第22条の2につきましては、東日本大震災にかかわる被災居住用財産の敷地にかかわる譲渡期限の延長の特例としまして、それぞれ町民税の課税の特例の読みかえを行うものであります。また、租税特別措置法の譲渡所得の特別控除額の特例に対しまして、新たに被災居住住宅の敷地にかかわる譲渡期限の延長の特例を適用するものであります。

次ページお願いいたします。

第2項では、その適用を受ける場合の申告について規定をしたものでございます。

続きまして、附則第23条の関係であります。こちらにつきましては、見出し文言の改正と地方税法附則の条項改正に伴う改正、また、震災特例法への文言の改正、第2項では、個人の町民税の住宅借入金等特別控除について、地方税の附則の読みかえをするための改正となっております。

続きまして、附則でございます。附則第1条につきましては、施行期日を定めてございます。1項ただし書の寡婦申告の関係につきましては、平成26年1月1日から施行すると定めるものであります。

次に、231ページでございます。

第2条では、町民税に関する経過措置を定めてございます。36条の2、町民税の申告で今回の改正の各控除にかかわる制度については、26年度以降の適用とするものとなります。また、第2項では、今回改正の附則第23条につきまして、24年度以降の町民税について適用すると定めるものであります。

次に、第3条につきましては、固定資産税に関する経過措置であります。新条例の規定中、固定資産税に関する部分につきましては、平成24年度以降の年度分の固定資産税について適用すると定めるものであります。また、第2項におきましては、附則第10条の2につきまして、25年度以降の固定資産税に適用すると定めるものでございます。

続きまして、第3項におきましては、宅地等に対して課する固定資産税の特例につきまして、今回改正する分につきましては、平成24年度、平成25年度は従前の規定を適用するため読みかえを行う、読みかえつつ割合を変更する改正となっております。

続きまして、第4項でありますけれども、第4項につきましては、固定資産税の免税点の適用に関する特例について読みかえる規定であります。

また、附則第15条第1項、次ページになりますけれども、こちらも特別土地保有税の課税の特例に関しまして読みかえる規定となっております。

以上が税条例の一部を改正する条例についての内容となっております。

次に、233ページであります。

報告第14号であります。専決第13号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、平成24年3月31日付で専決処分したものであります。

内容につきましては、次のページをごらんいただきたいと思います。

このたびの一部改正は、長期譲渡所得にかかわる国民健康保険税の課税の特例において、東日本大震災にかかわる被災居住用財産の敷地にかかわる譲渡期限の延長の特例を適用するために、新たに附則第15項を加えまして、既存の附則第4項の読みかえを行う改正となっております。

ございます。附則につきまして、次の1項を加えるとしまして、東日本大震災にかかわる被災居住用財産の敷地にかかわる譲渡期限の延長の特例を第15項として定めるものであります。

なお、この条例につきましては、平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上、一括上程されました報告第13号並びに報告第14号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

初めに、報告第13号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分した事件の承認についての件を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第13号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

次に、報告第14号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分した事件の承認についての件を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第14号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

---

◎報告第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第17、報告第15号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

〔総務課長 小貫忠男君 登壇〕

○総務課長（小貫忠男君） ただいま上程されました報告第15号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、去る3月に開催されました第3回議会定例会において、平成23年度一般会計補正予算（第9号）の繰越明許費9件と、3月31日付で専決処分をさせていただいた平成23年度一般会計補正予算（第11号）の繰越明許費2件につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものであります。

236ページと237ページお願いいたします。

まず、4款衛生費、1項保健衛生費、高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成事業につきまして、3月31日で事業の終了予定でありましたが、6月30日まで事業期間が延長されましたことに伴う繰り越しでございます。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、農業集落排水施設災害復旧事業につきましては、災害復旧事業に伴う農業集落排水事業特別会計への繰出金であります。

8款土木費、2項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業につきましては、中外線並びに鏡田499号線の道路改良工事に伴う繰り越しでございます。同じく、3項の都市計画費の公共下水道災害復旧事業につきましては、公共下水道の災害復旧事業に伴います公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。

次に、9款消防費、1項消防費、一部損壊住宅費支援交付金事業につきましては、事業を平成25年3月末日まで実施をするための繰り越しでございます。同じく、災害救助法によります住宅応急修理事業につきましては、3月末の事業期間が6月末日まで期間が延長されたことに伴う繰り越しでございます。

次に、11款の災害復旧費、1項農林施設災害復旧事業につきましては、震災と台風災に伴う農業施設、農用地の災害復旧工事を行うものであります。同じく、2項の土木施設災害復旧事業につきましては、震災、台風災に伴う道路等の災害復旧工事を行うものであります。同じく、3項の社会福祉施設等の災害復旧事業につきましては、老人センター並びに保育所の災害復旧工事を行うものであります。同じく4項の社会教育施設災害復旧事業につきましては、構造改善センターの災害復旧工事を行うものであります。

13款諸支出金、2項公営企業費、上水道施設災害復旧事業につきましては、災害復旧工事に伴います上水道企業会計への繰出金でございます。

合計をいたしまして、翌年度の繰越額が7億4,691万円となります。

以上、ご報告を申し上げます。ご審議をいただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

報告第15号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

---

#### ◎報告第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第18、報告第16号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、関根邦夫君。

〔都市建設課長 関根邦夫君 登壇〕

○都市建設課長（関根邦夫君） ただいま上程されました報告第16号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、去る3月に開催されました第3回鏡石町議会定例会において議決いただきました平成23年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の繰越明許費であり、地方自治法施行令第146号第2項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、240ページをお開きください。

1款事業費、1項事業費の土地区画整理事業において、翌年度繰越額が1,933万6,000円

であり、これにつきましては、道路築造工事2件、補償費1件で行うものでございます。

以上、提案の理由を申し上げました。ご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

これより、報告第16号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について採決します。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

---

#### ◎報告第17号及び報告第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第19、報告第17号 鏡石町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について及び日程第20、報告第18号 鏡石町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての2件を一括議題といたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

局長の議案朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、圓谷信行君。

〔上下水道課長 圓谷信行君 登壇〕

○上下水道課長（圓谷信行君） ただいま一括上程されました報告第17号 鏡石町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、それから報告第18号 鏡石町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての2会計についてご説明をいたします。

この2会計については、去る3月の議会によりまして繰越明許費の議決をいただいたところでございまして、それらに伴う報告というふうになります。

初めに、報告第17号でございしますが、平成23年度鏡石町公共下水道事業特別会計繰越明許費について、224ページになります。説明したいと思います。

まず、繰越明許費、146条2項の規定によりまして報告いたします。

まず、244ページの第2款事業費関係でございしますが、2款事業費、2項事業費の中の公共下水道事業費3,677万9,000円の繰越費でございまして、これにつきましては、駅東関係の土地区画整理関係における管渠築造工事等におけるものでございます。

次に、2款になります。2款事業費、1項事業費の1目になります。災害復旧事業費7億5,015万円の繰り越しになります。これにつきましては、復旧費の工事費になりますが、中央小分区の工事ほか7件の工事によるものでございます。

以上が公共下水関係でございまして。

次に、248ページになります。

報告第18号でございしますが、鏡石町農業集落排水事業特別会計繰越明許費は、次のとおりということになります。1款の総務費、2項の施設管理費になります。事業名になりますが、1目の災害復旧事業費でございまして3,249万円の繰り越しをするものでございます。これにつきましては、成田の集落排水関係の工事費の1件分の繰り越しというふうになります。

以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議をいただきまして、承認されますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

初めに、報告第17号 鏡石町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

次に、報告第18号 鏡石町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

---

### ◎報告第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第21、報告第19号 鏡石町一般会計事故繰越し繰越計算書についての件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、関根邦夫君。

〔都市建設課長 関根邦夫君 登壇〕

○都市建設課長（関根邦夫君） ただいま上程されました報告第19号の鏡石町一般会計事故繰越し繰越計算書について提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、昨年が発生しました震災により、年度末までに事業を完了できなかったため、道路維持事業につきまして、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、252ページをお開きください。

8款土木費、2項道路橋梁費、道路維持事業につきまして、繰越額が394万4,000円であり、これにつきましては、平成22年度地域活性化・きめ細やかな交付金事業で北町・堀込線の舗装補修工事であります。工事につきましては、5月末に完了したところでございます。

以上、ご報告申し上げます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。



〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

報告第19号 鏡石町一般会計事故繰越し繰越計算書についての件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

---

### ◎報告第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第22、報告第20号 鏡石町上水道事業会計予算繰越計算書についての件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、圓谷信行君。

〔上下水道課長 圓谷信行君 登壇〕

○上下水道課長（圓谷信行君） ただいま上程されました報告第20号 鏡石町上水道事業会計予算繰越計算書についてご説明を申し上げます。

平成23年度鏡石町上水道事業会計予算の建設改良費については、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条3項の規定によりまして報告するものでございます。

256ページをお願いしたいと思います。

資本費関係の繰り越しになります。1款の資本的支出の1項になります建設改良費、事業名、1目になりまして、建設改良費でございます。これにつきましては1億4,898万5,000円の繰り越しというふうになります。事業の内容につきましては、災害復旧原町地内の配水関係の工事ほか4件、それから下水道関連の、災害復旧の関連の布設費として久来石、旭町、不時沼、3件、合わせて7件の工事の繰り越しになります。合わせて1億4,898万5,000円の繰り越しとなります。

以上、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、ご説明を申し上げます。ご審議を賜りまして、ご承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

報告第20号 鏡石町上水道事業会計予算繰越計算書についての件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

---

#### ◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第23、議案第68号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） 〔第68号議案を朗読〕

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、今泉保行君。

〔参事兼税務町民課長 今泉保行君 登壇〕

○参事兼税務町民課長（今泉保行君） ただいま上程されました議案第68号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの税率の改正につきましては、本町の国民健康保険の状況につきまして、加入世帯、加入者数はともに減少傾向にあるものの、医療給付費、また、納付金は減らない状況にあります。国保税等の見直しに当たりましては、町全体で必要な国保税について、受益と負担の原則から、それぞれに検討してきたところでありまして、今年度も若干の負担をお願いするものであります。

理由としましては、先ほど申し上げましたが、保険給付費や後期高齢者支援金の納付、負担額が増加していることや、保険者として国保財政の安定化を考慮しなければならないためであります。本来であれば、受益と負担の原則からは応分の負担をお願いするところでありまして、東日本大震災などの社会情勢を考慮しまして、基金の運用により被保険者の負担を極力抑えるようにして、若干の負担をお願いするというものであります。

内容につきましては、259ページの一部条例改正の案についてご説明を申し上げたいと思

います。

まず、第3条でありますけれども、医療給付費の給付分の所得割について、税率を100分の8.80から100分の9.05に引き上げるものであります。

次に、第4条は、医療給付分の資産割について、税率を100分の8.75から100分の7.00に引き下げるものであります。

次に、第5条は、医療給付分の均等割について、2万5,000円を2万6,000円に引き上げるのであります。

続いて、第5条の2でありますけれども、医療給付分の世帯別平等割については、1万8,900円を2万円に引き上げ、同条2項で特定世帯につきましては、9,450円を1万円に引き上げるものであります。

次に、第6条は、後期高齢者支援所得割についてでありまして、100分の1.88を100分の2.20に引き上げるものであります。

第7条は、後期高齢者支援の資産割について、100分の7.70を100分の6.00に引き下げるものであります。

続いて、第7条の2につきましては、同じく後期高齢者支援分の均等割について、6,950円を7,100円に引き上げるものであります。

次に、第7条の3につきましては、同じく後期高齢者支援分の平等割について、6,000円を6,300円に引き上げ、同条第2項中の特定世帯については、3,000円を3,150円に引き上げるものであります。

次に、第8条につきましては、介護納付金の所得割であります。税率を100分の2.35から100分の2.50に引き上げるものであります。

第9条は、同じく介護納付金の資産割について、税率を100分の2.50から100分の2.00に引き下げるものであります。

次に、第23条1号関係であります。こちらからは国民健康保険税の減額関係になります。23条第1号につきましては、いわゆる7割軽減の規定であります。

まず、アとしまして、国保税の均等割について、1万7,500円を1万8,200円に引き上げる。同号イの（ア）としまして、平等割について、1万3,230円を1万4,000円に引き上げる。同号イの（イ）で、平等割の特定世帯について、6,615円を7,000円に引き上げる。同号エでは、後期高齢者支援金の均等割について、4,865円を4,970円に引き上げる。同号エの（ア）で、後期高齢者支援金の平等割について、4,200円を4,410円に引き上げるものであります。

次に、同号エの（イ）で、高齢者支援金の平等割の特定世帯について、2,100円を2,205円に引き上げるものであります。

次に、同条の第2号は5割軽減の規定であります。アにおいて、国保税の均等割について、1万2,500円を1万3,000円に引き上げる。同号イの（ア）平等割について、9,450円を1万円に引き上げる。同号イ（イ）で、平等割の特定世帯について、4,725円を5,000円に引き上げる。同号ウで、後期高齢者支援金の均等割について、3,475円を3,550円に引き上げる。同号エ（ア）において、後期高齢者支援金の平等割について、3,000円を3,150円に引き上げる。同号エの（イ）において、後期高齢者支援金の平等割の特定世帯について、1,500円を1,575円に引き上げるものであります。

次に、同条の3号が2割軽減の規定であります。アにおいて、均等割について、5,000円を5,200円に引き上げるものであります。同じくイの（ア）において、平等割ですが、3,780円を4,000円に引き上げる。イの（イ）において、平等割の特定世帯について、1,890円を2,000円に引き上げるものであります。同号ウの後期高齢者支援金の均等割について、1,390円を1,420円に引き上げるものであります。同じくエの（ア）において、後期高齢者支援金の平等割について、1,200円を1,260円に引き上げるものであります。同号エの（イ）において、後期高齢者支援金の平等割について、特定世帯について、600円を630円に引き上げるものであります。

附則としまして、施行期日は公布の日から施行するものであります。また、適用区分としまして、改正後の鏡石町国民健康保険税条例の規定は、平成24年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成23年度分までの国民健康保険については、なお、従前の例によるものであります。

以上の改正によりまして、国保税関係の引き上げ額ですが、医療給付納付金の1人当たりの税額は7万9,908円となりまして、昨年比で2,796円、3.6%の引き上げとなります。また、介護納付金では、1人当たり2万2,887円で、昨年より197円、0.8%の引き上げとなります。

以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第68号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第69号及び議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第24、議案第69号 鏡石町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第25、議案第70号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題といたします。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） 〔第69号及び第70号議案を朗読〕

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、今泉保行君。

〔参事兼税務町民課長 今泉保行君 登壇〕

○参事兼税務町民課長（今泉保行君） ただいま一括上程されました議案第69号 鏡石町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第70号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの条例改正2件は、いずれも住民基本台帳法の一部を改正する法律が公布されまして、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象となったための所要の改正であります。

初めに、議案第69号 鏡石町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

261ページになります。

まず、第2条中でありまして、または外国人登録法の規定に基づき登録されているものという文言を削除するものであります。いわゆる登録資格に関する改正であります。

次に、第4条第1号中でありまして、第4条につきましては、外国住民の登録する印鑑について、受理できるもの、できないものをより明確にする所要の改正となっております。

次に、第10条の第2号であります。第10条の第2号につきましては、印鑑登録の削除につきまして、外国人住民に関する規定を改正するほか、所要の規定を追加するものであります。

次に、第17条を第18条とし、同条の前に次の1条を加えることとしまして、新たに第17条としまして、その他の事項を加えるものであります。第17条につきましては、外国人登録原票に登録されている者が既に受けた印鑑の登録の取り扱いについて、第1号では職権で削除できる場合について、第2号では職権で修正できる場合について規定をするものであります。

附則としまして、この条例は平成24年7月9日、法律の施行日と同日に施行するものであります。

続きまして、262ページになります。

議案第70号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

こちらにつきましても、手数料徴収条例の中に、別表中に外国人登録原票記載事項証明書手数料、1通250円という項目があります。この項目につきまして、通常の住民票等の取り扱いと同じくなることから、この項目について削除をするものでございます。

附則としまして、この条例は法律の施行日にあわせまして、平成24年4月9日から施行するものであります。

以上、一括上程されました議案第69号並びに議案第70号について提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、議案第69号 鏡石町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第26、議案第71号 鏡石町語学指導等を行う外国青年の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） 〔第71号議案を朗読〕

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長、木賊正男君。

〔参事兼教育課長 木賊正男君 登壇〕

○参事兼教育課長（木賊正男君） ただいま上程されました議案第71号 鏡石町語学指導等を行う外国青年の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由をご説明を申し上げます。

このたびの一部改正につきましては、国の平成24年度JETプログラムの運用改善についてに基づき、JETプログラム参加者の報酬額の見直しを行うものであり、再任用に一定のインセンティブを与えつつ、地方公共団体の財政負担の軽減を図るものでございます。

具体的には、264ページをごらんいただきたいと思います。

第2条でございますが、給与の規定でございますけれども、その月額が30万円を基準として規則で定めるを、その月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とするに改め、同条に次の各号を加えるものであり、まず、第1号につきましては、外国青年招致事業により、平成24年3月31日以前に任用した者、30万円を基準として規則で定める額、こちらは従前のとおりでございます。第2号につきましては、外国青年招致事業により、平成24年4月1日以後に来日した者であって、任用1年目の者につきましては28万円、第3号につきましては、外国青年招致事業により、平成24年4月1日以後に来日した者であって、任用2年目の者については30万円、第4号につきましては、外国青年招致事業により、平成

24年4月1日以後に来日した者であって、任用3年目の者については32万5,000円、第5号につきましても、外国青年招致事業により、平成24年4月1日以後に来日した者であって、任用4年目及び5年目の者については33万円とするものでございます。

これによりまして、新任者につきましても、税額控除前の額で初年度は336万円程度、再任用された場合の2年目は360万円程度、3年目は390万円程度、特に、すぐれた者として2回を超えて再任用された4年目、5年目につきましても、396万円程度とするものでございます。これは、これまでJET参加者の報酬額が税額控除後で一定額が確保されてきたことを踏まえまして、応募者の質の確保にも配慮しながら、原則として再任用されたJET参加者の税額控除後の報酬額が勤務年数の経過とともに前年の水準を下回ることがないようにした上で、地方公共団体の財政負担を5カ年総合で一定程度軽減するための見直しでございます。

附則につきましても、本改正条例の施行について、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用するものとしてございます。

以上、提案理由をご説明申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第71号 鏡石町語学指導等を行う外国青年の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。



---

◎散会の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時10分

第 2 号

平成24年第4回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成24年6月10日(日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	円谷寛君	2番	古川文雄君
3番	菊地洋君	4番	長田守弘君
5番	小林政次君	6番	畑幸一君
7番	井土川好高君	8番	大河原正雄君
9番	今泉文克君	10番	仲沼義春君
11番	木原秀男君	12番	渡辺定己君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	助川浩一君
総務課長	小貫忠男君	参事兼 税務町民課長	今泉保行君
健康福祉課長	小貫秀明君	産業課長	柳沼英夫君
都市建設課長	関根邦夫君	上下水道課長	圓谷信行君
参事兼 教育課長	木賊正男君	会計管理者 兼 会室長	高原芳昭君
原子力災害 対策室長	長谷川静男君	農業委員会 事務局長	関根学君
教育委員会 委員長	吉田栄新君	選挙管理 委員会委員長	西牧英二君
農業委員会 委員長	菊地栄助君		

事務局職員出席者

議会事務局 局長	吉田賢司	副主幹	相楽信子
-------------	------	-----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日は、町制施行50周年を記念し、開かれた議会を目指して休日議会を開催いたしました。

関係者各位にはお休みのところご協力いただき、まことにありがとうございます。どうかよろしくお願いいたします。

議事に入ります。

本日の議事は議事日程第2号により運営いたします。

---

◎一般質問

○議長（渡辺定己君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

---

◇ 古 川 文 雄 君

○議長（渡辺定己君） 初めに、2番、古川文雄君の一般質問の発言を許します。

2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） おはようございます。2番議員、古川です。

6月議会は、自身4回目の定例会であり、町議会にとって意義のある試みとなる日曜議会となりました。多くの町民の方々に傍聴していただける中で一般質問を行う機会をいただけたことに感謝申し上げます。今回の一般質問で与えられた時間はいつもより短いことから、早速質問に入らせていただきます。

まず初めに、1番、東京電力福島第一原発事故にかかわる放射能問題についてです。

将来のある子供たちの食の安全についてはこれまでもお聞きしておりますが、成長期の子供たちに県産食材を使用することによって、一部不安視する声を耳にいたします。そこで、食を提供する者の責任という観点から（1）番、学校給食や幼稚園・保育所の給食にかかわる食材の選定やセシウムの測定はどの段階、またどのような手法で実施しているのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長、木賊正男君。

○参事兼教育課長（木賊正男君） おはようございます。

2番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

東京電力福島第一原発事故に適切に対処し、児童・生徒の内部被曝防止と不安を少しでも軽減するために、教育委員会においても鏡石町簡易放射能測定センター第2検査室を設置いたしまして、各学校、保育所の給食食材を毎日検査してございます。食材につきましては、従前から福島県学校給食会、地元JA及び地元商工会加盟店から調達している状況でございます。食材の業者における測定を初め、当日の食材について測定し、安全であることを確認しながら調理して提供しております。今後も、学校給食法に基づき、地産地消を基本として、地元産に限らず、県内・県外産を問わず、引き続き検査を実施しながら、安全・安心を確認してまいりたいと考えております。

なお、これまで3月1日から5月までの実績を申し上げますと、第一小学校、第二小学校、鏡石中学校、保育所、そして私立幼稚園は鏡石栄光保育園でございますが、そちらを4月から始めてございまして、これまで1,008の検体を検査し、いずれも不検出でございました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 過剰な反応だというふうに思われますが、子供を持つ親、保護者には子供を守る義務があります。ここに中学校と第二小学校の給食だよりがございまして、6月号だけがそうだったのかもしれませんが、この中には、町としての取り組み内容、また検査結果についての記載はございません。第二小学校の給食だよりには「給食の食材は国の安全基準を満たしているものを購入しますのでご安心ください」というふうにのみ記載してあるだけです。町としての取り組み内容や、その検査結果等について我々保護者に対し周知を行い、不安の解消につなげることも重要ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育課長、木賊正男君。

○参事兼教育課長（木賊正男君） 2番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

ただいまご質問にありまして、保護者の不安を少しでも解消していくというふうなことが一番の使命でございますので、そちらにつきましても、これまでも市場に出回っている給食食材については検査済みのものをというふうなことでございまして、再度測定センターの中で検査をし、提供をしているという2段階の状況でございまして、それらについても引き続き続けていきたいというふうに考えてございまして、保護者に対しての通知につきましても検討してまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 風評被害撲滅の観点からすれば、基準をクリアした県産食材の積極的な使用を図るべきですが、くれぐれも安全性を最優先にした食材選定を行い、栄養バランスのとれた給食を提供していただけることをお望みいたします。

次に、この春から解除されたものの、1年に及ぶ屋外活動制限は、成長期にある子供たちの体力面へ与えた影響は大きいものであったのではないかと想像されます。

そこで、（2）番、子供たちの体力低下が懸念される中で、何か対策を講じているのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育課長、木賊正男君。

○参事兼教育課長（木賊正男君） ただいまご質問をいただきました、子供たちの体力低下が懸念される中で何か対策を講じているのかのご質問にご答弁を申し上げます。

昨年の東日本大震災の影響で、現在も東京電力福島第一原発事故による放射能汚染や風評被害はいまだ収束していない中、去年は屋外での活動を制限し、体を動かす場所と機会が減少したことによる体力の低下が懸念されているところですが、各校ともに、主に体育館での運動を中心とした体力づくりに努めてきたところでございます。

なお、校庭の表土除去後においては通常の活動として実施してきましたが、一小では仮設校舎の周りに周回コースを設定し、朝の時間や体育の授業で周回コースを利用した持久走を取り入れてまいりました。児童・生徒の心身の健康を維持する上で、体力の維持向上は欠かせない要素であることから、引き続き各種活動に工夫してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） さきの全員協議会で説明いただきましたプールの活用についてですが、今年度以降授業再開予定とのことでした。実施は、学校の屋外プールのみの実施でしょうか、お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長、木賊正男君。

○参事兼教育課長（木賊正男君） プールの実施につきましてご答弁を申し上げます。

学校の屋外プールの実施につきましては、去年は原子力発電所の放射能汚染で使用を中止させていただきましたけれども、本年につきましては、プール授業については再開をしたいという考えのもとに、昨年末に業者によるプール清掃を小学校、中学校とも実施してまいりました。

なお、本年実施するに当たっての前提といたしまして、使用前に改めてプール本体とプー

ルサイドの清掃を実施していくこと、こちらにつきましては、PTA役員で検討の上、保護者の協力をいただきながら進めていきたいというふうに考えてございます。また、その際には、デッキブラシの活用や放射線量の測定をいたしまして、放射線量が低いことを確認した上でプール開放をしていくということを前提としてございます。なお、実際のプールでの授業に当たりましては、プール日誌の毎日の記入ということを義務づけまして、毎日2回の放射線量測定記録を記入していくということもしてございます。

また、準備運動につきましては室内ということで、体育館等での実施をし、極力屋内で、いわゆる水着での露出は避けていくという考え方をしてございます。また、活動時間と休憩時間の割り振りの工夫をしていきたいというふうに考えてございます。また、見学者の場所指定につきましても、これまではプールサイドでの見学をしてございましたが、そちらについては、プールサイドでは見学をしないということで、別立てで考えていきたいというふうに考えております。また、プール活動後の休憩についても、室内で休憩をしていくというふうな取り組みをしていきたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 屋外プールの使用に際し、清掃など放射線量の測定を行ったりと細心の注意を払っているとはいえ、それでも保護者の中には屋外プールの利用に対し不安視する声が聞かれます。昨年にあっては、すいすいも被災し利用できない状況でありましたが、ことは利用可能な状況にあります。安全な環境下での授業実施の観点から、すいすいを活用するというのはいかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長、木賊正男君。

○参事兼教育課長（木賊正男君） 町民プールすいすいの利用の件でございますけれども、先ほどご答弁申し上げましたように、保護者の皆様のご協力をいただきながら、学校プール除染清掃活動をしていきたいというふうに考えておりますが、既に、小学校、中学校ともプールサイドの清掃を終えてございまして、その放射線量については、基準値であります0.23の値を大きく下回っておりまして、第一小学校でも0.06マイクロシーベルトでございますし、第二小学校についても同値を示してございます。そちらの中で、極力学校プールも利用したいというふうに思っておりますが、測定値の値が高い場合には、町民プールは室内でございまして、そちらの利用も考えていくことになるというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 福島市や郡山市等では、民間の屋内プールへバスで送迎し、授業実施をしていたと聞いております。鏡石町でもできないことはないというふうに思います。子供たちにとって何が最良の環境となるのかを最優先にご検討をいただくよう切にお願い申し上げます。

次に、2番、東日本大震災による各種対策についてです。

大震災を経験したことを踏まえて、（1）番、大震災の経験を教訓に子供たちに何か学ばせることなど、考えはございますか。お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長、木賊正男君。

○参事兼教育課長（木賊正男君） 大震災の経験を教訓に子供たちに何か学ばせる考えはあるかのご質問にご答弁を申し上げます。

ただいまご質問にありましたとおり、昨年の東日本大震災による東京電力福島第一原発事故の放射性物質の問題や風評被害がいまだ収束してない中ではございますが、この震災を教訓といたしました教育が大変重要と感じております。まずは、児童・生徒一人一人が危機管理や防災について、自分の命は自分で守ることという基本的な考え方をもち、正しい知識や情報をもとに、正しい判断と行動が求められてくると考えております。これは、学校や保護者などの関係者の共通理解を図り、具体的にどのように教育していくかが大切でございます。

また、家族や地域コミュニティの大切さもこの震災で体験したのではないかと考えております。震災時に経験いたしました家族関係や地域とのかかわりは大きな役割を果たしており、これからの人間形成において非常に重要なことと考えておりますので、こういったことを教育に生かしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 家族や地域のきずなであったり、食べ物や水道水の大切さであったりなど、あの震災を経験したからこそ得られた教訓があるはずですが。あの経験を生きた教材とし、子供たちが後に伝えられるような取り組みをしていただきたいというふうに思います。

次に、（2）番、大震災を契機に人口増加策の一環として避難者受け入れを積極的に推進していく考えはございますか。具体策があればお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） おはようございます。



昨年の3月11日の東日本大震災におきまして、県内のみならず、宮城県、岩手県の沿岸部で津波による大きな被害が発生しまして、住宅のみならず、働く場所などもなくなり、多くの方が仮設住宅等で避難生活を送っているということでございます。さらに、福島県では、津波災害以外で、東京電力福島第一原子力発電所の事故によりまして、相双地方のみならず、多くの県民が県内外に避難しているということをご承知のとおりであります。相双地方の町村におきましては、放射線量の低い周辺自治体に集団移転する、いわゆる仮の町の構想など、復興に向けた取り組みを進めております。当町におきましても、その支援の一環として避難者の受け入れ体制などの支援策を検討していくことも重要というふうに考えてございます。

なお、そのほか国の災害復興交付金事業ということで、我が町も第2回目の申請の中で災害公営住宅の計画の策定費が国から認められました。そういう中でこういったものを計画しながら、流出防止ということも含めて図っていく必要があるのかというふうに思っております。

なお、国・県に対しましても、候補地の一つとして駅東の土地区画整理事業について提案をしているということでもあります。ただ、この仮の町の構想の課題というものも1つございます。というのは、いわゆる自治体の中に自治体をつくるということでもありますので、現行の地方自治法にはそういったものの具体的な規定がないということが1つ、もう1点は、いわゆる財政面で、どちらの市町村がやるのかという、こういった問題もあるということでもあります。きのうの新聞報道の中にも、政府の案としまして、仮の町構想についての受け入れ自治体を財政面を含めて全面支援するというふうに決めたという報道もされたということでもありますので、こういったものの情報をよく調査をしながら、今後対応、検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 私の記憶が正しければ、町長は以前選挙公約の中で、定住促進対策を掲げていたはずですが、町内だけに限らず、近隣市町村に避難している方々にその助成を積極的にアピールすれば、移住先の有力な候補地となるのではないかとというふうに思います。そこで、どのような助成をお考えなのか、内容についてお聞かせください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご質問にご答弁申し上げます。

いわゆる町外からの流入ということでの対策、住宅等のあっせんということで、私の公約の中には入ってございました。そういう中で、本来ですと検討して実施に移すという段階の手はずでありましたけれども、今回のこの大災害によりまして、まずは災害優先を積極的に、

これをやらなければ次に進めないということでもあります。そういう中でありますので、この災害がある程度めどがついたという、落ちついた中でということでも検討していきたいと。

そういう中で、以前から太陽光発電の補助がございました。これは、いわゆる町外からの方、さらには町内の方も一律ということで過去には補助をしていたということでもありますけれども、これについては震災前から提案をしまして、まず町外から来る方について高率な補助をして、まずこの町に入ってくださいと、そういったことをとりあえずはしてございます。そういう中で、今後、先ほど言いましたように、この震災が落ちつくと、そういった復旧・復興がある程度目鼻がついたということでも検討してまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 人口が増加することは非常に喜ばしいことです。避難されている方々だけではなく、避難はせずとも、震災を機に移住を検討されている方もおるのではないかと、いうふうに思います。有力な人口増加策となるよう推進していただきたいというふうに思います。

次に、（3）番、被災農地の復旧未完了箇所への対応はどのように考えておられますか。今後のスケジュール等についてお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長、関根邦夫君。

○都市建設課長（関根邦夫君） 2番議員の東日本大震災による各種対策についての（3）被災農地の復旧未完了箇所への対応をどのように考えているかについてのご質問にご答弁申し上げます。

被災農地の復旧工事につきましては、補助事業を中心に、被災の状況や重要度を考慮し優先順位を定め、復旧事業を進めてまいりたいと考えております。また、単独事業については、小災害との調整を図り、23年度同様、農家の皆様のご協力を得ながら復旧に当たっていきたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 少しでも多くの箇所が復旧完了を迎えられるよう、全力で対応していただきたいと思います。

次に、（4）番、小災害として対応した農地で再び被災した農地への対応はどのように考えていますか。既に被害が出ているところもあると聞いておりますし、今後そういった箇所

が出ないとも限りませんので、そういった場合の対応についてお聞かせください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にお答えいたします。

国の補助の対象となりません小規模災害復旧状況につきましては、余りにも被災箇所が多かったことや、次年度への作付までに復旧を完成させるには地域の力をかりて進めることが最良ではないかと、緊急的なケースとして実施してまいりました。再び被災した農地につきましては被災の状況や程度がさまざまありますので、個々のケースごとに対応していくことが必要であると考えております。再復旧におきましては、被災時の天候、前回の施工状況、周辺の状況などを総合的に確認し、実施主体、費用負担区分などを関係各位と協議しながら対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 個々の箇所ごとにきちんと原因究明、詳細検討を行い、二度手間、三度手間というふうにならないようにご対応ください。

次に、3番、町民の安全確保・防犯対策について。

小・中学校の通学路において、夜間危険であろう箇所への対応としてですが、（1）番、新たに防犯灯・街路灯を整備する計画はあるのですか、お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

○総務課長（小貫忠男君） 2番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

防犯灯・街路灯の整備状況であります。防犯灯は現在1,503基、街路灯につきましては、街路灯管理組合で管理しているものが427基あります。行政区、街路灯管理組合、町がこれらのものを管理してございますけれども、整備につきましては、防犯灯についてでございますが、こちらについては毎年各行政区からのご要望に基づき予算を計上しながら、順次整備を進めているところでございます。街路灯の整備につきましては、現在のところは新たな計画はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 例えばですが、図書館の東側など、暗い夜道を中高生が通学路として利用している姿を頻繁に目にいたします。こうした状況を町として調査、または確認等はし

ておるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

○総務課長（小貫忠男君） 2番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

暗いところについては、防犯灯の関係もございまして年に数回見回りをするという  
こと、それから、防犯対策の中でも町内の方々に見回り等もお願いをしてござい  
ますので、そういう危険箇所の通報に合わせて事務局のほうで確認をすると。さら  
には、各行政区からも毎年町の予算以上に多くの要望がございまして、これらに  
つきましても、その場所を確認して優先順位を決めながら整備をしているところ  
でございまして。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 先ほど答弁いただきましたが、行政区などの要望のみならず、現状を  
確認した中で、町として対応、設置していただくこともご検討くださることを  
お願い申し上げます。

次に、記憶に新しいところですが、つい先日、鏡石町が全国ネットで報道されま  
した。皆さんご承知のとおり、立てこもり事件であります。さまざまな事情があ  
ったにせよ、非常にショッキングな事件でありました。私も含め、大部分の町民  
の方は、身近でこういった事件が起こることは思ってもいなかったことと思いま  
す。

そこで、（2）番、町として取り組んでいる具体的な防犯対策は何かございま  
すか。お答え願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

○総務課長（小貫忠男君） 2番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

現在、町の犯罪の発生状況でございましてけれども、平成23年度は127件、5  
年前ですと223件でありました。年々減少している状況にはございまして。し  
かしながら、その犯罪内容は変化をきており、平成22年度は空き巣がふえて  
おりましてけれども、昨年度は車上荒らしがふえるという状況になっておいま  
す。

町の防犯対策につきましては、地域安全条例に基づき地域安全活動を展開して  
いるところであります。具体的な取り組みといたしましては、町防犯協会、地  
域安全協議会、地域安全推進員、防犯指導隊鏡石分隊などの防犯活動団体等  
が連携をいたしまして防犯対策に取り組んでいるところでございまして。具  
体的に、2カ月に1回の定例会を開催いたしまして、警察署の情報を参考  
にしながら毎週1回の町内防犯パトロール等を実施し、犯罪の未然防止に  
努めているところであります。

なお、駅前の防犯対策につきましては、駅前駐輪場の管理とともに見回り活動を実施しております。また、防犯灯や防犯カメラの設置などの対策を進めておりますが、町民の皆様一人一人の防犯に対する注意意識が防犯対策にとって非常に重要でありますので、今後も啓発活動に一層取り組んでまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 意見でございますが、例えば、鳥見山公園では車上荒らし等が発生しており、車のガラスなどを割られたという話も聞いております。非常に悪いイメージを持たれている方もおり、残念で仕方ありません。これでは住んでみたくなる町につながらないというふうに思います。鏡石町のイメージアップのためにも、警察などと連携し、防犯対策を強化していただくよう要望いたします。

最後の質問になりますが、子供たちの安全を守るために我々大人ができる限りの対策をとることは当然ですが、子供たち自身の防犯に対する知識や意識を高める必要が重要であると考えます。

そこで、（3）番、保育所、幼稚園、小・中学校における防犯教育はどういったことが行われているのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○参事兼教育課長（木賊正男君） 2番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

保育所、幼稚園、小・中学校における防犯教育はどういったことが行われているかのご質問でございますが、保育所、幼稚園、小学校、中学校における防犯教育では、園児や児童・生徒の安全確保及び施設の安全管理マニュアルを作成し、事故や不審者から自分の身を守ることや危険な状況を見抜く力を身につけさせ、事故を事前に防ぐことを目的としてございます。各学校では、生活安全、交通安全、災害安全といたしまして実施をしているところでございますが、具体的には、避難訓練とを併せた形で不審者侵入を想定した訓練の実施や、防犯教室といたしまして、須賀川警察署員による登下校時の防犯対策を実施しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） これも意見でございますが、我々大人がとれる対策の一つとして環境整備が挙げられるのではないのでしょうか。例えば、登下校中における連れ去りや交通事故の

巻き添え防止策として、通学路へガードレールを設置することです。旭町豊郷地内の旧県道は大勢の小・中学生が利用しております。こういった路線にガードレール等を設置することなど、子供たちにとってよりよい環境整備に努めていただくようご要望いたします。

最後になりますが、冒頭で述べましたとおり、今回の一般質問は、初の日曜議会ということで多くの町民の方々が傍聴にいらしており、いつにも増して緊張感があり、お聞き苦しい点もあったかと存じますが、何とぞご了承いただきたいというふうに思います。今後も、微力ながら全力で取り組む所存でありますので、ご指導、ご鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げますとともに、町民の皆様におかれましては、今後も議会に関心などを持っていただきますようお願い申し上げます、私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君の一般質問はこれまでとします。

---

◇ 木 原 秀 男 君

○議長（渡辺定己君） 次に、11番、木原秀男君の一般質問の発言を許します。

11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） おはようございます。11番、木原秀男でございます。

本定例会は、町制50周年記念行事の一環として、議長の肝いりで本日ここに実施されたわけでございます。変革するこの現代社会に対応するために、一過性の問題ではなく、町民の皆様方のご理解を得られれば、年に1回くらい実現してもよいのではないかと考えております。

ことしは1年ぶりに羽鳥湖の用水が完成し、通水してまいりました。1年ぶりの稲作ができることを大変喜ばしいこととっております。時節柄、暗くなるとあちこちの田んぼからカエルの平和な合唱が聞こえて、震災後初めての田園風景がよみがえってまいりました。ことしの豊作を祈りながら質問させていただきます。

私の質問は、1つくりとして生活環境の保全について、2つ目は道路行政についてでございますが、1つ目の生活環境の保全については、（1）池の原の悪臭問題について、2つ目は地下水（水道水）についてでございます。3つ目は空き家、空き地対策についてを質問いたしたいと思っております。

まず、1つ目の池の原の悪臭問題についてでございますが、一言申し添えておきますが、私は、この悪臭問題は行政側の職務怠慢による行政ミスと判断しております。行政側も相手側も大変に困っておりますけれども、お互いに被害者だとも思っております。行政側の危機意識があれば、こんな泥沼状態にならなかったと思っております。憲法に保障されていると

おり、最低限度の生活を営む権利を有するとありますので、悪臭におびえながら生活をする住民の状況を判断いたしまして、一日も早いお互いに穏やかな生活ができるよう、町長の英断を待っております。

質問に入ります。

公害規制の成果についてですが、3月1日、悪臭防止法第3条に基づき施行されましたこの公害規制の成果について質問いたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、小貫秀明君。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

①の公害規制の成果でございますけれども、このたび県におきまして悪臭防止法の規制地域が見直しが行われるに当たりまして、当町におきましても、住宅地に隣接いたします地域での事業活動に伴って発生いたします悪臭について必要な規制を行い、生活環境を保全し、住民の健康の保護に資することを目的といたしまして、市街化区域に隣接いたします区域を悪臭防止法に基づく規制地域に指定いたしました。

これによりまして、池ノ原地区及び周辺地域が指定されまして、特定悪臭物質を含みます気体の事業場の敷地の境界線などにおけます規制基準が定められました。町といたしましては、この基準によりまして当該地区の定期的な調査を実施しておりまして、現在のところ規制基準値内ではございます。しかしながら、仮に規制基準を超えた場合は、関係法令に基づきまして厳正に対処してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

[11番 木原秀男君 登壇]

○11番（木原秀男君） この悪臭防止法の地域の範囲を広げたということですが、この悪臭は、どの辺までこのにおいが行っているか。苦情などが来ていると思いますが、詳しく地名までわかりましたらば答弁願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長、小貫秀明君。

○健康福祉課長（小貫秀明君） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

私どもとして把握しておりますのは、本町地内周辺等でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

[11番 木原秀男君 登壇]

○11番（木原秀男君） 本町地内というふうなばかりではないですね。かなり駅前地区に

も来ているし、ましてや、岡の内のほうにも行っているというふうに聞いております。この公害という判断は、どういうふうな基準のもとで判断するのかをお伺い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） これにつきましては、調査の方法、規制のご説明を申し上げますと、現在のところ、町といたしましては、月に1回を基本といたしまして臭気測定を実施しております。これには、天候状況にもよりますけれども、日にちを特定せずに、月に1回程度の調査を実施しております。調査方法につきましては、法律で定める機器分析方法を補完する検知管法というものがございますけれども、それによって敷地内の境界点で測定を実施しております。

なお、今回の規制値でございますけれども、22の物質について規制が設けられまして、私どもとしては、中心となるアンモニアにつきましては基準値2ピーピーエム以内ということでございます。現在のところ、2ピーピーエムということでは、基準内ということでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 今悪臭規制をかけたということは、公害というふうに認めたから悪臭防止法による公害規制をかけたのかというところで、公害と認めたのかというふうなことを答弁願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

今回の規制をかけたことは公害を認めたことかということでございますけれども、先ほども申し上げたとおり、今回県におきまして規制区域の見直しが行われるに当たりまして、本町においても、住宅地に隣接する地域で事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、生活環境を保全し、住民の健康の保護に資するため規制区域を指定したということでございます。今回の公害を認めたかということについてはすけれども、公害のおそれがあるという考え方で規制をかけたということでご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） まさしくそのとおりですよ。町公害条例第8条ですけれども、



「発生のおそれがあると認められるときは」というふうになっておりますので、そのとおり  
でよろしいと思うんです。

では、なぜ公害対策審議会は動かないかということ。公害というふうな概念を認めたから  
には、公害対策審議会という町長の諮問機関がありますよね。これがなぜ活動しないか、動  
かないか、答弁願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

公害対策審議会とはということで、今回の問題に関しまして一度開催してございますけれど  
も、公害対策審議会につきましては、先ほどお話しありました公害対策防止条例に基づきま  
して開催しております。今回の案件につきましては平成22年12月27日に開催いたしてお  
りまして、条例第8条における公害防止処理計画ということで事業所から提出をしていただき  
まして、その適否によりまして判断すべきとされております。その提出されました処理計画  
書を精査し、現時点では、この内容については相当であると判断しております。したがって、  
開催につきましては、今後の動向により判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 今、処理計画というふうな話が出たんですけれども、処理計画を出  
される書類は読んでおりますが、それは完全に行政サイドでもってアフターケア、点検した  
のかどうかお尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） この公害防止処理計画でございますけれども、23年1月31  
日に提出されてございます。この内容につきましても、私どものほうとしては内容を精査し  
てございまして、この内容については、現時点での処理的な問題はございませんというこ  
とでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） それはちょっとまずいと思うんですよ。結局、その処理計画どおり  
進んでいるかどうかは、今点検してオーケーだというふうな答弁ですが、まさしくそれは間  
違いないでしょうか。答弁願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

現時点では、内容としては問題はないと認識してございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） ここにその処理計画はあるんですけども、灰やにおいが出ない、出さないようにするというふうな答弁がここにありますが、これは、結局このように実施されているのでしょうか、灰が出ないようにとかそういうふうな防止策は。結局灰が出ているんですけども、点検したのでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 現時点では、その内容につきまして、事業の計画の進行状況にもよりますけれども、それと一緒に、私どもとしては今後も注意を持って確認してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） その確認はいいんですけども、本当に確認しているかどうか。まず、行政指導のほうに対しては、確認というのは非常にずさんなものになっているという統計はあります。これは、福山のプリンスホテルの火災も8年前から注意されて全然直っていないというふうなことで、結局消防署のほうの怠慢と。それから、浦和のほうに幼稚園の大腸菌で子供が2名死亡した事件があったんですね。これも汚水ますに亀裂が入っていて行政指導を受けたんですけども、11年間直さなかったというふうなことです。

だから、結局、そういうふうな報告というのは、完全にアフターサービスでは大事なことで、間違いなくそういうふうなケアをしたのかどうか。何カ月にも1回くらいケアしたのかどうかをお尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） ご質問にご答弁申し上げます。

先ほども申しあげましたけれども、定期的に毎月一回は基本的に臭気測定を実施している。それに伴いまして、毎回すべてではございませんけれども、場内外、牛舎内に入りまし

て、これは事業主のご了解をいただいた中でございますけれども、実態の調査を実施しておりますので、ご了解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） そのように実施してください。よろしくお願いします。

それから、測定されている方は町の職員の方だと思うんですけども、一応ここに平成8年から創設された臭気判定士という制度があって、これは全国に3,062名おるというふうなことですけれども、そういう方をお願いして、やはり、資格を持っている方をお願いするということが順当だと思うんですけども。

もう一つつけ加えれば、そういうふうなはかるときは住民の方々の立ち会いも必要かと思われるんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

臭気判定士ということでございますが、環境省によります国家資格ということでございますが、これについては県内で24名ほどおられるということでございます。

この臭気判定士によります調査ということでございますが、これにつきましても、ただいまご提案いただきましたことで県中地方振興局の指導を仰ぎながら、実施に向けて検討してまいりたいと考えております。なおかつ、住民の方にも立ち会っていただくということにつきましても、これは、調査方法につきましては、法にのっとって実施するということとなりますと丸々一日かかってしまうものでございます。これについてもご理解をいただきながら、住民の方も立ち会いのもと実施していくという方向で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 「検討してまいります」ではなくて、実施してください。検討してまいりますはお役所言葉だから。実施してください。

次に、2つ目の三区集会場の建設予定地についてですが、今三区の集会場が壊れて、その問題の地域の近くに建てようとする予定があることは知っておりますけれども、これは、よくとれば、この地域は悪臭が漂っていないということなのか、それとも、まだ解決のめどがあるからその地を予定したんだというふうなことなのか、どちら側なのかお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

○総務課長（小貫忠男君） 11番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

三区集会所の建設予定地についてでございますけれども、東日本大震災によりまして、以前の三区コミュニティセンターの建物は全壊というふうな被害を受けておりまして、地域住民の皆様には、集会施設のない地域活動の中で大変ご迷惑をおかけしていると感じております。この鏡石三区コミュニティセンターの再建につきましては、現在の地盤は被害が大きかったことから、悪臭というふうな観点ではございませんで、地元の皆さんからのご要望により、今回の予定地である本町地内に計画を進めているところでございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 今、住民の要望というふうなことを言われたんですけども、住民の要望は、それは間違いないですか。それともう一つ、建築後、もしそこに悪臭が漂って問題が起きたときはどういうふうにするのでしょうか、お尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫忠男君） 11番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

住民の要望ということで、三区のほうから文書によりまして要望をいただいておりますので、それに基づいて、現在本町地内での計画を進めているということでございます。

さらに、悪臭等ということでございますけれども、そういうにおい対策につきましては、先ほど健康福祉課のほうでもご答弁をさせていただいておりますけれども、いろいろな計画、さらには数字等の管理を今後もやっていくというようなことで考えております。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 私の質問は、その問題の地と思う、しかし、そこに建てて、後からそういうふうな問題が起こったならば、どういうふうな考えで対処するのかということを知りたいんですね。住民の要望だからそこに建ててもいいというふうなことでしょうけれども、しかし、その後の、問題が起こってからはどういうふうに対処するのかなというふうに想定をしておるんですけども、お答え願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫忠男君） 11番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

悪臭問題等、担当課のほうも起こらないようなことで進めていきたいというふうなことで

ございますので、総務課といたしましても、そのような形で、双方でいろいろと話し合いとか解決策が見出せればいいのかというふうに思います。

それから、起こったらばというようなことでの質問もございました。それにつきましては、先ほど担当課でございます健康福祉課のほうでもご答弁をさせていただきましたけれども、関係法令等によりまして対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） こういうふうな問題は、やはり、いろいろ先々を考えなければならぬということ、先ほどの質問にもあったとおり、予防が大事だと。想定されることは、悪く言えば解消しなければならないということ。そういうふうなことだつて、行政側はやらなければならないのではないかと私は思っております。その答弁を頭に入れておきますから、そういうふうな問題になったときはどういうふうなことになるか考えておいてください。

では、次の質問に移ります。

まず、3番の牛舎の代替地は考えられるかということで、行政側としては努力しているのか、努力していないのかというふうなことをお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長、柳沼英夫君。

○産業課長（柳沼英夫君） 11番議員のご質問にお答えいたします。

牛舎を移転する場合の代替地についてのご質問だと思います。町としましては、双方の話聞いて打開策を模索しております。そういう中で事業主さんに移転という選択肢について確認もしておりました。これまでの土地の取得、工事費等に多額の費用がかかっていることや、今のところ事業主さんのほうで適した土地がないことから、移転は現実的に困難であるとの回答を受けているような状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） その件に関して町長の意見を聞きたいんです。よろしくお願ひします。

○議長（渡辺定己君） 町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ただいまの質問でございますけれども、牛舎の代替地については、今担当課長から申し上げたとおりでありまして、そういう中で、町が現時点でこの代替地についてどうこうという状況にはないと思います。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

[ 1 1 番 木原秀男君 登壇 ]

○ 1 1 番 (木原秀男君) では、1つお聞きしますけれども、この問題は町長としてどういうふうに解決したいと思っておるのでしょうか。答弁願います。

○ 議長 (渡辺定己君) 町長、遠藤栄作君。

○ 町長 (遠藤栄作君) ただいまの質問でございますけれども、この問題につきましては、私も就任して、こういったことが公害のおそれがあるということでもございました。そういう中で、先ほど公害規制の関係もありましたけれども、町で即できること、これについては、就任して担当課のほうに、いわゆる市街化区域から市街化区域周辺もということでの公害規制を指示をしまして、ただ、県のほうで今回の災害の関係がございましたのでおくれましたけれども、この3月1日で公害規制がかかったということで、町としてのできることの部分については、いち早くやったつもりであります。

そういう中で、今後こういった、今言いました代替地とか、移転とか、いろいろなことも含めると、いろいろな課題があります。これは、事業主は事業主の課題もありますし、当然、市街化区域に接している畜舎ということになりますので、これは住んでいる方についても大変ご迷惑な施設であるということは十分認識しておりますので、これらを、以前もいろいろ住民側と事業主側のお話し合いをしまして、何とか方向性を見出せないかということで町が入ってやりましたけれども、その辺が両者の思いがなかなか通らなかったということで、今に至っているという状況であります。

そういう状況でありますので、いずれにしても、今後この問題についてはいろいろな面で対応していかなければならないということで考えてございます。

○ 議長 (渡辺定己君) 11番、木原秀男君。

[ 1 1 番 木原秀男君 登壇 ]

○ 1 1 番 (木原秀男君) 今代替地ということは考えていないというふうなことですけれども、逆に、例えば、住民側からあちらのほうの土地もあるよというような話があった場合は、町としてはどういうふうに動くのかということをお尋ねします。

○ 議長 (渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○ 町長 (遠藤栄作君) ただいまの質問でございますけれども、当然、ただいま申し上げたように、住民側からそういった代替地的な部分があるということであれば、それはそれで、事業主等も含めて話し合いの中で、町がそこでどういった対応ができるのかということも含めて、これから進めていく必要があるのかというふうに思っております。

○ 議長 (渡辺定己君) 11番、木原秀男君。

[ 1 1 番 木原秀男君 登壇 ]

○11番（木原秀男君） それもひとつ後ほど相談してみたいと思います。

次の4番の町長の地域づくりの考え方についてお尋ねします。

特に、池の原地区の地域づくりはどのように考えているのか。何もしないのか、そのままではうっておくのか、今の悪臭問題はどのようなふうを考えているか、その地域づくりの考えをお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ただいまの質問でございますけれども、先ほども申し上げましたように、この池の原地区に限らず、いずれにしても、公害というものは、いわゆる市街地に接している部分については大変な問題でもございます。そういった中で、就任して間もなく、この周辺も含めた公害規制というものをいち早くかけたということも、1つの町づくりの点であるのかなというふうに思っております。あと、本年度スタートしました第5次総合計画で位置づけられております公害の防止対策の、いわゆる施策の基本方針ということでの取り組みをするということでもあります。

抽象的でありますけれども、施策の基本方針としましては、1つには、公害にかかわる情報の収集と検査を継続すること、そして、2つ目には、事業者への指導や町民全体への啓発を行うとともに、違法行為があった場合には関係機関と連携して、警告、さらには指導など適切な対応を行うと。3つ目は、農業施設、さらには畜産施設における悪臭の防止など総合的な公害対策を実施するという、第5次総合計画で位置づけられているということでもあります。そういう中で、真剣にこの検討というよりも、こういった中身で取り組みをしていきたいということでもあります。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 確かに、第5次総合計画は私らも関与いたしまして、素晴らしい理想的なものだと思っております。けれども、本当に地域で支え合う人に優しい鏡石をつくる、快適に暮らせる、住んでみたくなる鏡石をつくる、訪ねてみたくなる鏡石をつくるというふうなものが理想として掲げられておりますけれども、こういうふうな問題が発生しておきながら、結局、これを解決しようと思っただけではいるんでしょうけれども、前に進まないというふうなことであれば、こういうふうな町づくりは絵にかいたようなものではないのかなというふうに聞いておりますけれども、こういうふうな理想を掲げた町づくりに対して悪臭問題は捨ておけないというふうなことです、どのくらいの期限を限ってこういうふうな当町の理想のような町づくりをするのかお尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） この問題につきましては、まず、1つ違うことは、例えばでありますけれども、町がそこにごみ処理場をつくる、例えば火葬場をつくると、こういった問題であれば、これは町がやるかやらないかという事で、この問題はいろいろ判断はできます。しかし、今回の部分については、事業主との関係、地元の地域住民との関係、こういった部分の中で、前にも申し上げましたけれども、いわゆる法的な中身の中で、その関与というものがなかなか難しいというのも現実であります。

難しいからそのままにしておくということではございません。これは、前にも3回ほどご質問もあった、その中でもご答弁しましたけれども、町としても、何とか中に入ってこの解決ができないかという、そういった模索を以前からしておいたということもご理解をいただきたいと思います。今後も、そういった面では、こういった三者でいかなうな対策が、対応がとれるかということについては、今後も継続してまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 町長の考えはわかりました。一応解決に向かって努力するというふうなことなんですけれども、もう一つ聞きたいのは、町長も、自分も頑張るから住民の方たちも頑張ってもらいたいというふうなことをよく聞きます。だから、その意味もどういうふうな意味なのかなということも私は考えているんですけれども、私も頑張るからあなた方も頑張ってくれというふうな中身の意味です。詳しく教えていただければありがたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げますけれども、いずれにしても、これは住民もそうありますし、もちろん執行もそうありますし、事業主もそうであると思います。そういう中で、この三者がそれぞれこの問題について努力をするという、そういうことが大事だというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） そういうふうな答弁でしようと思うんですけれども、これは、例えば、私が最初に言ったとおり行政側のミスだというふうに認めるんでしょうか。ひとつお尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。



○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

行政のミスという点、冒頭にもお話しされましたけれども、これについては、いわゆるミスというのは、国からのお金の借入れの中で、町がその中でいろいろ聞き込みをした中で承認をしたという、そういった部分での、いわゆる行政的な部分のミスということをおっしゃられているんでしょうけれども、これについては、例えば、これはそういう中ではありますけれども、お金を借りる部分について、仮に民間の金融機関からお金を借りてやった場合にも、同じようなこういった問題は起きるといって、こういったこともご理解をいただきたいというふうに思います。

ただ、私も町長に就任して、この問題がこういったことになったということに関しては、前にも申し上げましたけれども、やはり横の連携というものはしっかりととってやるのが大事なんだということで、農業振興だから産業課だけでやるのではない。やはり、必ずそういった部分については公害も発生するということでもありますので、当然健康福祉課、そのほか横の連携をとりながらやっていくことが大切なんだということで、以降、この問題に関しましては、関係課協議の中で現在進めているという状況であります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 私はそれ以上は問い詰めませんが、結局、ニュアンスとしては、行政側のミスだというふうに判断しているということは、金融会社だとか、住民の同意がないということが、法律にはないけれども、絶対必要なんだというふうな認識がなかったというふうなことが大きなミスにつながっていると思っております。町長がこれを変えまして、いろいろな面で努力をよろしくお願ひしたいと思います。

それから、⑤に移ります。

職員の研修、意識の高揚を図るためというふうなことです、「人は命令では動くが人の心は動かさない」という人使いの松下幸之助の言葉があります。ましてや、自治職員は住民福祉や住民生活の安定に寄与しなければならない。ただ書類が整っているから判こを押す、通過させる、こういうふうな意識では、ロボットでもできるんじゃないでしょうか。書類さえ整っていればというふうなことの考えであれば。

ですから、私らが望むことは、職員の研修も欲しい、課長の研修も欲しいというふうで、経験とかそういうふうなものを生かした、いろいろな町の状況を聞いて、こういうふうなことはどういうふうに解決するのかとか、それは全国1万5,000くらい、今こういうふうな問題を抱えております。職員の研修ということでどのような研修を行っているのかお聞きします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

職員の研修及び意識の高揚についてということでございますけれども、現在も研修に努めておるところでございますけれども、今後も、特に今回の悪臭問題も含めまして、関係法令に関する研修に対して職員を積極的に参加させてまいりたいと考えております。それによりまして、悪臭防止に関する行政の適正な実施に遺漏のないよう、さらに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） すばらしい答弁だと思います。そのとおり実施していただければ、ただむやみな研修ではなくて、目的を持った研修ができるように望んでおります。

一応これで悪臭問題を終わりますけれども、大きな2番に移りたいと思います。

地下水、水道水の汚染について。

これは、近年発生しておる汚染の問題についてでございますが、近年産業の発展につれて、多種多様の有毒な化学物質が使用されております。それが長い時間をかけて地下水に浸透し、飲料水となり、地域の人々に健康被害をもたらす危険性があるということです。つい最近は、利根川の上流で化学物質がまかれ、千葉県、群馬県の浄水場がストップした経緯がございます。いろいろな面で地下水の大切さをご存じだと思っております。

1つお聞きしたいのは、有機溶剤トリクロロエチレンやテトラクロロエチレンの管理や指導はどういうふうになっているかということです。有機溶剤というのは、時計や機械に使う部品でございます。テトラクロロエチレンというのは、洗剤やそういうふうなものに使う、ドライクリーニング関係のところで使う薬品だそうでございます。管理や指導はどのようになっているかお尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長、圓谷信行君。

○上下水道課長（圓谷信行君） 11番、木原秀男議員のご質問にご答弁いたします。

ご質問の地下水、水道水でございますが、有機溶剤の関係のご質問でございます。

トリクロロエチレンやテトラクロロエチレンは、主にドライクリーニング、それから金属の脱臭洗浄剤として使用されています。これは、表流水、それから土壤に流出されたものにつきましても、大気中で揮散して分解されます。土壤には、地下水に容易に浸透し、地下水汚染の原因となっており、水質汚濁防止法、それから福島県生活環境保全等に関する条例で排

出が規制されています。浄水処理としては、空気と水と接触させて酸素を供給する曝気処理が有効とされています。鏡石町では曝気処理はしていませんが、浄水、原水ともに検出限界値以下となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 今の答弁でよろしいですけれども、結局、有機溶剤は発がん性があるということで、比重が水よりも大きいのであるから地下水に潜るということですよね。廃棄タンクなどに流出される。地中深く潜って健康被害に至るというふうなことですから。

今私が聞いたのは、事業所の管理や指導はどのようになっているかということなんですが、もう一度答弁願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（圓谷信行君） 質問にお答えいたします。

まず、管理になりますが、水質検査をもって管理いたしています。それで、指導になりますが、水道そのものについては、取水するところになりますが、これについての指導はできませんので、この指導につきましては、先ほど言いました水質、その前に水道法がございます。それには水質検査をするようになります。それを受けて水質汚濁法、それから、先ほど言いましたが福島県の環境保全に関する条例ということで規制されております。水道事業所では、規制するものにつきましては特に持ち合わせしておりません。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 私は規制してくれと言っているのではなくて、事業所への管理や指導法はどのようになっているかというふうなことで、事業所への管理指導法はどういうふうなことを行っているかというふうなことをお聞きしているんです。だから、水質汚濁法とか、そういうふうなことはありますけれども、それを事業所へはどのようなふうに説明をしているのかということをお聞きしたい。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

この2つの物質でございますけれども、これにつきましては、事業をする者が県のほうに届け出をするということでございまして、これによって、管理を県のほうで把握をするとい

うこととございます。それと連携をいたしまして、町としても指導してまいりたいと考えております。現在のところは、この届け出はされていないということとございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） わかりました。一応そういうふうな状況ね。

では、次に、2の硝酸性窒素の公害についてですが、対策とはというふうなことです、硝酸性窒素というのは、今子供たちにちょっとはやっていて、茨城県の窒素の問題や、子供に影響あるということで、飼料や雑生活排水から発生するというふうなことです、こういうふうな公害対策についてはどのように対処するのかお聞きします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（圓谷信行君） 11番、木原秀男議員のご質問に答弁します。

硝酸性窒素は、窒素サイクルの部分として、土壌、水、それから植物に広く存在しておりますが、生活工場排水などにより自然水の中の濃度が上昇するため、水質汚泥法、それから福島県環境保全等に関する条例等で排出が規制されています。ろ過の浄水処理法では除去が困難なため、取水量はその調整や取水停止が必要とされます。鏡石町では水質基準1リッター当たり10ミリグラムということになっておりますが、検出限界値の5分の1になりますが、約0.002というふうになりますが、その限界値より低くなっておりまして、取水量の調整とか取水の停止は行っていないという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） この硝酸性窒素の公害についての対策は、こちらから言いますけれども、市販のイオン交換樹脂という機械を使えば、これは全自動性というふうなことなんです、除去できるというふうに書いてあります。これも長い間には大きな健康被害をもたらすということで、注意しなければならない物質というふうなこととございます。

それでは、次に移ります。

大腸菌の処理方法と対策はということで、町は地下水を使っている。かなり深いから大腸菌は出ないというふうなことでしょうけれども、大腸菌の処理方法と対策はどのようになっているかということをお聞き申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（圓谷信行君） 11番、木原秀男さんの質問にお答えいたします。

大腸菌は、生活排水の流入や浸透によって、地表水や地下水に検出されます。大腸菌は遊離残留塩素濃度、これは1リッター当たり0.1グラムで5分で死滅し、1リッター当たり0.2グラムですと瞬時に死滅するという事です。水道法施行においては、水道水は塩素処理をするというふうに定めております。この中で、鏡石町の水質基準では、検出されていないというのが現状でございます。また、浄水の配水池で残留塩素につきましては、町では1リッター当たり0.3から1.0ミリグラムの塩素を注入して、十分に安全を確認しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 確かに、大腸菌というのは浅井戸からは出ますけれども、深井戸からは出ないというふうな統計ということでございます。ただ、最近汚水がものすごく地球が汚されていると地球環境の問題としても言われておりますけれども、こういうふうなものも注意しておかなければならないのではないかとというふうなことで質問させていただきました。

4番については、農薬等の管理や使用方法についてです。

これもなかなか捨ておけない問題で、長い間には大きな問題になるんだというふうなことで、農地やゴルフ場で大量に使用している。戦後は生めよふやせでどんどんこういうふうな農薬を使って大量生産したというふうな現実がございまして、今出ているというふうなことでございますので、その辺の農薬の管理や使用方法についてお聞きいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（圓谷信行君） ご質問にお答えいたします。

水道水につきましては、水道基準に適合するものでなければなりません。水道法により検査が義務づけられておりまして、この水質基準等に関する義務、いわゆる農薬の水質基準等に対する項目の管理は、目標設定値として位置づけされておりますが、その中の農薬類は102物質の物質が含まれています。

ただ、現在使われている農薬等につきましては、土壌の表面にくっつくということになっておりまして、分解されるのが多いというふうになります。地下水まで達するものは少ないとされておりまして、今後地下水の水質については長期的に管理をしていきたいというふうなことでございまして、農薬に係る検査につきましては今のところやっていませんので、今後検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 農薬は、やはり物すごく怖いですね。ベトナム戦争のときに使った枯葉剤とか、長い間には奇形や大変困った健康被害を招くということで、簡単に農薬だからといって、軽いからというふうなことでいたら大変なことになるというふうなことを記事で読んでおります。一番は、農地やゴルフ場の大量使用、その水脈の下のほうで起こる健康被害だそうでございます。こういうふうな農薬等も、長い間では大変な健康被害が起こっておりますので、これも注意して使用する必要があるのではないかと考えております。

次に、放射能による汚染防止対策はどのようになっているかということで、これも先ほどの質問にもあり、お聞きしましたけれども、水道水には出ていないというふうなこともお聞きしておりますが、もう一度具体的にお知らせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（圓谷信行君） ご質問にお答えいたします。

放射性物質の大部分につきましては、地表面のごく浅い層に補足されております。地下水に放射性物質が含まれる可能性は低いものと考えております。福島県及びその近隣の10都県において、週1回以上の水道水の放射性物質モニタリングが行われております。浄水につきましては6月以降、原水につきましては5月以降、1キログラム当たり10ベクレルという基準で検査をしております。鏡石町の浄水も、0.1キログラムあたり1ベクレルが検出限界値になっておりますが、それ以下の数字が出ておりませんので、検出限界値以下となっております。また、昨年度旭町浄水場の沈殿池について、汚泥についても検査を行いました。これにつきましても検出限界値以下となっているところが今の状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 放射能による汚染防止対策はというふうなことをお聞きしました。

次に、地盤沈下の防止策とはというふうなことです。これも、鏡石町は地下水ですから、くみ上げるだけくみ上げてしまえば地盤沈下の原因になるということで、福島県では原町のほうとかいわきのほうにかなり起こっております。地盤沈下防止対策としてはどのようなことを考えているのかお聞き申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（圓谷信行君） ご質問にお答えいたします。

日本では、1950年から60年代にかけて地下水が過剰に摂取されました。これは東京や大阪など大都会で多発しておりまして、大きな社会問題を起こしたところでもございます。環境省が取りまとめをいたしました平成22年度の全国の地盤沈下の状況によりますと、全国で2センチ以上沈下した区域については6地域となっております。福島県では該当はありませんでした。

福島県における対策につきましては、福島県生活環境保全に関する条例の中で、地下水を摂取する揚水設備を設置した場合は福島県知事に届け出をするというふうになってございまして、福島県知事は、地盤沈下抑制のため地下水の採取の制限に協力するよう各自治体、各事業所に求めているところでございまして、これを現在実施しております。

現在、町では12本の井戸を使用しておりますが、すべての井戸において適正な揚水量で行っておりまして、過剰的な採取とならないように井戸の運転等を行いながら、常時監視しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 福島県で地盤沈下はないというふうな答弁でしたけれども、ありますよ。調べてみました。原町とかいわきとか、ありますよ。それは後でいいとして、そのような地盤沈下を防ぐのには、水をくみ上げる計画的なものが欲しいというふうなことで、その辺がどうなっているかとお聞きしたんです。わかりました。

それから、（3）番の空き家、空き地対策についてお尋ね申し上げます。

空き家というのは、この震災に関して後が、鏡石町では非常に大きいんじゃないかということで、特に、浜通りや向こうの新相馬とか、そういうふうなところで発生しておりますが、確かに危険地域においては、入れなかったところはクモの巣が生えたり、動物に荒らされたりというふうなことをテレビでよく見ております。ニューヨーク市長の破れ窓理論もあり、非常に空き地、空き家は危険であるというふうなことで、一番心配するのは、やはり防犯ですよ。結局、空き家に対してだれかいたりして、犯罪を犯すようなことにもなりかねないというふうなことで心配しております。空き家・空き地の対策と数の把握はできているかというふうなことをお聞きします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫忠男君） 11番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

数の把握と対策ということでありまして、町におきましては、空き家、それから空き地の数

については把握してございません。空き家や空き地の管理については、地域住民の生活に支障がある場合などにつきましては、行政区などからの要望により、安全な管理をしていただけるように所有者に依頼をしているというような状況でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） その危機意識というふうな件に関して、非常にその辺は甘いんじゃないかと思うんです。今時代は、雇用の問題でも何でも、町がいろいろな面で紹介する時代。空き家や空き地を把握していないということは、ちょっと考えられないことだと思うんですが、その点は、今後把握する必要があるかどうか、把握するつもりかどうかお聞きします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫忠男君） ご質問に対するご答弁を申し上げます。

空き家・空き地対策ということでございますが、空き家等につきましては、震災時、いろいろ避難をされる方等がありまして、事情があつていろいろその情報を、そのものに限って担当課で情報提供をしたということはあるかと思ひますけれども、空き家等についても、各個人のもの、それから不動産屋さんで管理されているものとか、いろいろあると思ひますので、町のほうで随時管理していくのはなかなか難しいのかなというふうに思ひます。

ただ、建物とか、それから危険な箇所等のものについては、防犯の面からも、巡回をするなどの対策はしていきたいというふうに思ひます。それから、空き地につきましては、枯れ草等の関係で周辺に及ぼす影響などもありまして、そういう心配もあつたものについては、先ほども申し上げましたけれども、文書等によりまして所有者にもお願いをしているということでございます。空き地の数についても相当数あると思ひますので、それをすべて管理していくについては、困難な状況であるということでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 総務課長、これは空き家・空き地は犯罪の拠点になったらどういうふうなことになるんですか。そういう空き家の中に入って火事を起こした場合とか、結局、その辺がちょっと甘いんじゃないかというふうに思ひます。これは私は必要だと思ひます。必要でなかったら、それは町の自意識の問題だからしょうがないとしても、私は防犯上必要だと思ひます。一応言っておきます。

それから、②番の自主申告制というふうなものは、わりかし今インターネットではやつていて、紹介するだけというふうなことで、売買とか取引をするというふうなことはだれも言つておりません。それは不動産の仲介の免許が必要ですから、そういうふうなことではなく



て、やはり、ある程度自主申告制にして、そういうふうなものを紹介してやったほうが、町でも、空き家もふさがれるし、空き地も売れるというふうなことで、消化できるということで、インターネットでの活用はどうかというふうにお聞きしておりますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫忠男君） 11番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

登録制にしてインターネットの活用などについてでございます。

町にとりましても、空き家とか空き地などは、安全・安心対策上も、当然なるべく少ないほうが望ましいということで認識しております。しかしながら、民間の不動産を町が取り扱うということは、紹介というようなご質問でございましたけれども、いろいろな法律の問題もあろうかと思っておりますので、今後の研究課題とさせていただきますと思います。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

[11番 木原秀男君 登壇]

○11番（木原秀男君） わかりました。法的に難しいというふうな、全国ネットでは言っておりませんでしたよ。やはり研究不足だと思います。

それから、③の孤立死、孤独死の対策はどのようになっているかというふうなことなんですけれども、孤独死と孤立死は違うと。辞書によれば、孤独死とは仲間や助け人がいなくて一人だけで死ぬこと、孤立死とはひとりぼっちで死ぬこと、どっちが何だかわからないですけれども、そういうふうに書いてありました。しかし、こういうふうな震災後の世の中ですから、こういうふうなものは社会問題として重要視しなければならないということで、町ではどのような考えでおられるのかということをお聞きします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

空き家、空き地対策についてということで、孤立死、孤独死の対策はどのようなものがあるかということでございますけれども、孤立死の原因につきましては、暮らしの中において、家族から、地域から、コミュニティーなどから孤立していることにあります。

各地区におられます民生委員さんは、ひとり暮らしの高齢者の方を把握した場合は、本人より家族などの連絡先などを聞き取りいたしまして、福祉票というものを作成し、必要に応じた支援をしております。また、町の地域包括支援センターと各居宅介護支援事業所のケアマネジャーなどは、定期的な訪問によりデイサービスなどの適切なサービスを提供するというので、孤立化の防止に努めております。その他、老人クラブによる友愛訪問事業としま

して、地域の高齢者が地域の方を訪問しまして地域の高齢者を見守るという取り組みを、今後も継続していただきたいということでございます。なおかつ、緊急通報システムというものがございまして、それを活用いたしまして、定期的な電話連絡によります生活状況の把握に努めております。緊急時は民生委員さんや地域包括支援センター職員、各介護事業所のケアマネジャーなどの連携によりまして、現在のところ対応等をしているところでございます。以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） わかりました。

あと、新聞配達員さんとか、牛乳配達員さんとか、ガスの検針員さんというふうな方たちを使ってそういうふうなものを見守りたいという感じで、注目していただければありがたいと思います。

それでは、大きなくくりの2番、道路行政に入ります。

道路行政についてですが、（1）として、県道鏡田・成田線の改良について。いわゆる会田商店前、通称西原十文字交差点付近の道路拡幅についてでございますが、あそここのところは大変カーブになりまして、狭くヘアピンカーブになって、事故が多発しているところです。冬などは特に事故が多い危険なところというふうに私自身も思っております。今、タイミングとして、道路拡幅は、この場所は必要ではないでしょうかということをお聞きします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご質問にご答弁申し上げます。

ご質問の交差点につきましては、見通しの悪い急カーブで、すぐに信号機があるということで、大変危険な箇所と私も認識をしております。町長就任以前、私も職員ということでありましたけれども、そういう中で福島県に視距改良による道路整備について要望していたというふうに私も記憶しておりましたけれども、就任後その部分について確認をしました。その結果については、私の就任時点では要望がされてなかったという状況もわかりました。そういう中で、就任直後、この辺については追加要望ということで担当課に指示をしまして、現在追加要望ということで県のほうには要望をしているという状況であります。

ただ、その後県のほうから聞きましたけれども、若干の視距改良をしたという、そういう状況の中であるということも、県のほうからも説明を受けております。でも、今質問があったとおり、やはり危険であるということは皆さんご承知のとおりでありますので、これからも、この視距改良については要望をしまいたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） この際ですから、鏡石町にはああいうふうなちょっと危険な道路はないような気がしております。県に対する要望として、早速そういうふうな要望をされたということで安心しております。よろしくをお願いします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君の一般質問はこれまでとします。

---

#### ◇ 長 田 守 弘 君

○議長（渡辺定己君） 次に、4番、長田守弘君の一般質問の発言を許します。

4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） 4番、長田でございます。

早いもので4回目の議会になりました。そして、今議会は町制50周年を記念して、開かれた議会、町政を目指して、初めての試みである休日議会の開催となりました。そして、一人でも多くの町民の方に傍聴していただき、議会の内容をよく知っていただき、町政に興味を持っていただくきっかけになったらと思う次第であります。

質問に入ります前に、町長を初め職員、そして我々議会議員、それぞれ政をつかさどる者にとって戒めとなる言葉があります。それは町長室とこの議場に掲げてある額に記されている言葉であります。町長は、内容をご存じですよ。ね。「爾の俸、爾の禄は、民の膏、民の脂なり。下民虐げ易く、上天欺き難し」と書いてあります。すなわち、お前たちの俸給は領民の汗と脂の結晶である。これに反して領民を苦しめれば、必ず天の怒りに触れるであろうという意味だそうです。これは1749年、二本松の藩主第7代藩主が藩の儒学者に献策させて、今日なお政をつかさどる者の戒めの言葉とされているそうです。そして、昭和10年、国の史跡として、現在二本松市の霞ヶ城公園の東口の入り口に石碑が建てられているというふうなことであり、その後、戦後全国の主な官公庁にその拓本が配布されたというふうに聞いております。私たち議員も、政をつかさどる一人として、この言葉を肝に銘じて活動してまいりたいというふうに考えております。

それでは、通告書にのっとなって質問をしてまいります。

まず初めに、さきの3月の議会にも質問をしましたが、東日本大震災による農地及び土木復旧工事についてですが、一般会計で約11億円、そのうちの7億円余りが3月末に工事が完了しなくて繰越明許費ということで、翌年に繰り越されております。また、公共下水道工事においては7億8,000万円の繰り越しということで、合計15億円余りの工事が繰越明許にな

っております。3月以降、4月、5月と2カ月過ぎておりますが、その後の進捗状況はどのようになっているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長、関根邦夫君。

○都市建設課長（関根邦夫君） 4番議員からの、1、東日本大震災による農地及び土木災害復旧事業についての平成23年度発注分の工事の進捗状況についてでございますが、ご答弁申し上げます。

平成23年度の災害復旧工事発注件数は、農地で34件、土木で33件となっております。5月末における工事完了は、農地において件数で17件、20.9%、事業費で1億533万1,800円、22.6%となっております。土木については、件数で12件、12.2%、事業費で6,343万8,900円、7.5%の執行となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

[4番 長田守弘君 登壇]

○4番（長田守弘君） 今完了しているのが約10%ぐらいだというふうに考えますが、当然これまで農地の災害を優先してきたということで、公共土木や公共下水道の事業がおくれているというふうには思いますが、残っている工事の期間は来年の3月末だというふうに思いますが、間違いなく完了できるのかお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（関根邦夫君） 23年度分の工事につきましては発注しておりますので、できるだけ関係課との調整のもと、努力してまいりたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

[4番 長田守弘君 登壇]

○4番（長田守弘君） 間違いなくということでお聞きしましたが、最近、業者の方によっては、これまでにない受注を受けているので、工事がこれまでもおこなわれているというふうに感じられるのですが、工期の工程表などは町のほうには示されているのかお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（関根邦夫君） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

随時発注業者と工程を詰めておりますが、全体的な発注もありますので、関係課と調整をしながら、毎月1回程度進行管理に努めるような打ち合わせを今後進めていきたいというふ

うに考えております。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） できれば3月から毎月ごとに進捗の状況を把握して、発注したままではなくて、その辺をよく業者等の管理をしていただきたいと思います。また、例えば、3月までに工期に遅延が発生したときのペナルティーなどはあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（関根邦夫君） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

工期の延長なり履行できなかつた場合ということでご理解しましたが、それにつきましては、指名委員会等でその工事内容、あるいは遅延の理由によってはペナルティーを科すこともできるかと思っておりますので、その辺の判断につきましては指名委員会等で諮りながら、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） できれば、工事が完了してそのようなペナルティーを科さないように、行政側も業者側も努力をしていただきたいと思いますというふうに考えております。

そういうふうな中で、これから24年度の災害復旧工事も発注されるというふうに思いますが、件数及び事業の金額等は幾らになっているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（関根邦夫君） ご答弁申し上げます。

平成24年度の発注予定件数及び事業金額はどのくらいとのご質問だと思います。それに対しますご答弁を申し上げます。

平成24年度における発注は、補助事業及び単独事業あわせまして、農地におきまして件数で127件、事業費で2億9,000万円、土木におきましては件数で102件、事業費で2億8,480万円が予算計上されておりますので、こちらを発注する予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） 今、農地災害のほうでおよそ2億8,000万円、そして土木のほうでも追加の2億円程度の工事が発注されるということでありましたが、そのほかに、当然下水道

事業の発注もあると思いますが、この辺はどのようになっているのでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（圓谷信行君） ご質問にお答えしたいと思います。

下水道につきましては、昨年の7月13日に県・国の査定を終わりました、順次発注していたところでございますが、最終的には3月までに8件ほど発注してございます。これにつきましては23年度全額発注というふうになってございまして、24年度につきましては工事の発注はございません。23年度の繰り越し工事のみというふうになっておりまして、鋭意努力中でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） 24年度の下水道の工事が無いということであると、24年度発注して、工事の完了が当然25年3月ということになって、23年度の工事と24年度の工事が同じ工期になってしまうんですね。その場合、本当に24年度に発注した分の工事が完成できるのかどうか、この辺をお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

今回の震災でありますけれども、まず、浜の方は大きな被害がございました。その中で、県内でも県中地区、中通りについては大きな被害があったところです。特に、須賀川、鏡石、そして矢吹については大きな被害があり、県中行政のほうでまとめた資料によりますと、県内12市町村、この中での東日本大震災、そして追い打ちをかけるように台風15号ということがございました。これを見ますと、この12市町村で大震災と台風をあわせまして補助災害が1,629件ということであります。そういう中で、鏡石町と須賀川市においては、その54%が須賀川と鏡石にあるという状況であります。隣の矢吹については数字は把握しておりませんが、矢吹についてもなかなか大きな被害があるということであります。

その中で、鏡石町としては、まず農地災害、土木災害、上下水道災害、いろいろありますけれども、まず農地災害を早く進めようということで、補助災害も含めて農地災害を優先させまして、3月まで成功させました。小規模災害、これについても、これを業者任せにしておけば間に合わないということで、これについては農家の協力を得ながら、小規模災害も実施した。そういう中で、作付が全体で約20町歩、はちょっと作付はできませんけれども、ほ

ぼ水田については作付が可能になる。隣の須賀川市については聞いたところによりますと93%とそういう状況になっているということでもあります。そういう中で、町については、先ほど言いましたように農地を優先と。

この4月、5月以降については、いわゆる上下水道、これをまず先行してやろうということでの、この部分について入っていくという状況であります。そういったことを含めて、手際よくやっていくということを申し上げたいと思います。さらに、この事業を進めるには道路、上下水道、いろいろあります。そういう中では、業者と打ち合わせをしながら、最低でも月1回工程表を打ち合わせをしながら、早めの対応をしていきたいという、そういうことのでございますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 一般質問の途中ですが、昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午後 零時03分

開議 午後 1時00分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） 午前中に引き続き、また午後も質問を続けさせていただきます。

先ほど町長のほうから答弁がありました。特に県内、矢吹、須賀川、鏡石、この地区の震災の被害のおよそ半分近くがここに集中しているということでもありますので大変かとは思いますが、早期の完成を目指して一層の努力をお願いしたいというふうに考えます。震災から1年3カ月が過ぎまして、町内の災害復旧の工事をされているのがなかなか目につかないというふうな町民の方の声もありますので、よろしくお願いしたいというふうに考えます。

次に、災害の瓦れきの搬入と処分の状況についてをお聞きしたいと思います。

テレビ等でも震災の瓦れきの受け入れ拒否ということで放送されておりますが、震災のときの状況を考えると、同じ日本国民として、きずなということでは言われておりましたが、いざ自分のところにそういったものが降りかかってくると、どうしてもああいうテレビの放送のように、受け入れを拒否するというふうなことで報道されました。そのような中で、本町における瓦れきの受け入れの状況はどのようになっているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、小貫秀明君。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石町では、災害廃棄物の回収に際しまして、被害を受けられた皆様には少しご不便をおかけいたしました。当初から回収する物や回収する場所をエリア分けしながら分別回収さ

せていただいた経過がございまして、おかげさまで処理も比較的スムーズに進んでいるものと思っております。

現在のがれきの状況のお尋ねですが、東町仮置き場につきましては、2月でほぼ満杯になっておりまして、現在は受け入れをストップしまして、廃木材、コンクリートブロック類、瓦くずなどの搬出のみを行っております。鳥見山公園北側駐車場については、瓦れき類の受け入れと東町仮置き場同様の搬出を行っているところでございます。なお、損壊家屋の解体撤去支援につきましては、6月末まで申請を受け付けしまして、9月末までに解体が終了するものを対象としているところから、9月末まで鳥見山北側の駐車場で受け入れを予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） 今、6月まで受け付けで、9月の解体のところまでの受け付けということでお聞きしましたが、まだまだこれから解体の家屋もあると思われまして。がれき置き場の山積み状態が両方の仮置き場で見受けられますが、今後の処分はどのようなになっているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対しての答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 瓦れき処分の状況と今後の処分はどうかというご質問にご答弁申し上げます。

瓦れきの処分状況のお尋ねでございますけれども、瓦れきの処分につきましては、リサイクルを基本として処分を行っているところでございます。5月末現在の処分状況でございますが、廃木材につきましては4,660トン、廃プラスチック類につきましては471トンで、これらは発電の燃料等に利用されております。次に、コンクリートブロック類は1万580トンで、再生骨材として中間処理されております。また、瓦くずにつきましても、5月中旬に処理先が見つかりまして、現在では450トンほど中間処理が始まったところでございます。今後とも一日も早い処分完了を目指して処理事業を展開してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） 廃木材、それから廃コンクリートブロック材、瓦、そちらのほうの処理はリサイクル処理ということでお伺いしましたが、これから梅雨に入ります。暑い夏を迎



えるわけですが、木材、あるいは廃畳、そういったものが今後腐敗したりすると思われま  
す。その場合、腐敗をするようなものの処分の方法は今後どういうふうになるのかお聞かせ願  
いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

木材、畳、その他の廃材類の夏場の対策はどうするのかというご質問でございますけれど  
も、木材につきましては、継続して処分を進めるとともに、自然発火予防の観点から、高く  
積み上がっている部分につきましては、現在積みかえなどを予定しております。搬出に伴い  
まして、その高さについては現在下がっておりますけれども、今後6月18日から6月の受け  
入れが始まりますが、それに伴います対処といたしましては、積みかえなどを行いまして、  
高く積むのを抑えるということでございます。畳や廃プラスチック類につきましては、契約  
が調い次第中間処理を行う予定でございます。また、そのほかに害虫の発生などの心配もあ  
りますので、状況によりましては、殺虫剤の散布などを適宜実施してまいりたいと考えてお  
ります。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） 特に、東町地内の仮置き場、こちらは去年私も夏場にあそこに行った  
ときに、当然受け入れをされていたわけですが、すぐ目の前に住宅地が隣接しており  
ます。その裏には雇用促進住宅ということで住宅地が隣接しておりますので、やはり、害虫  
の発生が懸念されるし、ほこりの問題もありますので、そちらのほうの対策としてはどうい  
うことがあるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 梅雨、夏季における対策ということでございますが、今年の  
5月26日付で県より通知をいただきまして、「梅雨、夏季における災害廃棄物一時仮置き場  
の管理について」ということで情報を提供していただきまして、それに基づきまして衛生害  
虫対策、粉じん対策を行ってまいりたいと現状のところでは考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） 県のほうからそういう通達があるということですので、実施をして害

虫等の発生を抑制していただきたいというふうに考えております。

また、鳥見山の駐車場の瓦れき置き場なのですが、きょうも鳥見山で何かの大会がありまして、朝7時半ぐらいの時点で駐車場が満杯の状態だということもありました。ですから、やはり、あそこも、岩瀬牧場とか鳥見山の体育施設のことを考えると、早期に撤去をして駐車場の確保をしていただきたいと考えますが、その辺はこれからどのように対応していただけるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） ご質問に対してご答弁申し上げます。

一番最初のご質問の回答の中でもお話ししたんですが、一日も早い処分完了を目指してということでございます。ただ、国としては平成25年度まで完了目標ということでございまして、町もそれにならって25年度完了を目指したいと考えております。ただ、先ほども申し上げたとおり、一日も早い完了を目指して努力してまいりたいと考えております。なお、廃材処理後に駐車場の舗装の問題等もございますので、それについても今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） 通りにも面していますし、何度か通っているとどんどん山積みされているような状況ですので、駐車場の確保ということも考えると、早期の完了を目指していただきたいというふうに考えます。

次に、鏡石第一小学校の解体及び改築工事についてお伺いしたいと思います。

先日解体工事の入札が行われたようで、工事の業者も決定されたとお聞きしました。解体工事の時期・期間及び解体工事の具体的な内容についてをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長、木賊正男君。

○参事兼教育課長（木賊正男君） 4番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

第一小学校解体及び改築工事についての（1）の解体工事の実施時期・期間及び工事内容はどのようになっているかのご質問でございますが、解体工事の期間といたしましては、今定例会に契約締結に係ります議案を上程させていただきましたが、工事請負契約日の翌日から平成24年10月31日までの工期となっております。また、現在は仮契約の状態でございます。実施時期でございますが、議決を賜りました後に旧校舎内部の解体工事を約1カ月程度で実施をいたしまして、旧校舎の躯体工事の解体を主に夏休み期間中を中心に、9月いっぱいを目処としております。

工事の内容でございますが、鉄筋コンクリートの校舎、給食室を含みますけれども、4,378平米でございます。また、渡り廊下の解体、外構構造物・舗装の解体、浄化槽の解体等が主な内容となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） 今、契約締結後、9月末までに、できるだけ夏休みの期間を利用して解体をするということでご答弁をいただきましたが、夏休みは7月20日から8月20日か25日ぐらいまでと思いましたが、そうしますと、9月末までということになると、約1カ月間ぐらいは子供たちが通いながらの解体工事になるのではないかとこのように思われますが、その辺は、子供たちの安全を考えた場合に、できるだけ夏休みの間に解体が終わるような方向では考えられないのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育課長。

○参事兼教育課長（木賊正男君） 4番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

4番議員が申されましたように子供たちの安全が第一でございますので、いわゆる学習をしながらの解体というふうなことでございますので、大きな音が立つというようなことも考えられますので、そういった学習環境を配慮しながら、夏休み中を中心というふうなことになるまして、残工事として9月いっぱいを予定し、最後の整地工事で10月31日までの契約期間というふうな考え方でございますので、できるだけ音の出る工事については夏休み期間中に終えたいというふうな考え方でございますので、ご理解をいただければと思います。今回の解体工事の契約の同意をいただきますと、直ちに、仮囲いということで安全の囲い工事を行いまして解体工事に至急着手したいというふうに考えてございますので、ご理解いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） 今申しましたように、子供たちの安全ということが一番に考えて、その工事を実施していただきたいというふうに考えます。

次に、新しい校舎の配置及び機能についてのお尋ねであります。今度新しく改築される校舎の図面等が詳細にできておりますが、配置及び機能はどのようになっているのかお答え願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育課長。

○参事兼教育課長（木賊正男君） お尋ねの校舎改築の機能及び配置はどうなっているかのご質問にご答弁を申し上げます。

本件につきましては、過般の委員会等でも資料等でご説明申し上げておりますが、校舎改築の実施設計を現在進めているところでございます。まず基本に、鉄筋コンクリート造の2階建ての低層化を図っていくというようなことがございます。これにつきましては、地震の揺れに対し強固なものにするというふうなことでございます。

主な機能といたしましては、エコスクールの導入といたしまして、太陽光発電システムの設置や外断熱と断熱材のサッシを使用しまして省エネルギーに努めるとともに、温度差の少ない快適な温熱環境の実現を図ってまいりたいというふうにも考えてございます。次に、震災時の緊急時の避難場所としての役割という意味で、災害により断水が発生した場合の耐震性貯水槽の設置等も加えてまいりたいというふうにも考えてございます。

校舎の配置につきましては、校舎は可能な限り南向きといたしまして、日当たりのよい位置、また、現在の仮設校舎の位置の200メートルトラックがとれるように校庭を配置したいというふうにも考えてもでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） 建物は2階建てということで、今の3階建てよりは低くなって、耐震性も多分大丈夫だというふうに考えますが、その配置の中で、現在忠霊塔の脇、そちらのほうにも施設が設けられるようなふうになっている予定ですが、こちらのほうはどういうふうな機能のものなのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育課長。

○参事兼教育課長（木賊正男君） ただいまのご質問は、今回の校舎の配置の中で、忠霊塔の南側に建物の予定がありますが、どのような機能なのかというようなことだと思いますが、こちらの機能は、今現在建てかえをしようとしている校舎ではございませんで、いわゆる児童館が今現在は駅前でございます。低学年の子供さんが、学校が終わりますと、学校から児童館まで歩いて通っているというのが現状でございますが、できるだけ校内の敷地で児童館の機能があればということで、そちらにつきましては今回の改築検討委員会の中でもご提案がございまして、校舎内で児童館の機能を持つものを設置してほしいというようなことでありましたので、忠霊塔の南側にですが、児童館機能のある施設を建てたいというふうな考え方で、現在計画を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） 今、忠霊塔の南側に児童館の施設を設けたいということでの答弁でありましたが、この配置図を見ると、忠霊塔の南側が児童館、そして、その南側がずっと広い駐車場を設けるような予定になっておりますが、今現在この場所というのは非常に緑が多くて、樹木も多いわけです。その樹木をどのようにされるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育課長。

○参事兼教育課長（木賊正男君） ただいまご質問ありました第一小学校東側にあります樹木についての考え方でございますけれども、基本的には、学校側と協議をした上で、樹木は極力残していきたいというふうに考えてございます。なお、ただいまありましたように、学校校舎配置の関係上支障となる樹木は、移設、もしくは伐採するようになるかと思いますが、今現在、この工事を進めるに当たりまして緑色のテープを巻いてございます。主に桜でございますけれども、桜についてはできる限り現状のまま残すような形での活用策を考えてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） 今、できるだけ多くの樹木を残すということでご答弁をいただきました。私も、学校ということを考えますと、教育の場であるし、できるだけ多くの緑を残し、木陰をつくるようなことを考慮しながら改築に向けて取り組んでいただきたいというふうに考えます。

最後に、農業の問題に関してお尋ねをいたします。

県内でも有数の農業所得の多い本町であります。昨年は羽鳥用水の水路の崩壊等がありまして、稲の作付ができないような状況がありました。このような中で収入もなくなっているし、原発の事故による風評被害で野菜・果樹も売れないというふうな状況に昨年はあったと思います。そのような中で、農家の方々の収入はかなり減ったのではないかというふうに思います。その減収がどの程度あったのか、わかる範囲内でお答えいただきたいと思えます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長、柳沼英夫君。

○産業課長（柳沼英夫君） 4番議員のご質問にお答えします。

原発事故によります農作物への風評被害につきましては、価格の下落や取引停止、また福島産の買い控えなどが発生しております。原発事故処理がまだ収束しないことから、今後も風評被害は続くものと考えております。原発事故に伴います農業収入の減少につきましては、農家からの聞き取りや損害賠償が請求どおり支払われていないこと、さらには、放射能汚染に係る各種の対応や将来への不安など、見えない心労などを含めて、当然ながら放射能汚染や風評被害によるものと考えております。今後も関係機関と連携をとりながら対応してまいりたいと考えております。

なお、お尋ねの減収額や個々の損害賠償額については把握しておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） このような環境の中で、農家の方々は、原発事故の放射能汚染による農地への影響、そしてまた風評被害で、農業に対する先行き不安、こういったものがあって農業離れが加速するのではないかというふうなことが懸念されるわけでありまして。そういう中で早期の対策が望まれるというふうに考えますが、国や県、そして町としての具体的な対応策はあるのでしょうか。お聞かせ願いたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（柳沼英夫君） お尋ねのありました、先行き農業の不安は当然あると思われまして。また、農業離れも懸念される場所ではございますが、現在のところ深刻な情報も入っていないのが状況でございますが、農家の不安を払拭するような放射能汚染対策、除染等につきましても、今後関係機関と連携し、また国の動向を確認しながら、除染には対応してまいりたいと考えております。また、ことしの春、果樹の除染をいたしました、まだ半分残っているような状況もございますので、農業者の担い手対策も含めまして、今後考えられる施策について随時検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） 昨年、果樹の除染とか、いろいろな除染が行われておるとは思いますが、まだ完全ではないというふうに考えております。このような今後の農業を取り巻く環境は大変厳しいものがあるというふうに考えますが、そういった先行きの不安で、後継者がやる気がなくなってしまうのではないかというふうな懸念があります。担い手の育成とか、そうい

ったことに関する町の具体的な支援策はあるのでしょうか。お答え願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

担い手の育成ということでありますけれども、新規就農者、農業後継者、そして担い手の育成等につきましては、当町だけの問題でなく、全国的な問題でもございます。農業の持続的発展のためには、担い手に対しまする、1つは技術的な支援、2つ目には資金的な支援、そして3つ目には結婚対策などの支援がございます。そして、さらに4つとしますと、いわゆる土地基盤の整備、いわゆる農地の大区画化、そういったものが考えられるということでありまして、これら等につきましては、関係機関等と連携を図りながら取り組んでまいりたいと思います。

後継者対策の一つとして、この7月1日には、鏡石スポーツクラブと共催ということで、スポーツ婚活事業、いわゆるスポ婚という、そういった名称で後継者対策の一つの事業を取り入れております。そういったことで、これからも積極的に取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

[4番 長田守弘君 登壇]

○4番（長田守弘君） 町としての具体的な対策ということで、技術支援、それから資金支援、また、その他のいろいろな支援があるというふうに思われますが、以前、新規就農に対して5カ年間就農した場合に50万円が支給されるというふうな支給事業があったようですが、そのような新規就農者への支援策などは今現在ではないのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（柳沼英夫君） お尋ねのありました、5年間就農した場合に、県のほうで準備金として支給しておりました。現在のところその事業はないわけなんです。また新たに、新規就農した場合には準備金を支給するというような制度ができたようでございますので、それについても推進しながら進めていければと思っております。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

[4番 長田守弘君 登壇]

○4番（長田守弘君） 新たに新規就農支援ということで県のほうで事業があるというふうなお答えでありました。今後の農業を考えた場合には、後継者不足、あるいは担い手の育成は

もちろん、新規就農者の開拓もしていかなければならないと思います。町としても、県・国に働きかけ、今まで以上の支援をお願いしたいというふうに考えます。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君の一般質問はこれまでといたします。

---

◇ 小 林 政 次 君

○議長（渡辺定己君） 次に、5番、小林政次君の一般質問の発言を許します。

5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 5番、小林政次でございます。

今年度1回目の質問をさせていただきます。

さて、平成23年3月11日の大震災による被害は甚大なものであり、1年3カ月が過ぎました今日でも、復旧されていない農地や道路、それから公共施設等が町のあちらこちらに散見されます。職員の皆様が日夜努力をされていますことを大変ありがたく思っておりますが、復旧の速度が余りにもスロー過ぎて、この時期になりますと、いつ工事が始まるのか、本当にやってくれるんだろうかと、半ばあきらめと落胆、それから同時に不満と怒りの念が生じております。第5次総合計画のキャッチフレーズであります「かわる、かがやく、“牧場の朝”のまち かがみいし」を実現するためにも、震災前の姿に早く戻すための復旧工事が基本であります。復旧なくして復興はあり得ません。全力を尽くして復旧工事を進めていただきたいと思っております。

そこで、復旧事業の進捗状況を把握するため、計数的な質問をしたいと思っております。傍聴者の皆様には大変わかりづらい点もあるかと思っておりますが、ご了承願いたいと思っております。それでは、質問に入らせていただきます。

1番、東日本大震災にかかわる災害復旧事業、特に、繰越明許費関係の4項目、1、農地、2、土木、3、公共下水道施設、4、そのほかの進捗状況について。

(1) 最新の被害件数並びに被害額と23年度最終予算の件数並びに予算額及び被害総額と合計（全体）に対する割合は幾らかについてお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

○総務課長（小貫忠男君） それでは、5番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

(1) の被害件数並びに被害額、さらには23年度の最終予算の件数と予算額及び被害総額と合計に対する割合についてご答弁を申し上げます。

まず、東日本大震災の被害総額という中で、1番の農地につきまして、まず件数が653件、



割合66.4%、被害額6億1,518万2,000円の14.4%、土木、件数が135件、13.7%、被害額7億807万8,000円、16.6%、公共下水道、8件、0.8%、9億136万5,000円、割合が21.1%、その他のほうが187件で19%、被害額20億4,676万8,000円、47.9%となっております。

それから、平成23年度の最終予算のほうでまいりますと、件数が、農地329件、50.4%、予算額3億418万2,000円、49.4%、14.0%、それから、土木、件数33件、24.4%、予算額4億2,327万8,000円、59.8%で、割合が19.4%、公共下水道、8件で100%、9億136万5,000円、総額に占める割合が100で41.4%、その他のほうが、件数が182件、97.3%、予算額5億4,794万7,000円、26.8%で割合が25.2%となっております。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 次に、会計年度独立の原則としまして、その年度の予算は翌年度には使えないと定めてありますが、例外規定として繰越明許費があります。ただいまの答弁で23年度最終予算は約22億円であり、被害総額に対して51%であります。予算からすると、件数、事業費とも被害の半分程度の工事は23年度に終了するはずでした。町民の皆さんも大いに期待していたと思われまふ。ところが、3月議会での答弁で繰越明許費は一般会計で11億円のうち、件数で80%、事業費で40%とのことで、完了が事業費の半分にも満たない状態でした。今回は特別会計を含めた全体を知りたいと思います。

そこでお尋ねいたします。

（2）23年度災害復旧事業4項目の完了・繰り越し別の事業数と事業費及び割合は幾らになっているかお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫忠男君） 5番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

（2）番のほうの完了・繰り越し別の事業数と事業費及び割合についてでございます。

まず、1番の農地ということで、完了の事業数が303件で92.1%、繰り越しが26件の7.9%、事業費ベースで申しますと、完了が1億994万2,000円、36.1%、繰り越しが1億9,423万9,000円で63.9%となります。土木につきまして、事業数で完了が3件、9.1%、繰り越しは30件で90.9%、事業費ベースでいきますと、完了が689万6,000円で1.6%、繰り越しが4億1,638万2,000円で98.4%の繰り越し、公共下水道のほうで、事業数の完了はゼロ、繰り越しのほうが8件で100%、事業費でまいりますと完了が2億9,254万6,000円で32.5%、繰り越しが6億881万9,000円で67.5%、その他にまいりまして、事業数の完了が167件の91.8%、繰り越しが15件で8.2%、事業費のほうでは、完了が4億4,951万9,000円で82%、

繰り越しが9,842万9,000円の18%という内訳になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 次に、冒頭でも申し上げましたが、復旧されていない農地や道路、公共施設等が町のあちらこちらに散見されます。ただいまの答弁のとおり、完了した件数は85.7%、事業費では39.5%であります。さて、4項目の繰り越しされた状況を見ますと、農地が件数7.9%、事業費63.9%、土木が件数90.9%、事業費98.4%、公共下水道が件数100%、事業費67.5%、総計で件数14.3%、事業費60.5%であり、農地の件数はかなり完了していますが、事業費はまだまだであり、そのほかの土木等にあつては、件数、事業費ともほとんど完了しておらず、繰越明許費となっているのが実情であります。また、被害総額に対し事業費で20.1%の完了しか達成しておりません。さらには、発注して繰り越しとなっている事業でも、実質的に重機等が入らず、手つかずの場所もあるように見受けられます。そこでお尋ねいたします。

（3）繰越明許費の中で、契約はしているが、打ち合わせや資材等確保の準備期間の途中で、実質的に重機等が入らず工事が行われていないか、1割にも満たない件数、割合は4項目のうちどのくらいあるのか、またその理由は何かお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫忠男君） 5番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

（3）番のほうのご質問でございますが、まず、件数と割合という中で、農地のほうはゼロと、それから、土木につきましては11件で36.7%、下水道施設については2件の25%、その他につきましては2件で13.3%というような件数になってございます。

理由としまして、これまでは春の農作業に合わせるために農業施設関連の復旧工事を中心に進めてまいりました。今後は、次の段階に入っておりますので、各事業の調整を図りながら復旧工事を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） ただいまの答弁のとおり、件数の19%が実質的に重機等が入らず、手つかずの場所であり、その事業費も相当額あるように見受けられます。町民から見れば、入札が終われば工事がすぐ実施されると思っております。私たちが町民にどうなっているのかと聞かれるたび、「入札が終了し、契約案件が議会で承認されました」と話しております。

しかしながら、1年3カ月も応急措置のみで、被災したままの状況で放置されている現状では、「議員はそう言っているがいつ工事が始まるのか、本当にやってくれるのだろうか、議員の言っているのは本当だろうか」と町民は疑心暗鬼の状態であります。そして、「役場は何もやってくれない」との声も聞かれます。元役場職員として大変悲しいことであります。

さて、入札を行う場合には指名委員会が開催されますが、標準の工期が決まっていると思われまます。今回の災害復旧工事は事業費も多く、また、町全体の工事進捗状況や現状等をかんがみ、年度内の竣工はかなり難しいと思われる案件もあったと思ひますが、指名委員会の中ではどのような議論がなされたかお伺ひいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

副町長、助川浩一君。

○副町長（助川浩一君） 5番議員のご質問にお答えを申し上げます。

指名委員会の中におきましても、工期については話のあったところでもございました。年度をまたいだ工期の設定につきましては、県にも確認をとりながら進めてきたところですが、役所の単年度主義会計がございましてこのような発注内容となつてしまつておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。今後は、早期の工事完了に向けまして、業者とも打ち合わせ繰り返しながら進めていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

[5番 小林政次君 登壇]

○5番（小林政次君） 町は、請負契約におきまして、工期は議決事項ではないと議案に明記しませんが、議決時点で標準納期が不足するおそれがあり、繰越明許ありきの安易な考えはなかつたかお伺ひいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

副町長、助川浩一君。

○副町長（助川浩一君） ご答弁を申し上げます。

先ほどもご答弁を申し上げさせていただきましたが、工期につきましては標準工期というのがございまして、年度をまたいだ工期につきましては、私どものほうも疑問を持ちながら、県に対してその辺の確認を聞きながら進めてまいつたところですが、県におきましてもこのような発注の形態をとつているというようなことで、町としましてもこのような判断に至つたところでもございます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

[5番 小林政次君 登壇]

○5番（小林政次君） 県ではそのようにおっしゃつたと思ひますけれども、町は業者への指

導、それから監督義務があります。そういうことで、最初から年度内に工事が竣工できないという、そういう契約は私どもとしても本当は認めることはできませんけれども、この工期につきまして、業者に対してどのような指導をしていたのかお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫忠男君） ただいまのご質問にご答弁を申し上げます。

業者等への指導につきましては、各担当課で発注しました工事について、工期等を守っていただくための工程会議とか打ち合わせをしながら、早急に工事が完了できるようなことで業者との打ち合わせを行っているということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 次に、町民のための行政を行う場合、町民の要望に速やかにこたえるのが鉄則と思われませんが、今後の災害復旧についてお尋ねいたします。

（4）地震による陥没や液状化現象等で、道路に凹凸やマンホール等が浮き上がり、簡易舗装や砂利等による応急措置がなされておりますが、工事が行われず放置され、非常に危険なところや交通に大変支障を来しているところがございます。町民は一刻も早い復旧を待ち望んでおりますが、繰越明許費事業の完了時期はいつごろかお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫忠男君） ただいまのご質問にご答弁を申し上げます。

完了時期についてでございますけれども、公共下水道事業につきましては平成25年1月末を予定しております。その他の事業につきましては、年度内の完成を目標に事業を推進しているところでございます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 一般的でございますが、翌年度への繰越明許費はやむを得ない場合のみと認識しております。一般的には3カ月から、長くても6カ月と思われませんが、先ほどの答弁によりますと年度内という、25年3月ということですが、その見解はいかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫忠男君） ただいまの5番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

個々の事業ですと標準的に3カ月とか6カ月というような期間での工事完成ということになるかと思っております。ただ、件数、それから金額も大変多いということ、さらには、いろいろ

な事業で関連性もある場所が多数あると。道路が被災しておりますが、道路の被災の下には、水道であったり、下水道の被災箇所もございます。そうなりますと、水道工事、さらには下水道工事が終わった後の道路復旧工事ということになりますので、最終的には、それらの事業が終わるのが年度末ということで考えているということでもあります。ただ、それぞれすべてが全部年度末ということではなくて、当然、それらに影響がないものについては、道路災なら道路災のみ早期に完了させて住民の皆さんにお使いいただくように努力してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 繰り返しになりますけれども、ただいまの答弁ですと、早いものは早期にやるが、遅いもので25年3月末ということですが、今までの状況から見ますと、24年度竣工もかなり危ういのではないかと思います。そういうことで、業者への指導、監督を今後適正に行いまして、早期竣工を目指すべきではないかお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ただいまの質問でございますけれども、これは先ほど長田議員にもお話しをいたしましたけれども、県中、中通りの中でも、須賀川、鏡石、矢吹が非常に大きな災害があったということでもあります。そういう中で、3月に震災がありまして、その後、いわゆる補助事業については、国の査定を通らないと工事ができないという1点がございます。こういった数が多いということでありまして、何回かに分けて査定を行ってきたということでもあります。

町の予算のとり方については、一応概算でこの補正予算をとりまして、国の査定が終わり次第、その範囲の中で工事を発注してきたということが現実であります。

もう一つは、先ほど申し上げましたように、農地災を優先させたということでもありますので、今現在進行しているのは土木事業ということでもあります。これも、総務課長からお話しありましたように、上下水道、そして道路、こういった組み合わせがございますので、それら等をよく精査しながら、今後は秋においてもこういったものが進められると。他町村においては、この部分については農地災害も一緒にこの秋にやらなければならない。我が町は農地災についてはほぼ終わっているということでもありますので、この秋においてもこういった土木工事が行われるということで、今後はどんどん進むというふうに思っておりますので、そういった面もご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

[5番 小林政次君 登壇]

○5番（小林政次君） それでは、町長の答弁のとおり、早期に竣工できるように努力をお願いしたいと思います。

次に、（5）平成23年、24年度予算の合計の件数と事業費は幾らか。また、東日本大震災被害の総件数と総額に対する割合は幾らかについてお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫忠男君） 5番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

（5）番の件数と事業費、さらには総件数というふうなことでございます。

現在のところ、平成23年度と24年度の2カ年間の総事業件数は983件で、総事業費が42億7,139万3,000円となっております。今後は、未査定の災害案件とか小規模工事、それから新たな災害関連工事などの発生も考えられますけれども、現時点で把握できている東日本大震災の被害につきましては、現在ほぼ予算計上させていただいている状況ということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

[5番 小林政次君 登壇]

○5番（小林政次君） 今答弁いただきましたが、被害総額に対する割合も、何%ぐらいになるかというのを欲しかったんですけども。

それから、24年度も多くの災害復旧事業が予定されておりますけれども、前の4番議員さんも質問しましたけれども、繰越明許せずに年度内竣工は本当にできるのか、再度お伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫忠男君） ただいまのご質問にご答弁を申し上げます。

24年度の新規につきましては、繰り越し事業が残っている状況ではございますけれども、その残工事、それから新規発注をいたします工事につきましては、先ほど町長等の答弁もありましたけれども、関係機関、関係課、毎月1回以上、工程のすり合わせをしながら計画的に工事を発注していきたいというふうに考えております。そのようなことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

[5番 小林政次君 登壇]

○5番（小林政次君） 先ほども答弁にありましたけれども、24年度までの予算のほかに、ま

だ災害現地調査等が終了しないで、設計、積算がなされていないところもあると思われ  
ますが、最終的に工事等が終了するのは何年度と考えているかお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫忠男君） 小規模災害工事については未査定の部分もござい  
ますので、現在のところそれらについてのボリューム等の把握ができておりませ  
ん。それらについても、来年度以降のことも考えますと当然年度内完了が望ま  
しいということで考えておりますので、今後それらの把握を早急にしながら、  
年度内に完了できるように努力をしていきたいということでご理解をいた  
だきたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 要望でございますが、先ほど計数的なものを聞いた  
というのは、ホームページ等に掲載していないので、議員には説明がありま  
したけれども、一般の方はわかりません。それで、近くに道路等が直って  
いないと、本当にいつやるのかというのが不安でございます。そういう意味  
からも、今後はホームページ等に、概要でいいんですけれども、そうい  
う進捗状況がわかるものを載せて一般町民に周知させたいかと思ってい  
ます。よろしくお伺いいたします。これは要望です。

次に、鏡石町第5次総合計画の基本計画に「あたたかみのある福祉のまちづくり」  
の項目がありますが、町長のあいさつの中でも町民福祉という言葉が出て  
きます。そこで、以下の3点についてお尋ねいたします。

2番、鏡石町第5次総合計画の基本計画Ⅲ－1－（3）障がい者福祉の充実  
の中の施策の基本方針について。

（1）「学校教育などの場で、保健・福祉に関する知識と理解を高める取  
り組みを行う」とありますが、具体的にはどのように行うのかについてお伺  
いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

障害者や高齢者など、さまざまな障害を持つ方々に対して、思いやりや  
助け合いの心を幼少時代からはぐくんでいくことは、ノーマライゼーシ  
ョンの理念を実現していく上で極めて大切なことと認識しております。  
鏡石町において、第5次総合計画に基づき、平成24年3月に鏡石町障  
がい者計画、鏡石町障害福祉計画を策定し、障害者施策の基本方針を  
定めたところでありますが、同計画におきまして、この目標を達成して  
いくための施策といたしまして、各学校で各段階に応じた福祉教育の  
質及び量の充実、幼稚園・保育所において就学前児童を

対象とした障害者との触れ合い事業、交流活動などを検討しております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 次に、（2）「健全者と障がい者を分け隔てることのないノーマライゼーションの思想を基本に、自然な形で交流やふれあいができる取り組みを行う」とありますが、現在何を行っているかについてお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） ご質問にご答弁申し上げます。

障害者と健全者の相互交流を深めるためには、直接交流し、肌で感じ合うことが有効とされています。以前と比べると障害者等の就労や外出の機会は増加しつつありますが、いまだに限定的なものにとどまっているのが現状でございます。現在の町の施策といたしましては、障害者自立支援法に基づく就労支援や移動支援など、障害者が健全者と同様に地域で働いたり、外出したりすることを支援しております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） ただいまの答弁で就労支援、それから移動支援等を行っているということですが、これはどこの市町村でも大体行っておりますが、このほかに、将来的にはどのようなものを考えているかお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 現在検討している事項といたしましては、今後、障害者と健全者の自然な形での交流や触れ合いの促進のために、就学前教育、学校教育の場における交流事業等の推進や障害者に配慮したスポーツ施設などの整備を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 次に、最後になりますが、（3）「障がい者のための相談事業や情報提供の充実を図ります」とありますが、現在何を行っているか、また、充実のために将来はどのように考えているかについてお伺いいたします。



○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） ご質問にご答弁を申し上げます。

障害のある方が、生活のさまざまな場面において、どこから情報を得て、どこに相談したらよいか迷うことのないよう、利用する方にとってわかりやすい情報提供、相談体制を構築することが重要な課題となっております。町では、平成21年度から、障害者がまずどこに相談すべきか迷った際の相談先といたしまして、相談支援事業所への相談支援業務委託を行っております。これにつきましては、具体的に、須賀川市に社会福祉法人福音会というところがございまして、その事業所のアーモンドというところに委託してございます。

また、今後につきましては、多くの方からよりきめ細かい相談受け付けをするために、今年度中に市町村に設置が義務づけられております基幹相談支援センターの設置や地域の相談支援事業所の育成を行っていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 先ほどの答弁で、アーモンドに委託していろいろな相談事業をやっているということでございますが、窓口に来た場合にどのような周知の仕方をしているか。ということは、障害者の方はなかなか窓口に来るのも大変だということもありますし、そこに何回も足を運ぶというのは大変なんです。そこで、1回で済む手続等は実際は1回でやりたいのですけれども、何かいろいろ聞きますと、前の日に用事があって課を訪れましたけれど、その手続はしましたけれども、うちに帰ってみたら別の手続をしてくださいと通知が来ていたと。そういうことで、なぜ行ったときにそこで言ってくれなかったのかという、そういうこともありますので、今後はそういう連携をとることと、周知の仕方の方法ですか、それをもう少しきめ細かにやっていただきたいと思いますと思っております。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 質問に対してご答弁申し上げます。

窓口の対応につきましては、今後も職員に対しての指導等を十分に努めまして、制度間のものについて熟知並びに各機関の連携のもと、利用者の方々にご迷惑をかけないように努めてまいりたいと考えております。

また、障害者に対する福祉制度の関係の説明についてですが、過去には説明のパンフレットを作成してございましたが、現在はございません。身体障害者手帳交付時におきまして、新たに障害者に認定されたの方々に対して、その時点において各種の福祉制度を記載されてい

る小冊子などを作成し、配布する予定をしております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） ただいまの答弁のとおり、窓口でパンフレット等の周知をよろしくお願いたします。そういうことで、今後も弱い人の立場に立ちまして積極的な施策を実施していただきますようお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君の一般質問はこれまでとします。

---

#### ◇ 菊 地 洋 君

○議長（渡辺定己君） 次に、3番、菊地洋君の一般質問の発言を許します。

3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） 3番、菊地洋です。

町制施行50周年記念の鏡石町議会初めの日曜議会の開催に当たり、一般質問の機会を与えていただき感謝を申し上げます。また、職員の皆様におかれましては、休日返上での議会開催にご協力をいただいたことにあわせて感謝を申し上げます。

さて、3月11日、東日本大震災からあしたで1年3カ月が過ぎようとしております。復興元年の本年、農地災害の復旧から始まり、やっと道路などの目に見えるところの復旧が始まろうとしている中、福島第一原子力発電所の事故による放射能災害は、いまだ解決の方途もなく、瓦れきの処理や放射線の軽減、除染についても、福島県民を悩ませている事実憤りを感じないわけにはいかないと思います。

通告書に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、町の除染計画について。3月の一般質問でも質問させていただきましたが、続けて質問をさせていただきます。

除染効果の高い表土除去の土などの仮置き場は、除染計画によりますと平成23年度中に検討をするというふうに除染計画書には書いてありますが、いまだ選定をされていないということについてお伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご質問にご答弁申し上げます。

まず、国のほうの中間貯蔵施設、これもまだ決まらない、そういった状況にもございます。そういう中で、今ご質問ございました町の除染の仮置き場につきましてでありますけれども、

これは施設の特異性から、幾つかの行政区ごとに区域を設定した中で、町内に複数の仮置き場を設置していきたいというふうに考えております。具体的には、久来石、笠石、仁井田、鏡田、高久田、そして成田行政区を中心に、この6つの地区ごとに1カ所程度を確保することを基本としまして、先日でありますけれども、行政区長協議会でその候補地の選定についてお願いをしたという状況でありますので、その中で、今後選定について町と協議しながら当たっていくという状況になっております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） 前回の議会の中でも候補地ということで6つの行政区の名前は挙がっておったようですが、やはり、どこの行政区としても、仮置き場というところについては嫌うものであります。よくよく住民の皆様方と話し合いをしながら、丁寧に仮置き場の選定をしていっていただきたいというふうに、切にお願いをいたします。

続きまして、先月の全員協議会の席上で、2月27日から3月30日まで3カ所におけるモデル除染を行われた結果が示されました。ちょっと遅すぎるのではないかなど。3月30日までに終わっていて、約2カ月間以上たって結果が示された。その結果の内容については、表土除去が一番効果があったというふうな数値を見たわけではありますが、なぜこんなふうに3カ月もたって結果を知らせなければならないのか、まず、その辺のおくれている部分と、今後この結果を見て除染はどのような方法で進めていくのかお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

原子力災害対策室長、長谷川静男君。

○原子力災害対策室長（長谷川静男君） ただいまの3番議員の1番、除染実施計画（2）の町内3カ所のモデル除染の結果についてのご質問にご答弁申し上げます。

なぜ、3カ月ほどたつのおくれているのかという部分でございますが、大変その辺は申しわけなかったということでございます。4月に原子力災害対策室が設置されまして、短い期間の中でしたものですから、このような状況になりました。今後きちんと詰めてまいりたいと思っております。

なお、町内3カ所のモデル除染の結果でございますが、本年2月から3月に実施しましたモデル除染実証試験につきましては、岡ノ内地区、大池地区、不時沼地区の一般住宅3カ所で実施しまして、国のガイドラインに示されている除染方法を用いて除染することで、放射線量の低減効果がどの程度であるかを検証いたしましたところでございます。その結果といたしまして、議員さんからもありましたが、庭等の表土除去や側溝等の堆積物の除去による除染効果は高いものでしたが、反面、屋根や外壁等の除染は既に降雨等で放射性物質が流されて

いる可能性が高いためか、除染効果は余り見られませんでした。今後は、この検証結果をもとに、一般住宅除染の具体的手法を策定してまいりたいと考えております。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） 除染については、きめ細やかな対策を行っていただきたいというふうに思います。

それでは、他の市町村に先駆けて、鏡石町においては線量マップを作成していただきました。このことについては敬意を表したいというふうに思っております。町民も、しっかりした数値を見ることによって安心がわいてくるのではないかというふうに思います。今後についても、このような目でわかる、また、すぐ聞いてわかるような、こんなふうな情報の提供をお願いしたいというふうに思います。

そこで、線量マップのホットスポット、0.5マイクロシーベルト以上のところが6カ所あります。その地域の対策についてはどう考えているのかお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

長谷川原子力災害対策室長。

○原子力災害対策室長（長谷川静男君） ただいまの3番議員のご質問でございますが、0.5マイクロシーベルト以上のホットスポットについての除染方法ということでございますが、線量マップの中で0.5以上のところにつきましては、ほとんどが林の下のところの落ち葉とか、草の生えているというところで、高い部分でございました。なお、その部分については、ほとんど宅地からは離れている部分でございまして、最初に生活圏という部分もございしますので、その辺は見守りながら進めたいと思います。

なお、各宅地等の一部高いところにつきましては、現在は土のう袋による一部除去ということで、必要な家庭については遮水式の土のう袋を配布して、一部取っていただいた中で、宅地内保管ですが、していただく中で、高いところから離してもらおうという方法で進めているところでございます。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） ただいまの答弁の中で、遮水式の土のう袋を欲しい人には配ると、こういうふうな、回覧でも回っておったようではありますが、この方法についてはそれでいいと思われませんか。お伺いをしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

長谷川原子力災害対策室長。

○原子力災害対策室長（長谷川静男君） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

土のう袋について、欲しい人だけでいいのかというご質問かと思ひます。こちらにつきまは、除去するのに、個人でやる場合に、当然できない人もいるのかと思ひます。そちらについては、今後除染の計画をつくる中でも優先対象地域や優先地区等について実施していくわけですが、その中では検討していきたくと思ひますが、現状の中で、除染事業がまだきちんとした形で進んでいないという状況の中で、各家庭で現在行えるという部分が土のう袋による除染というような部分で、現在できる部分で各家庭でお願いしているということでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） この除染について、町内の企業や民間の方々も大変興味を示してきている昨今だと思ひます。そこで質問ですが、3月にも質問させていただきましたが、この除染の方法について民間に委託する方向はあるのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

長谷川原子力災害対策室長。

○原子力災害対策室長（長谷川静男君） ただいまの民間の業者に委託する考えはというようなご質問かと思ひます。

今後除染事業を進めていく中では、当然自分たちだけではできない部分もございます。その辺につきまは、除染計画にものつとった中で、当然事業自体、公共施設も含めてですが、業者等への委託が必要になってくると思ひます。そのようなところにつきまは、今後その辺の数値を示され、また、仮置き場等もできた中で進めてまいりたいと考えております。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） その実施なんです、既に除染組合等々を立ち上げて行っているところもあるようです。私の手元に田村市の復興事業組合という組合を立ち上げた資料があります。これは5月2日に民間で立ち上げて、もう除染に取りかかろうとする準備ができている、市ではありますが、町としてもそういうふうな方向性で進むべきではないかというふうに思ひますが、いかがでございましょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

原子力災害対策室長。

○原子力災害対策室長（長谷川静男君） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

除染組合の設立についてはというようなご質問でございます。こちらにつきまは、田村市さん、あと県内に先んじて実施されているところもございしますので、そちらを確認しな

がら、よりよい方法について模索しながら進められればと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） 土木建設業を除いての鏡石町内の企業は、大変冷え込んでいるところがたくさんあると思います。実際に、かなりの金額の予算がこの除染についてはついていると思いますので、できる限り町内の業者に水を注いでいただければというふうに思いますが、その点についてはいかがでございましょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

原子力災害対策室長。

○原子力災害対策室長（長谷川静男君） それでは、ただいまのご質問にご答弁させていただきます。

町内の業者にできるだけというようなことかと思えます。こちらにつきまして、当然、町内の業者さんというのは、これから除染業務を委託していく中で考えていきたいというような部分でございしますが、現在、災害復旧事業、または除染の県の講習会、または法令等に合致しているかも含めながら、検討しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） しつこいようですが、できる限り町内の業者に委託できるようにお願いをしたいというふうに思います。放射能除染についての質問はここまでとさせていただきます。

続きまして、人間ドックの補助制度についてお尋ねをいたします。

我が町は、5年に一度の人間ドックの補助をしておりますが、予防医療の観点から、5年サイクルを幾らかでも短縮することはできないかどうかをお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貴秀明君） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

市町村で行う住民健診は、各医療保険者に義務づけられた特定健康診査、市町村長が実施する結核検診や各種がん検診など、公的な予防対策として、高齢者の医療保険法や感染症法、健康増進法に基づき実施しております。

がん検診につきましては、公的な予防対策として行われるもので、対象集団全体の死亡率を下げるために、国のがん検診ガイドラインに基づき、死亡率減少効果が科学的に証明されている実施方法が選択されまして、集団にとっての利益を最大化することが求められている

という現状でございます。これに対しまして、一般的な人間ドック検診につきましては、個人の死亡リスクを下げるということが目的になりまして、任意型検診として位置づけられていますけれども、鏡石町では、現在のところ、40歳から65歳まで、5歳間隔で6年代層を対象に行っております。

この人間ドックを、予防医療の観点から5年に一度の補助制度をもう少し短くできないかとお尋ねでございますけれども、病気にならないために積極的に生活習慣を変えていく予防医療の考え方が浸透し、住民の健康アップにつながれば、大きな効果が得られるのではないかと考えております。平成24年度につきましては特定健診の評価年度でございます。国のがん検診の推進補助事業の絡みもございますので、健診事業全体の見直しを図る中で、公共的な予防施策として行う対策型健診としての検討を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） あわせて年齢についてもお尋ねをしておきますが、近隣町村では30歳以上、2年に1回というところの町村もあるようであります。我が町においては40歳以上というところで、予防医療ということの観点から考えると、30歳から人間ドックの補助をされたほうが病気の早期発見につながってくるのではないかというふうに思いますが、この点についてはいかがでございましょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） ご質問に対してのご答弁を申し上げます。

30歳以上、2年に1回という市町村さんもおられると把握してございますけれども、これにつきましては、先ほどご答弁の中に申し上げたとおり補助事業の絡みもございます。財政的な面もございます。ただ、財政的な面だけを前面に出すということは、やはり、どうしても町民の健康を守るという立場ではいけないということでございますので、24年度については先ほど申し上げた特定健診の評価年度でもありますし、それも含めて総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） 後期高齢特別会計と国民健康保険の合計の金額が21年度、22年度ともに約21億円を超えた金額になっておりますが、この数値は人口割からいって妥当な数値かどうかをお伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） ご質問に対してご答弁申し上げます。

21年度、22年度、その費用額ということで21億円超えているということでございますが、この比較の仕方でございますけれども、それが妥当な線かというご質問でございますけれども、参考までにお話ししたいと思います。これは、費用額で言いますとイメージをお持ちになるのがなかなか困難なのかなということでございまして、手元にある資料としては、1人当たりの医療費の比較がございます。20年度、21年度、22年度の3カ年の1人当たりの年間医療費で、これにつきましては、一般と退職医療を含めた数字でございます。20年度の1人当たりの鏡石町の医療費でございますけれども、22万9,485円でございます。これの県内的なレベルといたしましては、福島県は59市町村ございますけれども、低い順から2番目と。ですから、逆に言うと高い順から58番目ということなんですけれども、一番下が葛尾村で、次が鏡石町というレベルでございます。

ちなみに、21年度につきましても24万2,216円、これについては、多少ランキング的には上がりましたが、上から数えて55番目、やはり低いと。22年度につきましても、同じく24万4,419円ということで、これも、たまたまでございますけれども、やはり葛尾村の次に低いということでございます。この理由といたしましては、やはり鏡石町は高齢化率が低いということでございまして、その分お医者さんにかかる件数が少ないのかなという、直接的には、この数字だけでとらえますと、そのようなとらえ方ができるのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） いずれにしても、人間ドックの目的は病気の早期発見・早期治療、そして医療費の軽減を図ることが目的になってくると思いますので、今後財政が大変厳しいと思いますが、町民一人一人の健康を考えて、健康が大きな町づくりの役割を果たすかと思っておりますので、深く深く検討していただければというふうに思います。

続きまして、町道高久田・一貫線について質問させていただきます。

以前にも何度か質問があったと聞いておりますが、予定では全面開通になっているときでありまして、須賀川市側でまだ1名の方の土地買収の合意がなされていないという話をお伺いしております。須賀川市側からのその後の報告はあったのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。



○都市建設課長（関根邦夫君） ただいま3番議員からの町道高久田・一貫線についての  
（1）須賀川市側の工事の進捗状況についてのご質問にご答弁申し上げます。

高久田・一貫線は鏡石町と須賀川市を結ぶ重要な道路と位置づけ、事業を推進し、平成11年に着手しまして平成18年までの間工事を行い、現在須賀川市の接続部分を残し、鏡石町の事業が中断しております。

須賀川市において地権者と過去に数十回となく交渉を行い、出された要望について処理してきましたが、地権者の方のご理解を得られない状況が続いております。再度須賀川市に確認しましたところ、昨年度は震災優先のため地権者交渉が持てなかったということで、須賀川市の事業は進展していない状況にあります。私どもとしましては、引き続き須賀川市に事業の推進を強く要望してまいりたいということでご答弁申し上げたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） この一貫線については、以前町議会からも意見書を提出しているようでありまして、多くの町民が早期の完成を望んでいるというふうなことをお伺いをいたします。我が町のほうから須賀川市に対して再度強い要望をお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお祈りを申し上げます。

続きまして、これに伴う高久田・一貫線の交通量も多く、朝夕のラッシュ時は蒲之沢交差点の車の量が大変多くなっていると。また、鏡田499号線は消防署まで通行できるようになりまして、各これに隣接する交差点の優先順位がわからない状態で、今後事故等が心配されると思います。今後のこの交差点等々に対する交通安全対策はどう考えているかお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（関根邦夫君） ご答弁申し上げます。

高久田・一貫線、鏡田499号線の交差点の交通安全対策についてでございますが、これにつきましては、福島県公安委員会と協議を終了しているところでございます。交差点におきましては、現状では、交差点の面積が広大であることから、右折・左折時の速度を抑止するため、区画線によりまして隅切り半径を狭くすることとしております。また、交差点の警戒標識、南側に横断歩道、自転車マーク等を設置することにより、安全を確保することとしております。夜間の安全対策につきましては、ハイウエー灯2基を既に設置しております。なお、一貫線の供用開始以後につきましては、交通量の状況により信号機の設置を要望してまいりたいというふうに考えており、今後も安全対策に期していきたいというふうに考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） 国道4号線の拡幅工事が展開されている中で、どうしても、町内道路をわかっている町民の皆様は、裏道ということでこちらの道路をどんどん利用されることは間違いないというふうに思います。ということで、町、それから須賀川警察署、交通安全協会等との連携を強めながら、交通安全対策をしっかりとっていただければというふうに、切にお願いを申し上げます。

安心・安全の住みよい町づくりのために、本年スタートした第5次総合計画が計画実現となるよう、執行、議会、町民が一体となり頑張っていくことをご祈念を申し上げ、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君の一般質問はこれまでとします。

---

◇ 円 谷 寛 君

○議長（渡辺定己君） 次に、1番、円谷寛君の一般質問の発言を許します。

1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 6番目の一般質問をさせていただきます1番議員の円谷寛でございます。

本日は日曜議会ということで、執行の皆さんには、1週間に一度の日曜日ですからいろいろ用件があったのに、大変ご苦勞さまなことだというふうに思います。ぜひこういう試みを継続させるためには、やはり、町長を初め努力をしていただいて、この日曜日に出た分の代休について、しっかりとっていただくようにしていただくことを、まずお願いをしたいと思います。そうでないと、この試みは持続性を持たないで、大変ご苦勞をかける、そういうことになりますので、継続性を持たせるためにも、ぜひそのような配慮をお願いをしておきたいというふうに思います。

私は、この一般質問で通算99回目の一般質問になります。町制50周年を来月に控えて、この定例会で99回目の一般質問をさせていただきますことを大変ありがたいと思っております。

さて、今回は時間が絞られておりますので、前置きに2点だけ触れさせていただきたいと思っております。

第1点は、やはり、民主党野田政権が、今大変大きなピンチに立たされているということでございます。税と社会保障の一体改革、これをめぐって元代表の小沢さんと意思統一が図

れないままに、税と社会保障の一体改革に政治生命をかけるということで、野田首相は大変突っ走っております。そして、自民党と手を組んでこの法案を通そうとしているわけですが、これは党の分裂を含んでいることをごさいます、そのことによって民主党政権は崩壊の危機に立たされているというふうに思います。

3年前のマニフェストで、この選挙で選ばれた任期中には消費税は上げませんということを確認に国民に約束をしているわけですから、やはり、これは小沢さんの主張に大分理があるのではないかと国民が大変多いわけでありまして、これを無理やり突っ走れば、政権を失うことになる。このようなことは明々白々でありますけれども、野田さんは前に財務大臣をやっております、日本の官僚のトップのすぐれた人たちが財務省にはいるわけをごさいます、このときにその人たちにすっかりとりこにされて洗脳されてしまったのかなというふうに思うと、非常に残念でございます。原発の再稼働を含めて、野田民主党政権は、今崩壊の危機に瀕していると言わなければなりません。

もう一つの件は、最近あるお笑いタレント、次長課長とかいう、もう一人の人もいますけれども、吉本興業に所属しているお笑いタレントが、年収5,000万円ももらいながら母親が生活保護をもらっていたということで、大変話題をさらっておるわけをごさいます。社会の風当たりが、生活保護の受給者に対して、今改めて強く向けられようとしているわけをごさいます。もちろん、年収5,000万円のタレントの親が生活保護をもらっていたということは明白な不正をごさいます、何としてでもこういうことは許されないというふうに思うわけをごさいます、ただ、憲法25条の精神で保障されております国民の最後の社会のセーフティーネット、こういうものがこのような不正によって壊されていくとしたらば、これはゆゆしき問題をごさいます、やはり、これは国民の憲法25条の権利というものは守られていかなければならない、しかし不正は許さない、そういう区別をきちんと分けて、我々はこの問題を考えていかなければならない。

その考える場合に、3.7兆円の生活保護費のほぼ半分、48%といいました、これが医療費で費やされているんです。この医療費を受け取っている側の問題についても、非常に厳しい目を向けていかなければならないだろうと思います。日本で一番生活保護支給率が高い大阪市では、生活保護者しか診ないという医療機関が34件もあるそうなんです。こういう実態を、何かうさん臭い、そういうものに対しては厳しいメスを入れて、そういうものを金もうけの手段としているような医療機関などには厳しい意見が必要だというふうに思いますので、この辺はみんなでこれから考えていかななくてはならないと思います。

質問を通告書に従ってさせていただきます。

私の質問は、大きな項目で3つ、細かくいきますと合計が10点ほどになるわけをごさいます。

まず、大きな1項目めは、震災瓦れきの活用策についてということを通告をしておりまして。

先ほど、長田議員の質問に対して、健康福祉課長さんは、処分はリサイクルを基本とするという旨の答弁がありました。これは了とするものでありますが、我々自身がもう少し、単に業者に任せるばかりでなくて、みずからも、もう少し活用はないのか、いつまでも本当に、私は東町を毎日見ているわけですけれども、瓦れきの、特に木材などは色が変わってきておりまして、いつまでたったら処分できるのかなど不安に思うわけでごさいます、もう少しそれを促進するためにも、この活用についてももう少し検討してもいいんじゃないかというふうに思います。

その第1点は、まず、石とかコンクリート、さらに瓦、こういうものは駅東地区開発の地盤強化のために使ったらどうなのかというふうに考えます。老人センターの南側、屋内ゲートボール場の周辺などの田んぼは非常に軟弱でごさいます、住宅地にするのにはということ、この間も残土などをもらって山積みになって、あれも使うんだろうと思いますけれども、地盤を強化するには、もう少し下までコンクリート瓦れきなどをたくさん入れれば地盤は強化されるのではないかというふうに私は考えているわけでごさいます。屋内ゲートボール場のすぐ隣の住宅なども、非常に立派な住宅だったんですけれども、全壊で建て直しをしております。あの辺は非常に地盤が軟弱でごさいますので、そういうものを思い切り投入すれば、もう少し強い地盤ができるのではないかというふうに考えるんですけれども、まず、この点についていかがでございましょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（関根邦夫君） ただいまの1番議員の災害瓦れきの活用の、石、コンクリート瓦れきは駅東地区開発地区の地盤強化のために使えないかのご質問にご答弁申し上げます。

宅地の地盤強化をするために、石やコンクリートの塊そのものを直接使うことは通常ありません。そのような使用をする場合は、再生利用のための加工処理を行い、ある程度の大きさに砕いたものを使っております。したがって、町の瓦れきを整理するために駅東開発地区に使用する場合には、再加工が必要となります。そのための経費が必要になってきます。また、区画整理事業中であれば、町の瓦れき処理のためにこれを加工処理し、さらに駅東地区内の地盤強化のために使用することは、現時点では考えておりません。ただ、町のものかどうか分かりませんが、再生した石や再生コンクリートについて、駅東地区内の道路構築の際の路床材について使用を検討してまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 確かにお金はかかると思うんです。でも、これから駅東をやっていく場合において、当然地盤の強化をしないわけですから、そのときに、もう少し使う場合のコストの計算などをして、ではどうなのか、ぜひその辺も考えていくべきではないか。

あと、通告書にはありませんけれども、瓦の瓦れきを田んぼの軟弱な地盤の改良に使ったという例があるそうなんですけれども、こういうのも実際の効果はどうだったのか、そういうものを調べて、これからそういうものを活用できるのであれば、田んぼなどが軟弱で機械が潜ってしまうなんていうものにおいて、そういうものを活用するという方法もあるのではないかと思うんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（関根邦夫君） なお、工事関係につきまして使用可能かどうかにつきましては、調査研究させていただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ぜひ検討していただいて、そういう有効に使えるものは、ぜひ町内で使って、なるべく早く瓦れきが片づくような手法をとっていただきたいと思います。

2番目に入りますが、これも素人の浅ましきでございますが、ぜひ検討してもらえないかということで挙げましたのは、温水プールです。これは後のほうの第3点のほうにも通告してあるんですけれども、大変燃料費がかかるんです。冬はドラム缶で5本も10本もたくという話を聞いたんです。こういうものに木材瓦れきを、ボイラーなどを設置して、これからもそういうものは出ると思うんですよね。例えば、うちは古くなればみんな壊して建てかえるわけですから、そういう場合は出るわけですから、そういう場合に灯油のかわりに木材を、手間もかかるでしょうけれども、大変灯油が高くなっている現状をいえば、そういうものを活用するということを検討してはどうなのかというふうに思うんですが、この辺はいかがでしょう。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育課長、木賊正男君。

○参事兼教育課長（木賊正男君） 1番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

震災瓦れきの活用策として、木材瓦れきを町民プールの燃料として利用できないかのご質問でございますが、現在、鏡石の町民プールでは、灯油を燃料としたボイラーを開館当初

から設置してございます。現在使用しているボイラーから木材を燃料としたボイラーに変える場合、木材燃料の多くが木材チップに加工した燃料がほとんどでございましたので、木材チップを燃料としている県外の類似施設等について導入費用等を調査させていただきました。鏡石町民プール規模の施設に木質のチップボイラーを導入するとした場合、ボイラーとその附帯設備の導入費用で総額約5,000万円から1億円程度の費用がかかり、木材をチップ材に加工するための建物、設備等で、同じく約1億円前後必要となることを見込まれます。その他、木材瓦れきを選別、または加工するための人件費等も発生し、膨大な費用がかかることが想定されます。

また、震災瓦れきを燃焼させたことにより発生する煙、焼却灰等の処分方法や、焼却による放射性物質等の拡散等が現在問題視されていることなどを考えた場合に、町民に環境面での不安を与えることになるのではというふうなことも考えられます。このように費用問題と環境問題を考えた場合、木材瓦れきを町民プールの燃料としての活用は難しいのではと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 確かに、木材チップにすれば大変だと思うんですけども、ただ、普通のまきのような形でたくということにすれば、チップにする手間は省けて、人間の労力さえかければ、まきのボイラーだって可能なんです。チップにしなければならぬということは、何もないわけでございます。煙が出るというと、周辺に住宅もないんですから、若干の煙ぐらひはこれは何とかなるのではないかと。もう少し、引き続きこれは検討していく価値があるのではないかと。というふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育課長。

○参事兼教育課長（木賊正男君） 今現在の木材瓦れきの燃料としての力量ということで、まきとしての考え方でございますけれども、これについてはボイラーの規模等にもよるのではないかと。いうふうにも考えてございますが、全く考えられないのかというようなことではないと思いますけれども、施設等の規模等を考えた場合に、今現在これらを燃料として使えるのかどうかということでございますので、先ほどの答弁とさせていただきます。町民プールの燃料費については、ご承知のとおり膨大な費用でもありますので、今後検討はしなければならぬというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

[1番 円谷 寛君 登壇]

○1番(円谷 寛君) ぜひ検討していただいて、少しでも町の財政にプラスになるような方法があれば、それは積極的に取り入れるべきではないかというふうに思います。

3つ目は、屋根のカヤとか小麦わらなんかが東町の瓦れき置き場にあるわけです。町ではカヤぶき屋根は壊していないと言うそうですが、表向きはトタン屋根なんです。私の近くのうちで壊したんですけれども、その下には小麦わらなどを使ったカヤぶき屋根があったと。そういう住宅は成田のほうにはまだまだあるんです。そういうものも出ている。こういうものは、屋根の下にあるわけですから放射能もかぶってないんです。だから、堆肥などには一体どうなのかというふうに考えるんですけれども、そういう件はいかがでしょうか。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長(柳沼英夫君) 1番議員のご質問にお答えします。

ご質問のありました震災瓦れきとなっているカヤや小麦わらを堆肥として使用することについてですが、専門機関にお尋ねしましたところ、可能ではあるとお答えをいただきました。考えられる使用法としましては、水分調整用として使用することになると思われませんが、実際のところ使用された事例は少ないようでありました。農家の方が堆肥をつくるために必要とするのであれば、瓦れきの提供等については、担当課と連携しながら協力してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(渡辺定己君) 1番、円谷寛君。

[1番 円谷 寛君 登壇]

○1番(円谷 寛君) 大変細かい話ですが、ぜひ農家に希望があれば、そういうものをどんどん払い下げて、瓦れきが一日も早く減るように、いろいろな努力をお願いしたいものだというふうに思います。

4点目については、その他がれきについても、再利用や活用をできるものはできるだけ活用すること、そういうものをこれからも検討を深めるようにしていただきたいと思います。これは要望で、答弁は結構でございます。

2番目の大きな項目で、国保税を安くするための取り組みについてということで、私は前々から、6月議会は国保議会、国民健康保険税をどうするのか、毎年これは昨年の医療費の実績などに基づいて、あるいは確定申告の結果などを受けて検討する、そういう大事な議会なわけでございますが、ほとんど私は、6月議会では国保税をいかにして安くできるのかみんなで知恵を出すように提起をしてくれておるわけでございます。

その1点目は、ジェネリック医薬品をもっと利用すべきではないかということを書いてい

るんですけれども、なかなか進まないんです。いわゆる新薬は特許料が入るから、莫大な研究開発費をかけて製薬会社は新薬を開発するんです。しかし、一定程度年数がたてば、その特許というのはなくなって安くなる。そればかりではなくて、今、黒柳徹子さんなどを使ってコマーシャルをやっていますけれども、飲みやすい薬とかというものに改良しながら、ジェネリック医薬品というものを盛んに売り出している。そういう製薬メーカーもあるわけでごさいます、しかし、これはなかなかもうからない。やはり、金額のかさばるものをいじくればお医者さんはもうかるのかなと。

なかなか普及していかないんですけれども、それに対して、もう少し医療機関に協力を求めて、もっとそういうものを使ってくださいと。素人は、医者に注文して、そういう薬を使ってくださいなんてなかなか言えないですね。だから、医療機関にもう少し要請をして、協力をしてくれと、こういう申し入れをすべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

○参事兼税務町民課長（今泉保行君） 1番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

ジェネリック医薬品をもっと利用するために医療機関に要請活動をしてはどうかというご質問であります。

後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品につきましては、患者負担の軽減や医療保険財政の健全化に資することから、国・県・市町村それぞれが普及促進に向けて取り組みが行われております。国では、使用促進のための環境整備として、処方せん様式の変更、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則等による周知指導、薬局の調剤基本料の見直し、医療機関における使用体制の評価などを行っております。また、県では、福島県後発医薬品安心使用促進協議会が設置されておりまして、医療関係機関団体、公的病院、製薬企業、消費者団体などで構成しまして、使用促進の環境整備について検討するとともに、啓発資材の配布や講習会の開催等を実施しております。

本町においては、ジェネリック医薬品希望カードの配布をしております。これは保険証の更新時期に全被保険者に配っております。また、ジェネリック医薬品を使用した際の自己負担額の軽減効果通知書というものを実施しておりまして、仮にジェネリック医薬品を使った場合にはこのように費用が安くなりますというような通知書をつくりまして、推進を図っているところであります。医療機関への働きかけは国や県において展開されており、町、保険者としては、被保険者に対する啓発が重要と考え、今後も啓発資材の配布や広報活動等により普及促進に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。



○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） さまざまな取り組みをされていることがわかりました。ぜひ、それらの施策をもっと強く進めていただきたいものだというふうに思います。何せ国保税が高いという町民は大変多いわけでごさいます、何とかこれを、先ほどの報告では、1人当たりの医療費は鏡石は大分安いそうですけれども、しかし国保税は高いというのが、ほとんどの町民が述べておりますので、ぜひこれを安くするために、そういう取り組みをお願いしたい。

2つ目で、いわゆる薬剤費を下げるために、国は医薬分業というのを進めてきたんです。医者と薬局を分離したわけなんですけれども、しかし、これが、実効性にかなり疑問を持っているんです。

と申しますのは、ほとんどお医者さんの玄関を出たところに、多分お医者さんが経営しているんだろうと思うんですけれども、直結の薬局があって、何のために分業なんだかちょっとわからない。あの処方せん料を1回に525円ですか、払っているんです。しかし、同じ経営の薬局で出すのであれば、これは明らかに処方せん料は無駄なことをやっているわけです。だから、本当の意味での医薬分業が進んでいなくて、ひもつきの、直結をした偽装の形で進められているような気がしてならないんです。ですから、当然、薬屋さんと医者が一体になって、また高い薬を使って医療費を請求しているというのが実態ではないかと思うんです。

ですから、本当にそこをもう少し、これは国も一生懸命やらなくてはならないことだと思うんですけれども、本物の医薬分業。処方せん料だけ余計に取られる。例えば500円としても、100通出れば5万円ですから、そういうものだけを余計に払って、実際はお医者さんが出しているのと同じようなことになっていたんでは何かもったいないということでございますので、その辺はいかがでございましょうか。もう少し調査をして、これは国・県の問題になるのかというふうに思うんですけれども、その辺の疑惑がどうもあるので、検討の要ありと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○参事兼税務町民課長（今泉保行君） 1番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

医薬分業の件でありますけれども、医薬分業につきましては、昭和26年に法律が整備されましたが、例外規定の運用から昭和50年代まで事実上骨抜き状態が続き、その後医療機関で、薬で利益を得る、いわゆる薬漬け医療が蔓延した経緯があります。国では、薬価の改定により、薬で利益が出るようにしたり、院外処方への評価を高くして利益誘導するなどした結果、医薬分業率は全国平均は、昭和60年代の10%から平成12年度には40%、平成20年度には59%となりました。なお、福島県は平成20年度が63.9%、平成22年度では68.5%の分業率

となっております。

国では、医薬分業の観点で薬漬け医療を改め、適切な医療で医療費の抑制を図ろうとしてきましたが、保険調剤に支払われる保険金額は年々増加してきており、その効果が疑問視されているところであります。その主な要因につきましては、薬局の診療報酬が考えられます。院外処方の場合には、基本料、情報提供料、管理指導料などが、病院内の処方より診療報酬が高くなっております。単純に医薬分業率が高くなり院外処方がふえれば、薬局調剤医療費が増加するということとなります。

対策につきましては、国の制度でありますので、医薬分業の見直しが検討され始めてきておりますけれども、当面、制度の中では、適正な医薬分業の推進のために医師と薬剤師が連携を図り、また、患者は患者情報を十分把握し、適切な服薬指導をしてくれるかかりつけ薬局などを決めるなど、分業のメリットの活用が肝要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） わかりました。私自身も大変勉強になりました。これからも、国保税を安くするために、ぜひいろいろ検討をいただきたいものだというふうに思います。

3つ目は、町の財政健全化のための取り組みについてということでございます。

町の負債もかなりありまして、昨年度の実質公債費比率は県内で2番目、1番目は双葉町です。2番目が相馬市と鏡石ということで、率としては前年よりも改善をされたんですけども、まだ実質公債費比率の順番は相変わらずです。何とかして、もうちょっと努力をしなければならぬというふうに思います。今までもいろいろな提言を行ってきたんですけども、その取り組み状況をお尋ねをしたいと思うんです。

まず1つ目は、不用な町有地は、やはり一刻も早く処分すべきではないか。そうしますと、民間に所有してもらおうと、今度は固定資産税とか何かが町に入ってくるんです。維持費も管理費もかからないというわけですから、ぜひそういうものを進めていただきたいということも申してきました。どのような取り組みがあったのかお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫忠男君） 1番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

遊休町有財産につきましては、町財政基盤の強化を図るために、早期かつ計画的に売り払いを行うこととしております。現在具体的な利用のない町有地につきましては、境土地区画整理事業地内に5区画で2,080平米、その他、境地内に297平米、堀米地内に山林4,736平米などがあります。早期売り払いに向け今後も鋭意努力をまいりますので、ご理解をいた

だきたいと思います。

なお、震災の影響によりまして、旧前山町営住宅跡地については応急仮設住宅として利用している箇所もありますことから、今後それらの処分については動向を見きわめながら対応してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 当然、応急仮設住宅があるところは売れませんが、そのほかについてはなるべく早く売っていただいて、民間の人に活用してもらえば、そこから固定資産税、うちを建てればなお家屋の固定資産税が入るわけですから、早目に処分をしていただくようお願いをしたいと思います。

2つ目では、これも素人の浅ましきでしょうか、大胆な、いわゆる命名権ということで、これも売ってはどうか。金額は、著名な球場みたいには高くはならないと思うんですけども、やはり、安くても、町がそういう努力をしているんだという姿を示していくためにも、こういうものを、例えば、県内でも誇れるような立派な施設である町民プールだとか、さらには鳥見山陸上競技場とか、そういうものに対して、地元企業に打診をして、どうか命名権を買ってくれないかと、町内にも大変著名な企業がありますね。イオンスーパーセンターだとか、ニプロだとか、ビシャモンのスギヤス、さらにはトーヨーメタライジングなど、そういうところにちょっとどうだと、こういうものを買って宣伝にもなるだろうというふうな、そういうものをすべきではないかということを前に申し上げてきたんですけども、その辺は検討されたのかどうかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対しての答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫忠男君） 1番議員の②番にご答弁を申し上げます。

ただいまの件につきましては、昨年3月の定例会においてご提案をされたということでございまして、スポンサー企業にとって、我が町の公共施設が、現在の利用状況から命名権を購入した宣伝効果が期待できるのかということの検討と、さらにまた、公共施設内への広告看板設置募集なども含め、財源確保の観点に立ち、引き続き今後の研究課題というようなことで考えております。

取り組みとしては、情報収集でございますけれども、プロスポーツなどの施設があるところにおいては多額の命名権というようなところもあるようでございますけれども、他のところの事例では、都道府県施設などで数十万円程度の命名権の売買があったというような情報の収集程度でございます。

売買するに当たっては、企業との関係もございますし、さらには、住民の方々や利用者などの第三者に対する責任的なことも要求されるというふうにも思いますので、今後いろいろな部分も含めて検討してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 確かに、宮城の球場とか、そういうようなものとはけた違いの安いものだと思いますけれども、やはり、財政再建に努力をしているんだと、こういう姿を町民に示していくべきではないか。その一つとして、この命名権も、売れるものは売るんだと、そういう検討をお願いしたいものだというふうに思います。

3点目は、これも口を酸っぱくなるほど言っているんですけども、温水プールの維持費を安くするための取り組みというものを、どういうふうに今まで取り組んできたのか。私もこの温水プールは利用しているんですけども、大変利用者が少ないです。まず利用増を図ることが指定管理料などを安くするために必要なんですけども、それを含めて、ぜひ取り組み、今までやってきたような中身があればお教えいただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対しての答弁を求めます。

教育課長。

○参事兼教育課長（木賊正男君） 温水プールの維持費を安くするための取り組みはとのご質問でございますが、町民プールの経費節減につきましては、開館当初から指定管理者導入前の平成18年度まででも、利用者の少ない平日につきましては午後から開館するなど、人件費の削減や燃料費の節減対策といたしまして、四半期ごとに入札を実施し適正な市場価格による単価契約を実施するなど、経費節減に努めてまいりました。

平成19年度から、ご承知のとおり指定管理者制度を導入いたしまして、民間のノウハウ等の導入により、管理運営の合理化による経費の節減を図ってきたところでございます。また、指定管理者におきましても、効率的な運営を図るとともに施設の保全に努めまして、運営費の縮減を図ってきているところでございます。

なお、昨年の9月の決算審査の中でも一部ご説明いたしましたが、先ほどの18年度までの経費と比較した場合の金額の差でございますが、19年度については約520万円ほどの減額になりました。18年度の決算が5,894万円ほどでございましたから、19年度の決算が5,370万円ほどでありまして、520万円ほどの経費の節減になってまいりました。また、20年度では約560万円ほど、21年度には770万円ほどの経費節減になってまいりました。22年度には970万円ほどでありまして、23年度は震災で使用を中止しておりましたので、こちらについては比較になりませんが、このような形で経費節減に努めているというような状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） これは費用の節約も当然なんですけれども、もう少し利用者の拡大、これ業者が余り努力していない。本当はもっと一生懸命、指定管理者になって収入を上げれば、今のところ会社のものになるわけですから、それを取り組むようにもう少し町は指導して、いろいろ、もっともっと、町の広報でも何でもじゃんじゃん使って宣伝しろと、こういう指導をすべきではないか。

さらには、やはり、町内と町外の料金などにも、区別をしいんだか。矢吹はそうですね。矢吹は高齢者に大変手厚い。数年前までは60歳以上はただで入れてきたんです。だからお年寄りが大変多いんですけれども、しかし、その人たちからお金をもらうようになった。しかし、それは町内に限ってでありまして、町外から行けば、年が幾つになっても同じ料金を取られるというふうにやっているわけですから、我が町においても、そういう料金制度を導入して、町民の税金をこれほど、五千何百万円も投入して維持管理をしているわけですから、町内と町外の区別があつていいんじゃないかと思しますので、その辺もこれからご検討いただきたいと、これは要望でございます。

4つ目、その他、財政を改善するための取り組み状況についてと、これは非常に抽象的になってしまったんですけれども、総務課長、何かありますか。これは言っておきたいみたいなことがあつたら、ぜひお聞きしたいと思ひます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

町の財政健全化につきましては、町の各種事務事業を実施する上で大変重要であることはご承知のとおりであります。私も、町長に就任してからでありますけれども、町長の給与についても減額をしたり、公用車の廃止をさせていただきました。そういう中で、財政につきましては、皆さんにわかりやすく、町の広報紙を活用した財政のわかりやすい公表、こういったものについても行っております。

さらに、ご承知のように、大変厳しい財政状況の中でこの震災対応もしなければならないという事情もございます。そういう中で、一例でありますけれども、小規模災害対策については、本来ですとお金を借りて、そして設計費をかけてやるというのが通常のやり方でありました。でも、これについては、我が町では、今回いわゆる設計費の節約的な面、さらには借り入れをしないでやりたいと、早期にも着手をしたいということで、今回農家の皆さんにお願いをして対応したという、そういったこともございます。

そういったことで、今後とも、財政の維持、持続性の確保のために、長期的な見通しに立

った財政運営と緊急事態への的確な対応の両面から、適切な財政運営を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 大変申しわけございませんでした。冒頭に町長の給料カットと黒塗り公用車の廃止は、我々も大変評価をしているところでございますが、これはあくまでスタートであって終わりではないと思いますので、これからもいろいろと財政再建のためにご努力いただきたいと思ひますし、我々自身も、もっともっと努力をしなければならないのではないかと。

例えば、この冷房費の節約などのためには、私は3年も前からクールビズの導入と言っているんですけども、議員の中にはまだまだ抵抗がございまして、大体半々くらいですね。クールビズを導入すべきだということと、いや現状のままでやるべきだというのがあって、執行の皆さんにも暑苦しい服装で、大変恐縮なんですけれども、こういう面を含めて、クールビズというのは、やはり、冷房、そういう電気料などの節約になるわけでございますから、我々もそういうものをもっと強く進めるように、私自身も努力をしていきたいと思ひております。

ぜひ、鏡石町の財政が一日も早く健全化に向かうようにこれからも特段の努力をお願いして、私の一般質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君の一般質問はこれまでとします。

---

◇ 畑 幸 一 君

○議長（渡辺定己君） 次に、6番、畑幸一君の一般質問の発言を許します。

6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） 6番、畑幸一です。

今回7番目の登壇ということで、質問させていただきます。私の前の大ベテランの円谷議員はもう99回目の質問ということで、私は第4回目の議会ですが、まだ今回が3回目です。本当はやりづらい面もあるんですが、下手なんですけれども、少し我慢していただきたいと思ひます。

今回は、鏡石町第5次総合計画について質問させていただきます。

東日本大震災の復興事業については、原発問題、または瓦れきの問題で先輩方の議員の質問がたくさんありましたので、今回は鏡石町第5次総合計画について質問させていただきます。

す。

将来に向けての町づくりの基本構想でもあります第5次総合計画が策定されましたが、震災の多大なる被害の復興計画を踏まえた平成33年まで、見直し期間を含め10年の長期計画、また基本計画であります。町づくりの基本理念のⅠ、やさしさとふれあい、基本理念Ⅱの復興と進化ということで、今回は基本理念Ⅰのやさしさとふれあいについて質問させていただきますが、第5次総合計画の資料の後ろにまちづくり委員会の提言がありますので、提言に対しては、私は深く共感して、敬意を表するところであります。つけ加えさせていただきます。

早速質問に入らせていただきます。

第5次総合計画の策定に当たり、町づくりの基本理念Ⅰ、やさしさとふれあいについて。

(1) 町行政として町民に対してさまざまな視点から要因を見出し、やさしさとふれあいをどのような姿で実感させることが出来ると思われるか質問いたします。お答えをお願いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対しての答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫忠男君） 6番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

1番の(1)の中でやさしさとふれあいをどのような姿で実感させることができると思われますかということについてご答弁を申し上げます。

東日本大震災により大きな被害を受けた当町では、町民と町が総力を結集して復旧・復興に向けて取り組んでいるところであります。今回の震災において、改めて、町民相互のきずな、すなわち、やさしさとふれあいの心の大切さの重要性が認識されたところであります。

やさしさとふれあいを実感するためには、町民と力を合わせ、「がんばろう かがみいし！ 総合的な復興と新たな飛躍に向けて」を目標に、「町民と力を合わせて、新しい鏡石をつくります」「心豊かな人を育て、地域文化を大切にする鏡石をつくります」「地域で支え合う、人にやさしい鏡石をつくります」「新しい産業を开花させ、活力あふれる鏡石をつくります」「快適に暮らせ、住んでみたくなる鏡石、訪ねてみたくなる鏡石をつくります」、この5つの目標を相互に関連させ、横断的な視点に立ち、教育・福祉・産業・都市整備など、さまざまな分野において第5次総合計画の理念をもとに施策の展開を進めていく中で、それぞれの目標が具現化されていくことで実感されると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

[6番 畑 幸一君 登壇]

○6番（畑 幸一君） やさしさとふれあいというのは非常に難しいですね。個人個人の感情

のとり方なんです。まずは優しく対応してまいるということが一番のふれあいの原点ではないかと思えます。例えば、町民が課に来ていろいろ尋ねたときに、担当者がいないとか、今後1週間に検討しますとかということで、検討がなかったということになると、ほんの少しでも憤りを感じると。そのように実感しますので、その辺は今後とも町政に優しく、目を配り、心を配り町政に当たってほしいと思えます。

(2)の高齢者のひとり暮らしの実態を把握していますか。適切な対応がなされているか。今後とも支援活動の課題に対しての概況はどうですかということで質問させていただきます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対しての執行の答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

65歳以上の単身世帯は6月1日現在で454世帯となっておりますけれども、この中には、施設入所者や隣接して家族と同居して住民票上別世帯という方がおられると考えております。実態といたしまして、いわゆるひとり暮らしの高齢者世帯は、町で把握している数字としては321世帯となっております。民生委員や地域包括支援センター、各介護事業者のケアマネジャーなどを通じまして、給食配食サービスなどの在宅サービスの利用相談や申し込みの支援をしております。

支援活動の課題といたしましては、近所でおつき合いが希薄になり、近所つき合いが少なくなるなどの地域コミュニティの機能低下がしてきているということで、見守り対象となる高齢者を見つけ出すことや、対象となる高齢者の増加により訪問が困難になるとともに、高齢者自身からの働きかけや参加が少なくなっているなどの課題があると考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） 今後ますます高齢者のひとり暮らしというのはふえると思います。昭和20年代の我々、ベビーブームに生まれた団塊の世代の人間というのは、あと10年後になると完全に後期高齢者になってきます。今ここにいる執行部の55歳の課長さんクラスでも、10年たてば高齢者、定年退職して、ますます社会保障の問題とか、いろいろな問題で悩まされると思いますが、とりあえず、今後ともひとり暮らしというのは、本当に寂しさ、孤立感ということがあるので、その辺をしっかりとした社会保障とか充実のための取り組みをしっかりとっていただきたいと思えます。

次に、3番に移ります。

障害者支援として、地域社会に安心して参加できる環境整備やボランティア活動の協力を



図るなど、地域が一体となり、必要に応じた支援の体制づくりの推進についてお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対しての答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） ご質問にご答弁申し上げます。

野外施設については、県の人にやさしいまちづくり条例をもとに、安全で快適に利用できる施設整備を進めてまいります。教育については、障害児の適切な就学を保護者や本人の意向を踏まえて支援してまいりたいと考えております。また、障害児が放課後などに地域で安心して過ごせる環境づくりを進めるとともに、その家族の子育て支援を図ります。就労の場の確保につきましては、就労支援事業所や労働関係機関などとの連携を強化いたしまして、働く場の創出や能力開発の支援など、障害者の就労支援を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） 障害者支援というのは、とにかく孤立化をなくす努力をしたいと思っています。例えば、今の時代ですから、ネットとかテレビなどで退屈しなくても済むような形があると思いますが、人と人との触れ合い、例えば、今度6月に始まるあやめ祭りとかオランダまつりに車いすで行けない、そういう人たちと触れ合いを通じながらサポートしていくと、そういうふうな協力体制づくりを進めたいと私は思っております。今後とも、いろいろな面で具体的な推進方法を図っていただきたいと思っております。

（4）番の質問に入ります。

好感の持てる町、おもてなしのできる町、町民相互のほこりに思える日本一やさしい町づくりに向けての目標について、あればお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫忠男君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

（4）番についてでございます。鏡石町は、交通が便利で緑豊かな平坦な地形であり、恵まれた交通立地条件を有しております。この恵まれた条件を有効に活用するため、魅力ある美しい都市空間の再生と創造を積極的に進め、快適に暮らせて、住んでみたくするための計画的な土地利用と都市開発の推進や美しい景観づくり、さらには、住宅の質の向上を図ることを目標に施策を精査し、日本一やさしい町づくりを進めてまいりたいと思っております。また、日ごろからおもてなしができるよう、ゆとりと豊かさを実感できるように、元気なあいさつ

ができる町づくりや一年じゅう花で彩られている町づくりなど、さまざまな環境整備を町民の皆様とともに進めてまいりたいと考えております。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） 日本一やさしい町づくりとはちょっとオーバーな感じもしますが、やはり、笑顔、あいさつ、道徳心を持った原点に返ることが、日本一やさしい町づくりにつながると思います。例えば、国王が来日しましたブータン王国は、世界一幸せな国と完全に意識づくりがあって、不自由なものがあっても、やはりそういうふうで心で感じるというようなものがありますので、日本一やさしい町づくりも決してできないわけではないと私は思っています。

例えば、学校へ行くときの通学路で2、3年生の児童から「おはようございます」「こんにちは」と言われたらうれしいですね。にこにこして、一日楽しくなってしまいます。そういうあいさつということが一番大事だと思っておりますので、原点に戻って、あいさつ運動とか、そういったもので触れ合いを持って、みんなで優しさを持ちたいと思います。

続きまして、5番目の質問に入ります。

町行政として、1カ所の窓口で気軽に安心して町民が相談できる窓口サービス相談室の開設計画はありますか。あれば、具体的な方法をお聞かせください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対するの答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

行政のサービスにおきまして、窓口業務、窓口サービス、こういったものについては非常に重要な仕事であるというふうに考えてございます。町民の皆様のさまざまな相談をお受けするため、1つは、22年11月から総合相談室を設置しました。専従の相談員を配置しているところでもございます。また、庁舎の床面に案内板ということで、2年前でありますけれども、課の配置、どこにあるのかということでの誘導の案内の標示もさせていただきました。

また、窓口サービス相談室の件でありますけれども、行政サービスの内容が多種多様な時代となってきております。そういう中で、皆様方にも、どこが窓口担当課なのか、そういう面ではお困りのことも多いと思っておりますけれども、来庁された皆さんに、職員一人一人が対応、案内できるようなサービスの向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

先ほどの中身でも、今回いろいろ課の配置の中でも大課制になってございます。税務町民課も、もともとは町民課と税務課が一体になっております。そういう中では、課の中でも、税務と町民、全く別な内容で仕事をしておりますので、これについては、課長の判断の中で、いわゆる両グループの配置できるような、そしてわかるような、そういった内容で対応して

いるということも一つの住民サービスにつながるのではないかとということで対応しております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） 今後、まだまだ社会が複雑になってきますし、ニーズに合わせるということは大変難しいと思うんですが、今後震災後のさまざまな再生に向けての相談というのがたくさんあると思うんです。また、社会保障の問題、医療から年金、そしてまた介護というような形、子育ての問題なんかもありますし、そういったものを速やかに現実化できるような体制づくりを邁進していただければありがたいと思います。せっかく来たのに、トイレのないマンションみたいな形で、ただ帰っちゃうということも多々あると聞いてますので、ひとつよろしく願い申し上げます。

6番目に移らせていただきます。

定着推進事業として定住住宅補助金、40歳以下や若者に対する支援対策に取り組む計画はあるかどうかお聞きいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対するの答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫忠男君） 6番議員のただいまのご質問にご答弁を申し上げます。

生き生きとした町づくりを進めるためには、さまざまな年代の方々が元気で過ごせることが重要であります。町は、県内でも若い方々に多く住んでいただいております。しかしながら、全国的に人口減少が見込まれる中、東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所の事故により、今後人口の減少が予想されるところであります。

ご質問のとおり、町に住み続けていただくためには、住環境の整備のみならず、教育、福祉などさまざまな施策が求められます。定住住宅補助金については、定住促進の施策としては有効性はあると考えられますが、厳しい財政運営のこともありますので、今後の調査研究課題とさせていただきます。よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） 今後、町に対して、土地を買って、住宅を建てるということは大変な出費でございますし、なかなか思い切りができないということで、ぜひ定着推進事業として、40歳以下の若い方に対する補助金の計画に取り組んでいただきたいと思っております。

7番の質問に入ります。

生活保護者の受給世帯は何世帯くらいありますか。また、支給額はどのくらいになってい

ますか。また、支給者の若い方の自立支援の対応はどういうふうになっているかお聞きいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） ただいまのご質問にご回答申し上げます。

受給世帯につきましては、6月1日現在で63世帯ございます。支給額につきましては、これは役場の窓口で現金支給ということでとらえていただければと思うんですが、支給額につきましては月額約250万円であります。

自立支援策といたしましては……

○議長（渡辺定己君） 健康福祉課長、今月額250万円と言ったんだよね。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 63世帯に対して。

○議長（渡辺定己君） 63世帯ね。明確に答えるように。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 大変失礼しました。総支給額と訂正させていただきます。総支給額でございますが、月額約250万円となっております。63世帯に対してでございます。

自立支援策としましては、県中保健福祉事務所のケースワーカーを中心に、働くことができる受給者につきましては、就労相談や職業訓練などの支援を指導しておりまして、一日も早い自立した生活につけるよう支援を進めてまいっております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） 生活保護者というと、全国で約200万人いると聞いていますので、なかなか厳しいということで。大阪市などは総予算の17%が生活保護の総支給額に取られていると聞いています。今後、こういう実行に移すような構想でお願いしたいと思います。

きょうは短時間ですけれども、質問をさせていただきました。ありがとうございました。終わらせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君の一般質問はこれまでとします。

---

#### ◇ 今 泉 文 克 君

○議長（渡辺定己君） 次に、9番、今泉文克君の一般質問の発言を許します。

9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 本定例議会で8名の一般質問の通告があり、最後の通告者となりました。本定例議会の休日議会は、町制50周年、節目の年、初めての我が町の休日議会が開催さ

れたところでございます。休日議会につきましては、私も、議員に送っていただきました平成11年7月に議運の中で、休日、または夜間議会の開催ができないかということで提案をさせていただきました。その後幾つもの議会改革が行われてきて、特に平成15年6月に宮城県の旧本吉町の議会を研修に行ったときに、大変大きな議会改革がされており、町民と一緒にあった議会運営がされているということを多くの議員の方々とともに感じてきたところでございます。また、私どもの議会も、平成22年3月から12月になりましたは、鏡石町の議会改革検討委員会というものを設置し、その中でも議題に挙がっていた件でございます。

昨年の8月末には町の議会運営改革素案ができて、それでもって現在運営されております。なぜ議会改革が必要かということは、近年多くの点でとらえておりますが、町議会の議員の選挙を見てみますと、昨年の町議選の投票率が66%というふうになりました。昭和42年の町会議員の選挙の投票率を見てみますと96%ということで、本当に町を挙げて町会議員の選挙を行っていたというふうなことを感じております。しかし、今日66%に下がり、昨年の県会議員では56%ということで半数の投票率に近づいてしまったということは、政治離れなのか、あるいは我々議会に対する多くの住民の方々の希望というんですか、求めるものが期待されなくなってきたのかなということを自分なりに感じ、あるいは反省もしているところでございます。本来であれば多くの町政に興味を持っていただき、参画し、そして、我々議会も町民とともに歩み、住んでよかったと言えるような鏡石町づくりの重要性を今強く感じているところでございます。

特に、6月6日にはすばらしい選挙がありました。昨年は町会議員の選挙があって、来年は衆議院、参議院の選挙がある、ことしは何もないのかと思ったら、テレビやラジオ、新聞の一面で報道しておりました。AKBの日本武道館でのイベントでございます。今笑われましたが、たかがアイドルグループの選挙と言いますが、その得票総数は138万票というふうな、考えられないほどの国民がそれに投票していると。そして、私の大好きな大島優子ちゃんが10万票を確保してトップになりました。このAKBの選挙を笑うことも確かにあると思います。しかし、そこまで国民の注目を集めるような方策をあのプロデューサーがやったということは、我々議会も町民の方々の注目を浴びるような議会活動に結びつけていかなくてはならないなということを改めて認識されたものでございます。

前段は、今回は短いものですから時間がありませんので、早速通告質問に入らせていただきます。

まず、第1点目になりますが、東日本大震災対処についてでございます。

8日の遠藤町長の所信説明の中にもありましたが、復旧・復興は同時進行であると。確かに、きょうの質問の中にも大変多くの質問がありましたが、今、歴史に残るような状態の中で進んでおります。

この未曾有の大震災から1年たった今日、復旧が進む中でありますが、幾つかの問題が発生しております。先日の全協でも説明はある程度あったところでございますが、特に、20年以上前、岡ノ内につきましては昭和55年に販売されている住宅地、町が分譲した土地でございます。また、境西の住宅地の問題があります。いずれも、岡ノ内が3,600万円、境西が4,300万円と高額な調査費が計上されました。この住宅地の陥没や地盤沈下の現状と今後の対応策については、町としてはどのように考えておられるのかをお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫忠男君） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、岡ノ内地区でございます。岡ノ内地区の住宅地の震災被害につきましては、岡ノ内池を中心に多くの住宅が全壊となるなど、宅地や道路にも大きな被害を及ぼしました。そのような中で、町が昭和55年に分譲した住宅地の一部の皆様から昨年嘆願書が提出され、販売者としての補償を求められているところであります。町といたしましては、住宅地がもとの形状に復旧できるよう、道路の再構築工事を進めているところであります。また、このたびの被害については地震が原因でありますので、補償にはおこたえできないという考えでおりますが、さらなる道路の安全確保と住宅地の安定を図るため、調査設計費及び復旧工事費をこのたびの補正予算に計上させていただいたところであります。よろしくご理解をいただきたいと思っております。

次に、境西団地についてでございます。こちらは、宅地造成し販売したのは昭和61年、27年を経過しております。その間、宅地の不同沈下に伴う裁判などがあり、平成23年2月には境西団地不同沈下対策計画を策定し、昨年1次調査としてアンケート調査を実施したところでございます。その結果を受けまして、家屋と地盤調査として2次調査を実施する予定をしておりましたが、昨年の大震災により調査が中断をしております。今回、対応計画を改定させていただき、2次調査に係る補正予算について上程をさせていただいているところであります。今後は、2次調査をもとに、不同沈下が確認された箇所についての支援対策等については対策会議により検討し、住民の方々と話し合いを行い、安心してお住まいいただけるように対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 今日の前に見える大きな課題はたくさんあるし、復旧もあるし、金は幾らあっても足りない中でございます。確かに、ただいま岡ノ内と境西、この2件が表に出ておりますが、町の分譲した住宅はそのほかにもたくさんありますから、これは決定すると

いうことは大変難しい部分であると思います。しかし、財政が厳しい中ではありますが、住民にしてみますと、住んでいるうちがなくなってしまったという切実なものが今あります。

この地震というものが津波や原発でどうも隠れてしまって、鏡石町の場合には地震が大変なことになっているんですが、どうしても表に見えてきておりません。そのような現状を国や県がどこまで理解してくれるかわかりませんが、町としては、そういう上部行政に強く意見を述べ、あるいは要望を繰り返しながらやっていくことが必要であるというふうに思います。確かに、前例もどこかにはあるのではないかと思います。神戸地震やらたくさんの地震もありますから、そういうものを細部にわたって調査をして、そして、住民要望に極力こたえられるような方法と努力を町はすることがあると思います。まず、対象住民との話し合いが一番重要であるかと思しますので、相互理解に努めるため、町は定期的な住民の方々との町は話し合いをしていく考えがあるかどうかをお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

まず、岡ノ内と境についての2つがあるわけなんですけど、内容的には、境については、いわゆる地震前の不同沈下というふうに考えていきたい。岡ノ内については地震による被害ということで、その辺については、同じ崩落、不同沈下ということでもありますけれども内容が違ふということで、そういう中でいろいろ検討していきたいということでもありますので、そういう観点から、住民の方々これから対応していきたい。話し合いについても、当然これからも進めていきたいということと考えておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） 町の住民ですから、我々行政と議会と一緒に、これについては町民のために話し合いをして、お互いがいい解決に向けていくように、これからも話し合いを進めていくことを強く求めるものであります。

岡ノ内でちょっと気がついたんですが、道路が崩落してしまって、新たに一部復旧したんですが、そうすると、道路で途中まで歩道があつたりするんですね。今回一小の4号線のところが地下道になって、子供たちがそこを歩いて学校に通います。安全上もあります。今、岡ノ内の子供たちは、あの道路をずっと、岡ノ内というんですか、あそこの元商店、一角の子供さんたちは、どんな通学路を通るかわかりませんが、ひよっとしたらインターチェンジのほうに一回おりにいって、そしてまたこの道を上ってくるというふうなことになるかもしれないですね。そうすると、一回下へ行ったり、上がったりと通学距離も長いですから、何だったら元商店のところから歩道だけでも、歩く道だけでもつくれるような、斜めに岡ノ

内池の堰堤におりてくるようなことも、交通安全上とか、あるいは子供たちのことも考えれば一つの考え方なのかなと思いますが、そういうことについても今後ご検討できないかどうかをお伺いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対しての答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ただいまの件ですが、私も今初めて聞いた部分がございます。いずれにしても、子供さんの安全というものは第一でありますので、今お聞きしましたので、その辺についてはしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） 2点目の質問に入らせていただきます。

東京電力福島第一原子力発電所の放射能事故についてお伺いします。

この原子力発電所事故につきましては、放射能除染対策の早急な実施は全町民が求めています。また、執行も鋭意努力されているというふうにも、私たちも思います。しかし、ここに記載させていただきましたが、通学路、家屋、宅地、農地等の対処は、部分的にお伺いしているところでございますが、改めてここでお尋ねさせていただきます。

また、放射能汚染物質の仮置き場、先ほど菊地議員のほうからも細かく質問があったところでございますが、それらについてもお尋ねさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対しての答弁を求めます。

原子力災害対策室長。

○原子力災害対策室長（長谷川静男君） それでは、9番議員の2、東京電力福島第一原子力発電所放射能事故についてのご質問にご答弁申し上げます。

放射能除染対策としましては、通学路につきましては、昨年度から県の線量低減化活動支援事業で行政区単位で歩道の洗浄等に取り組んでいただいているところでございます。今後、仮置き場の設置と呼応させながら、早期の除染実施をしたいと考えております。

次に、宅地など一般住宅につきましては、昨年度実施しましたモデル実証試験の結果を踏まえまして、具体的な手法を策定しながら、線量の高い地区から実施できるよう準備を進めたいと考えております。

農地につきましては、昨年度実施しました樹園地の除染を引き続き行いながら、田畑につきましては耕作期間終了後の除染実施に向けまして、空間放射線量の低減化に必要な除染手法を検討してまいりたいと考えております。

仮置き場につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、町内に複数箇所設置する考えで進めております。具体的には、久来石、笠石、仁井田、鏡田、高久田、成田の6つ



の地区ごとに1カ所程度確保することを基本としまして、行政区長協議会で候補地の選定についてお願いしたところです。なお、設置につきましては、地域との合意形成を図りながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 実は、未除染通学路ですか、中にはこれがまだあると思うんです。それらについては、先ほど菊地議員からも話がありましたように、やはり、業者なり何らかの形で早急に対応すべきだろうというふうに、私からも意見を申し上げておきたいと思います。

それで、実は、放射性物質が洗浄されて、U字溝とかそういうところが区長さん方の協力でもって今行われております。これは、水で洗い落としていると下流に流れます。そうすると、下流にその汚泥が蓄積しているんです。先ほどの答弁の中では、それほど大きな問題はないというふうな答弁もあったんですが、私が調べたところでは、ある部分では1万ベクレルを超える土砂があったんです。それはわずかな面積の排水なんです、そこが1万ベクレルを超えていた放射能がありますから、それらについて、やはり、今後排水というんですか、そういうやつの末端の集積土壌についても、後で大きな問題が出てからでは遅いですから、そういうものについても今後調査する考えがあるかどうかをお伺いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対しての執行の答弁を求めます。

原子力災害対策室長。

○原子力災害対策室長（長谷川静男君） ただいまの堆積物の関係でございまして、側溝等で確かに高く示しているものがございまして、その辺につきましては、現在の行政区の線量低減化事業の中でも除去できない状況なのは確かでございます。その辺につきましては、今後仮置き場の設置等の中で、そちらの中での保管というような形で考えながら進めさせていただければということで考えております。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） あと農地のほうの除染なんです、実は、水田の深耕が、今後中和剤を散布した後、秋から行われるかと思うんです。それで、プラウ耕で深耕するというふうなことで、実は、私どものところへ先月の20日、ドイツからお客さんが来まして、彼はチェルノブイリの原発の後の問題でいろいろかかわったことのある方なんです。実は、昨年3月の末にも私どものところに来まして、私どもの畑の土を持って行って向こうで測定して、これだけあるよというふうなことを報告もしてくれたんですが、田んぼを今度深耕しますよね。そうしますと、プラウ耕でやるとかなり深くなって、汚染濃度は散らかるから薄くはなると思うんですが、次の年の田植えのときに田植機が完全に潜ってしまうというふうな可能性が

大きいだろうというふうなことを彼は言うておりました。

ですから、これは国とか県のやり方の方針と現場のギャップがあると思いますから、それらについては、今後もう少し方法の再検討の必要性があるというふうに思うんですが、その辺はどんなふうに担当課では考えておられるかお伺いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対しての答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（柳沼英夫君） 9番議員のご質問にお答えします。

ご存じかと思いますが、図書館の北側で田んぼアートを実施する際に、子供を水田に入れるということもありましたものですから、実験として除染を実施したところでもございました。結果としましては、線量は半分に下がったということもございます。

ですが、田植えについては、やはり、30センチ深くプラウをしたものですからどうしても深くなりまして、一部田植機が動かなくなったような状況もございます。今のところ、農地の除染につきましては、今申し上げました深くうなうこととプラウが交付金対象になっているものでございますものですから、それではないと交付金の対象にならないということもありますので、県のほうでは違う方法についても検討しているようでもございますが、今のところ情報としてはございませんので、県のほうにも確認しながら、よりよい方法で除染できたらなと考えております。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） それでは、3点目の質問に入らせていただきます。

先ほどの第5次総合計画ですか、畑議員からも質問があったところですが、その1つ目に「町民と力を合わせて、新しい鏡石をつくります」というふうな文言が入っております。しかし、昨年の大震災を境にして、町民の生活や町の行政執行等については、町づくりの変化の必要性が大変高くなっておると思います。町民の所得というものは下がったり、あるいは家屋を解体したことによって町税が減少したり、町民に対する負担も限界があるかと思えます。また、国保税の対応も、金がないということで、消費税アップまで議論されているところもございます。

このようなことで、町財政も限られた中で今後町政運営をせざるを得ないというふうなことになると、金や国の交付税に頼らない、やはり、町民みずからによる将来の鏡石町を目指して、住民パワーの町づくりの参画を進めるべきだろうと。町長も第1点でそれを言うておりますが、特に、女性、高齢者、若者、それらを対象とした政策を提案すべきと思うが、当局は考えておられるかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

昨年の大震災を境に、今までとは異なる住民からのいろいろな要望が多く寄せられております。ご指摘のとおり、国からの支援というのは潤沢に交付されているわけではありません。町のそういった厳しい財政状況の中で、災害復旧・復興も進めなければなりません。そういう中で、行政の力のみで多様化する町民ニーズや地域が抱える課題にきめ細やかに対応していくことは、困難ということでもございます。町づくりの主役であります町民の皆様の知恵や力をおかりしていくことが必要というふうに私も考えてございます。今回、このたびの第5次総合計画の策定におきましても、町民の参加の場としましてまちづくり委員会の委員として、町づくりに向けました町民提言をいただいたということでもあります。そういう中で、今後ともさまざまな町づくりの場面におきまして、町民の皆様の参加をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） それでは、4番の鏡石駅東開発についてお尋ねいたします。

第1点の我が町最大の185ヘクタールの広大な開発計画で平成元年にスタートした駅東開発は、平成24年度の今日、56ヘクタールの一部を着手して、鏡石町の今後を左右する案件であります。現在、東日本大震災や東京電力原発問題で新規住宅の建設が減少する中、着手した第1工区10ヘクタールの進捗と販売は、財源確保や販売価格等で大変な難点があると私は思われます。町当局はどのような計画を考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（関根邦夫君） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石駅東第1土地区画整理事業の第1工区につきましては、おおむね5年で工事をする予定で、平成22年9月に開催しました地権者説明会において事業見通しを説明させていただいたところでございます。現在の進捗状況としましては、道路築造については50%程度、造成面については15%程度の進捗になっております。なお、東日本大震災の影響や道路予算の国費削減などから、多少のおくれは見受けられるものの、平成27年度にはおおむねの工事を終了する見通しを立てております。

また、保留地の販売に向けては、東日本大震災による原発事故の放射能の影響によって、商圏である郡山圏域での土地売買実例が少ないことを聞いておりましたが、比較的放射能の影響が低い周辺町村では多少なりとも動きが出てきているとの情報もあります。区画整理事業

業の進捗のかなめであります保留地の販売に向けては、さらに情報収集しながら、価格等のことを考えながら進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） この駅東の工事は進行中ですが、ここの販売区画数はどのくらいを見込んでいるのか。それから、住宅地として販売する面積、これはどのくらいを見ているのか、そして販売価格は幾らくらいを想定されているのか。

また、町が決めた価格もありますが、東日本大震災やら、あるいは東京電力の原発被害者に対して鏡石町に新規に住みたいという方々に対しては、価格の面とか企業の奨励金のように、何か優遇策というものは考えてやってもいいのではないかというようなことも考えられますが、町としてはどのようにお考えになっているかお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（関根邦夫君） ただいまのご質問にご答弁申し上げたいと思います。

宅地の区画数でございますが、最終的な区画につきましては、おおむねでございますが、仮に80坪で割った場合には170程度の区画数ができるものと思われまます。なお、この販売の面積につきましては、約4万平米等が予想されます。

販売価格については大変思料しておりまして、価格については今検討中でございますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

また、新規の移住者といいますか、鏡石に来てくれる方への奨励策でございますが、これについても今後の検討課題とさせていただきたいというふうに考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 小さな2番に入らせていただきます。

本事業の当初計画は、事業費が67億円ということでスタートしたところでございます。実は、平成18年ですか、この見直しをかけたときに、事業費として38億円、それから上下水道で19億円、合計57億8,999万円ほどの事業計画で修正されたと思っておりますが、今日まで、平成3年に決定してから20年を経過したところでございますが、現在まで駅東には事務費も含めるとどのくらいの資本を投下してきたのかというのがわかりましたらば、教えていただきたいと思っております。

それから、今後としては、支出としては幾らくらいを事業費として考えているのかお伺い

します。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（関根邦夫君） ただいまの9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

駅東第1土地区画整理事業につきましては、具体的に予算として平成4年度から、当時の総合開発事業特別会計から始まっており、今年で20年目となっております。この間、平成18年に大きな見直しをかけ、ご質問のように67億7,000万円の事業費を41億2,000万円に減額変更いたしました。

このような計画の中で、昨年までに駅東事業に支出しました総額は、事務費を含めまして約17億2,000万円となっております。内訳としましては、道路築造工事や区画整理全体の計画設計などが約8億2,000万円、公共用地獲得のために先行取得しました用地費の償還金が約6億4,000万円、人件費が約1億4,000万円となっております。また、今後の支出につきましては、事業費ベースで約34億円の支出予定となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 公共用地の取得は、これは当初7町歩3反くらいの予定だったのが11町歩幾らまでの大面積になりましたから、これはまたいろいろ大変な部分があるかと思えます。

それで、3点目の質問に入るんですが、平成元年3月に町の第2次総合開発計画、ここで住宅団地を位置づけ、決定しているんですね。平成3年7月に駅東開発185ヘクタールというふうに、ここで面積を決定している。平成6年1月に土地区画整理事業として、中央ブロック56ヘクタールの優先整備を決定している。そして、11年4月に国庫補助事業の新規採択があって、6月に11.5ヘクタールの先行取得をしたというふうな流れでできました。

その中で、土地利用計画は4つの用途地域は全地域住宅地にするというふうにこれまではうたっていたんです。しかし、その後いろいろ変わってきて、詳細というものがころころと最近までに変わってきました。我々議会のほうでも、面積とかそういうやつがよく把握されていない部分が、私だけなのかもしれないですが、ありますので、それらについてお伺いしますが、長年にわたってこの事業が行われたことによって、土地利用計画56.3ヘクタールのやつが、準工業地域26ヘクタールが今回入ってきております。そして、着手して、残り30ヘクタールが住宅用地、公共用地、その他、道路は公共用地になるのかもしれないですが、水路やそういうものがあると思えますが、その辺の詳細が明示されていないものですから、その細かい内容については、どのように残りの30ヘクタールの中には入っているのかお伺い

いたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（関根邦夫君） ただいまの9番議員のご質問にお答えします。

全体の面積56.3ヘクタールの内訳でございますが、用途地域別に申し上げます。準工業地域が26ヘクタール、準住居地域が7.9ヘクタール、第1種住居地域が19ヘクタール、第1種中高層住居専用地域が3.4ヘクタールとなっております。この面積には道路等も算入されておりますので、実際の住宅用地の面積については、住んでいる地権者の方の宅地や保留地分を含めまして、約41ヘクタールとなっております。このうち準工業地域には約20ヘクタールがあります。このほか、道路面積は約12ヘクタール、公園緑地が約2ヘクタール、水路が0.2ヘクタール、調整池が約1ヘクタールという内訳になっております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） ただいまこの数字を拝見しますと、公共公益用地ですか、8.3ヘクタールがその中に含まれているということで解釈してよろしいんですね。

この事業完了、最終的に56ヘクタールが終わるのはいつになるのかということなんです。といいますと、今後とも、56ヘクタールを完了させるためには非常に長い年月をかけるし、換地処分もかかる。そうしますと、実は、地権者の方々の評価額によって税負担が大きくなっています。これは前からもお話ししておりますが、固定資産税、あるいは相続税ということで、町長のお住まいになっている近隣では、多くの方々が苦慮していると思います。これは、我が町の税条例の中で見てみますと、固定資産税というのは町長の考え方によっては減免できるような条例文もあるようだと思いますし、あるいは、そういうふうな条例の変更も考えていくようなこともやらないと、地域住民の方々のこれからの相続税やら、あるいは固定資産税の遺族的な納税やらということでは、大変な苦勞をしますと思いますから、そのような部分についても、町としては優遇することが考えられないかどうかをお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対しての執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

まず、事業の完了がいつかということでありまして、私も平成4年からこの担当をしております。そういう中で、56ヘクタールということも携わったということでもあります。そういう中で、ご承知のように20年かかっても現在の状況だと。でも、昨年、その前から、この第1工区については一応見通しがついた中、向こう5年間の中で何とかかなりそうだ

ということであります。

第2工区以降でありますけれども、これについては、就任した時期には、いずれにしも、いろいろな面で後退するのか前進するのかということも含めて検討してまいりたいというふうに思っていました。就任9カ月目にしてこの大震災ということでもあります。ここに来て、先ほどもいろいろな質問の中、復興交付金事業、さらには仮の町の話やら、いろいろ出てきているのも事実だと。同じ県内の中でも、いわゆる放射線量が比較的少ない地域であると、そういった部分も含めて、これからもうちょっとそういったものを見ながら、この先を決めていきたいというふうに考えております。これについては、議員の皆さん方も含めてご相談をしながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

あと、税等の優遇関係等については、担当課長のほうから申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 税務町民課長。

○参事兼税務町民課長（今泉保行君） 9番議員のご質問の中で、駅東地区におけます固定資産税等の減免の関係であります。

減免につきましては、おっしゃるように条例等の中で対応できるものとして幾つかの項目もありますが、現時点では、減免適用ということではなくて、評価額、それから課税標準額という中で、それぞれ固定資産税について価格の引き下げ等は実施しておりますが、今後についても、それらについては見直しを図りながら対応していきたいというふうに考えてございます。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 先ほどの面積を伺うと、公共用地として6.4ヘクタールというふうな数字でよかったんですけどっけか。これは当初の計画では8.3ヘクタールほどを先行取得という形で町としては保有している。一番最初は7町歩ほどの公共用地のための先行取得だった。ところが、販売した方がふえたがゆえに8.3ヘクタールまでふやした。そして、ただいまの答弁だと、公共公益施設の用地としては6.4ヘクタールと今言われたんですけどっけか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対しての答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（関根邦夫君） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

公共用地といいますか、町有地というふうにご説明申し上げますが、先行取得した面積としましては、11.9ヘクタールを取得しております。最終的に、今の計画段階としましては、町有地としては7ヘクタールを確保したいというふうな形で進めております。さらに、保留地として10.3ヘクタールという形で、この計画を今の段階では進めているということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） 公共公益用地として7ヘクタール、さらに10ヘクタールとかと今言われたのは何の、それは住宅地として販売する面積のことを言われたんですか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対しての答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（関根邦夫君） ご答弁申し上げます。

ただいまの保留地につきましては、区画整理事業から生まれます保留地として、住宅として販売を予定できる面積ということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） 実は、これは、当初からの計画だと人口が2,450人から平成14年には2,750人にふえて、建設戸数が740戸から830戸にふえてきました。町は、当初から7町歩ほどの公共用地をそこに設定して、今伺うと7町歩を確保したいというふうなお話なんです。

実は、ここで大変疑問に思うんですが、この公共公益用地7町歩を設置するに当たっての町の計画として、そこに役場の庁舎をつくる、あるいは記載されている資料を拝見しますと、第2保育所、あるいは第2児童館、それから福祉センター、健康づくり、身体障害者施設等と、仮かもしれないですが、このような施設をそこにセットするからこの7町歩の面積が必要なんだというふうなことをここでうたっていると思うんです。しかし、今保育所は、民間がどんどん力をつけてきて、また一生懸命やってくれていることもありまして、町は持ち出しが少なくて大変助かっていますよね。それから、幼稚園なんかも充実して、逆に、町の幼稚園なんかは縮小に向けて、今、成田なんかも廃園にするかどうかということも本当はあるんですが、それができなくなっていますけれども、そんなになっている。それから、児童館も、先ほど教育課長が答弁されたように、学校の中に児童クラブ、あるいはそういうふうな施設を今建設、新たに立派なすばらしいものをつくらうとしています。そして、身体障害者の施設、俗に私が言っていると、前の授産所かなと思うんですが、それが、この春に成田に新たに独立した施設を確保して、そこで頑張ろうというふうな位置づけになっています。

そうすると、ここに記載されている多くの施設が、そこからは、今新たにつくる必要性がなくなっているんです。それで、ではどうするんだということになると、文化センターをつくるとか、老人センターをつくるかといっても、今、地方自治体はできるだけスリム化をしようとしております。ですから、そんなものを格好ばかりつけて物をつくる時代は終わっていますから、そうすると、これだけの施設をつくるがゆえに7ヘクタール用立てたんですというふうなことを計画した。しかし、大部分の施設が今外に分散した。それなのに敷



地だけは7町歩つくる。今度は工場用地が26ヘクタール入る。そして、工場用地の地代というのが住宅地と同じ値段で売れるのかどうか。あるいは、準工業用地としてそこが、今の時代に、景気が悪い、放射能だと言っているときに売れるかどうか。そういうふうなことを考えると、そこに対して資本投下することが、60億円の金を我が町の財政の1年、半年、もう全部そこに投下せざるを得ない環境の中で、今来るわけです。

現段階までも、先ほど伺ったんでは相当な額を投下しておりますよね。そういうときに、この面積はそのまま、そして住宅が、前ですと、ここに戸数を何戸つくって、それで人口はどのくらい張りつけるというふうな数字も出てきたんですが、近年全然それが出てきておりません。議会は、それをわからないで、着工してもいいですよ、進めてもいいですよというふうな予算を賛成しますということをやってきました。

そうすると、こういうふうな町長の考え、あるいは執行のほうの皆さんの、あそこのエリアを公共用地はこんなふうを設定するんだという姿が見えない中で、駅東開発がひとり歩きして、住宅地として鏡石の人口をふやすということで56ヘクタールを住宅地に考えたのが、準工業地域になって、そうすると当初の計画を考えたときから比べるとすごく内容が変わってきてしまったんです。ですから、これらを、今ひとり歩きしてしまっているような状態のものをこのままずっと歩かせるのか、それとももう一度原点に戻って、執行と議会と町民とが一緒になって、これからの駅東はどんなふうにあつたらいいのかということを検討する必要があると思うんですが、町長のお考えをお伺いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

まず、56ヘクタールについては、この換地前、町が所有した11.9ヘクタール、これについては、その当時でしょうけれども、買収したということは、50ヘクタールを1工区として、まずこれを造成するんだという考えのもと、そして、換地後、この11.9ヘクタールについては町が地権者になるわけです。この区画整理後は、いわゆる換地後ということで、町が7ヘクタールの配分を受けるという、そういう事業です。その当時は、1事業で1区画でありますので、当然その7ヘクタールは集合させようという、そういう考え方であったはずですが。

ここに来て、私になる以前からこの工区分けをしたということでありますので、1工区から5工区という、今そんな状況になっているということでありますので、この換地後の7ヘクタールが、今の状況でいいますと1工区から5工区にばらばらになってしまうという状況に、一応姿としてはなっている状況であります。ですから、第1工区についても、前に申し上げたような面積にもなっていますし、今度、前に考えておられた、いわゆる公共用地というのは第2工区に属するというのでありますので、その辺については今後、ご質問があっ

たように、これからこういった部分についてどうするかについては、しっかりと議会の皆さんと一緒に検討するべきであろうというふうに考えておりますので、これからしっかりと対応してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） ただいま町長から、新たな考え方でこれがどう進むかは、本当にやらなくてはならないということを確認をさせていただきました。

その中でもう1点、役場庁舎が移転するとなると20年か30年か、いつになるかわかりませんが、ただ、あそこに移転するんだということは、それは新しい町づくりの中ではいいのかもしれないし、必要なのかもしれませんが。しかし、やはり、そこに移転させるんだ、あるいは、先ほど言ったように公共施設が、児童館もこっち、あるいは保育所は民間が主力になっている、障害者施設は成田のほうに基盤をつくりつつあるという、そういうふうな最初の構想がばらばらになっているときに、今度は役場を移転させるということは、実は、私も議員として、これはやはり議論しなくてはならないと思うんです。

1つは、この跡地の利用ということも考えなくてはならないし、それから、町の人口の7割が、あのときは、あっち側に役場を移転するというのは、56町歩に住宅が張りつけて2,750人の人口がふえるから新しい地域が必要なんだというふうなとらえ方だったけれども、今回は半分以上が準工業地域になりますから、人口がその半分もいかないと思うんです。大部分の町民の方々がこちらに住んでおられる。その中で役場を移転する。実は、危惧しているのは、矢吹町がすぐ隣で、役場が移転した。そうしたらお店がほとんど向こうに移転した。今回東邦銀行さんも震災で壊れたら、町の中に、こちらにつくられるのかと思ったら、ベニマルの向かいに新たに新店舗を設置するというふうな位置づけになります。そうすると、あのエリアはよくなってはきているんですが、旧町内の部分については全く、本当にシャッターはおりるのはもちろんですが、閉店をせざるを得ない。

そうすると、住んでみたくなるというようなことを町長さんは言われているんですが、住んでみたくなる町よりも、私は1万2,700の今住んでいる方々が住んでよかったという声が出なければ、町づくりの基本ではないと思うんです。1万2,700の方々がここに住んでよかったと言って、初めて新しく住んでみたくなるというふうなことに繋がるといいますから、やはり、そういう意味では、これから役場が移転したらどうするんだとか、それも長期的な展望で、やはりトップであったらば考えの中でいろいろと施策をめぐらせていただきたいというふうに思っております。

そういうふうなことも踏まえながら、幾つか聞かなくてはならない点はあるところではございますが、時間も詰まっておりますので、私の言いたいことは今述べさせていただきました。

たが、この駅東開発計画というのは鏡石町の将来を左右する案件であります。財政的にも、住環境の整備や、それから産業振興も決定して、町民の負担にかかわることでもありますから、より多くの検討と大所高所に立って推進すべきであることでもあります。町執行に強くそれを訴えまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君の一般質問はこれまでとします。

以上をもって通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

---

#### ◎休会について

○議長（渡辺定己君） お諮りいたします。

議事運営の都合により、明日6月11日は休会としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、明日6月11日は休会とすることに決しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

休日議会にご協力いただきありがとうございました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 4時40分

第 3 号

## 平成24年第4回鏡石町議会定例会会議録

### 議事日程(第3号)

平成24年6月12日(火)午前10時開議

- 日程第 1 議案第72号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について  
日程第 2 議案第73号 鏡石町立第一小学校校舎解体工事請負契約の締結について  
日程第 3 議案第74号 公共下水道災害復旧工事(雨水)変更請負契約の締結について  
日程第 4 議案第75号 平成24年度鏡石町一般会計補正予算(第2号)  
日程第 5 議案第76号 平成24年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)  
日程第 6 議案第77号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
日程第 7 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第 8 陳情について  
産業厚生常任委員長報告  
日程第 9 決議案第2号 閉会中の先進地行政視察調査の実施について  
日程第10 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10まで議事日程に同じ

追加日程第11 議案第78号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

---

### 出席議員(12名)

1番	円谷 寛 君	2番	古川 文雄 君
3番	菊地 洋 君	4番	長田 守弘 君
5番	小林 政次 君	6番	畑 幸一 君
7番	井土川 好高 君	8番	大河原 正雄 君
9番	今泉 文克 君	10番	仲 沼 義春 君
11番	木原 秀男 君	12番	渡 辺 定己 君

### 欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠 藤 栄 作 君	副 町 長	助 川 浩 一 君
総 務 課 長	小 貫 忠 男 君	参 事 兼 兼 長	今 泉 保 行 君
健康福祉課長	小 貫 秀 明 君	税 務 町 民 課 長	柳 沼 英 夫 君
都市建設課長	関 根 邦 夫 君	産 業 課 長	圓 谷 信 行 君
参 事 兼 兼 長	木 賊 正 男 君	上 下 水 道 課 長	高 原 芳 昭 君
教 育 課 長	長 谷 川 静 男 君	会 計 管 理 者 長	高 関 根 学 君
原 子 力 災 害 長	吉 田 栄 新 君	兼 農 業 委 員 會 長	西 牧 英 二 君
対 策 室 委 員 會 長	菊 地 栄 助 君	事 務 局 管 理 長	
教 育 委 員 會 長		選 挙 管 理 長	
農 業 委 員 會 長			

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	吉 田 賢 司	副 主 幹	相 楽 信 子
-------------	---------	-------	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎議会運営委員長報告

○議長（渡辺定己君） 初めに、追加議案1件が提出されておりますので、本日の議事運営について議会運営委員長の報告を求めます。

8番、大河原正雄君。

〔議会運営委員長 大河原正雄君 登壇〕

○8番（議会運営委員長 大河原正雄君） おはようございます。

第4回鏡石町議会定例会追加議案日程第3号の追加を報告をいたします。

第1から第10までは議会初日に報告しております。今回の追加議案は第11、議案第78号 福島県後期高齢者医療広域連合の規約の変更についてであります。

以上報告いたします。

○議長（渡辺定己君） 議会運営委員長の報告のとおり、追加議案1件を本日追加して審議することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、追加議案1件を本日追加して審議することに決しました。

本日の議事は、議事日程第3号の追加1により運営いたします。

---

◎議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第1、議案第72号 消防ポンプ自動車購入契約の締結についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） 〔第72号議案を朗読〕

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

〔総務課長 小貫忠男君 登壇〕

○総務課長（小貫忠男君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第72号 消防ポンプ自動車購入契約の締結につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、町の消防力強化のため、21年が経過いたしました第2分団のポンプ車を更新するものでありまして、今回、購入契約を締結するために議案として提案するものでございます。議案につきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。

まず、契約の目的につきましては、消防ポンプ自動車（CD-1）1台、契約の方法につきましては、指名競争入札でございます。

契約の金額につきましては、1,564万5,000円でございます。

契約の相手方につきましては、郡山市田村町金屋字孫右エ門平57番地、和田自動車株式会社、代表取締役和田純一氏であります。

納入期限は、平成24年11月20日となっております。

なお、このたびの購入に係る入札につきましては、4月27日に指名業者6社によって執行したところでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げます。

ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第72号 消防ポンプ自動車購入契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。



したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第2、議案第73号 鏡石町立第一小学校校舎解体工事請負契約の締結についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） [第73号議案を朗読]

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長、木賊正男君。

[参事兼教育課長 木賊正男君 登壇]

○参事兼教育課長（木賊正男君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第73号 鏡石町立第一小学校校舎解体工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、昨年3月11日の東日本大震災により使用不能となりました、町立第一小学校校舎の災害復旧工事施工に伴う校舎解体工事について、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、1、契約の目的、鏡石町立第一小学校校舎解体工事。工事の概要を申し上げますと、校舎本体、鉄筋コンクリート造の校舎床面積が4,378平米でございます。あわせまして、渡り廊下、外構構造物、舗装、浄化槽等の解体を予定してございます。

また、安全対策といたしまして、旧校舎解体現場の仮囲いを施工するほか、その他の工事といたしまして、既存倉庫の仮移設、遊具の一部撤去等を予定してございます。

2の契約の方法につきましては、一般競争入札。

3の契約の金額につきましては、1億454万3,250円であります。

4の契約の相手方につきましては、福島県岩瀬郡鏡石町不時沼66-7、三金興業株式会社鏡石営業所、営業所長鈴木咲代であります。

なお、契約の期限につきましては、平成24年10月31日までとなっております。

このたびの一般競争入札につきましては、去る5月1日に公告を行い、参加申請のありました7社により、5月22日に入札を執行したところでございまして、入札予定価格につきましては、事前公表を行い、予定価格に対する今回の落札金額の落札率は84.75%でございました。参加申請のありました業者につきましては、落札業者のほか、仙建工業株式会社郡山営業所、株式会社オオバ工務店、株式会社サニークリエーションプランニング、高田工業株式会社須賀川支店、株式会社渡辺建設鏡石支店、三柏工業株式会社の7社でございます。

以上、提案理由をご説明申し上げました。

ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第73号 鏡石町立第一小学校校舎解体工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第3、議案第74号 公共下水道災害復旧工事（雨水）変更請負契約の締結についてを議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、圓谷信行君。

〔上下水道課長 圓谷信行君 登壇〕

○上下水道課長（圓谷信行君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第74号 公共下水道災害復旧工事（雨水）変更請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、東日本大震災に係る公共下水道復旧工事（雨水）の建設請負工事の契約業者におきまして、近接する他の下水道工事（中央小分区）その1、その2となります

が、同一業者が契約したことによることから現場管理が一括でできるなど、近接工事になります。そのことから、現場経費の調整するものでございまして、請負金額の減額をするものでございます。

これに伴いまして、請負契約の変更をするため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

1として、契約の目的でございますが、公共下水道災害復旧工事（雨水）でございます。

2、契約の金額でございますが、変更前が5,859万円でございます。変更後が5,381万2,500円となります。

契約の相手方につきましては、福島県岩瀬郡鏡石町中央211番地、弘陽建設株式会社、代表取締役今駒春子でございます。

以上、ご説明を申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第74号 公共下水道災害復旧工事（雨水）変更請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案について原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第4、議案第75号 平成24年度鏡石町一般会計補正予算（第2

号)を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長(吉田賢司君) [第75号議案を朗読]

第1表、歳入歳出予算補正及び第2表、地方債補正につきましては、議案書270ページから289ページに記載のとおりでございます。

○議長(渡辺定己君) 提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、助川浩一君。

[副町長 助川浩一君 登壇]

○副町長(助川浩一君) ただいま上程をされました議案第75号 平成24年度鏡石町一般会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、東北地方太平洋沖地震に起因します災害廃棄物の処理に関する経費、東日本大震災復興交付金第2回採択事業に係る経費等が主なものでございまして、既定の歳入歳出の予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億2,051万2,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億4,551万2,000円とするものでございます。

第2条の地方債の補正につきましては、272ページの第2表の1といたしまして、災害廃棄物処理ほか1事業の限度額を記載のとおり増額変更するものでございます。詳細につきましては、276ページからの事項別明細書によりましてご説明を申し上げます。

[以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。]

○副町長(助川浩一君) 以上、提案理由のご説明を申し上げます。

ご審議をいただきまして、ご議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(渡辺定己君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

1番、円谷寛君。

[1番 円谷 寛君 登壇]

○1番(円谷 寛君) ただいまの一般会計補正予算の内容について質問をさせていただきます。

最後の頃の説明にありました284ページです。4款衛生費、1項保健衛生費の中で、中段に環境衛生費補正が2億8,982万7,000円という大金が計上されております。これは、補助金があるわけではありますけれども、大変、この災害廃棄物処理事業費がお金がかかっているなというふうに思うんですけれども、この瓦れき処理費の委託料ですね。例えば内容によって違うと思うんです。木材瓦れきはトン幾らとか、石とかかわらとかトン当たりの価格があると思うんですけれども、それについて、もし教えていただければと思います。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小貫秀明君 登壇〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） おはようございます。

1 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ページとしては285ページでございますけれども、3 目環境衛生費の中の委託料で、災害廃棄物処理業務委託の各種の廃棄物の処理単価はどうかというご質問だと思います。

まずは、損壊家屋の解体撤去委託につきましては、平米当たり9,041円でございます。次に、コンクリートなどの運搬処理業務委託につきましては、トン当たり2,940円でございます。かわらなどの運搬処理業務につきましては、トン当たり1万4,200円。混合瓦れき等の運搬処理料といたしましては、トン当たり2万4,000円でございます。最後に、廃木材の運搬処理の委託につきましては、トン当たり1万8,900円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 11番、木原でございます。

説明をお願いしたいんですが、285ページの予防費の食糧費21万円というふうにありますよね。これは、ちょっと内訳をお願いしたいと思います。21万円のどのような食糧費なのか。それから、その下の最後の福祉バス運行負担金の3万1,000円、これも説明願います。それから、次の287ページの農林水産業費、説明欄の風評被害対策事業、対策としてはどのようなものがあるのか、もっとちょっと詳しく説明願います。

以上3点、よろしく申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小貫秀明君 登壇〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） 11番議員のご質問にご回答申し上げます。

ただいまのご質問は、予防費の中の食糧費でございますが、内容につきましてということで、21万円を計上させていただきましたが、中身といたしましては、ラジオ体操等の講習会に出席していただいた方に対しての飲み物代でございます。参加者につきましては約2,000人を予定しております。その方たちの飲み物代ということで計上させていただきました。

次に、福祉バスの運行負担金の3万1,000円でございますが、これにつきましては、ラジ

オ体操の指導者養成講習会というのがございまして、それに伴います講習会が県外であるという予定でございますので、それに参加するための福祉バスを利用するための負担金でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 産業課長。

〔産業課長 柳沼英夫君 登壇〕

○産業課長（柳沼英夫君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

風評被害対策事業農業生産対策補助金255万円でございますが、原子力災害に伴います放射性のセシウムなんです、カリの施用によりまして、放射性セシウムの吸収抑制効果があるということで国のほうから報告がございまして、特に水稲におきまして、カリウムの吸収が移植後1カ月から急激に増加しまして、幼穂形成期ころにピークを迎えることから、水田に追肥をすることによって吸収抑制効果を図るものでございます。

なお、風評被害対策としましてですが、昨年、鏡石の米からはセシウムは検出されておられませんけれども、より消費者に対しまして安全・安心を高めるために、今回カリウムを施肥していただきまして、風評被害の対策として実施するものでございます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありますか。

9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 補正のやつ、実は全協でも幾つか伺っていましたが、一つ、1番最初だか書いてあったのはちょっとどんなものかなと思ひまして、281ページなんです、これの総務費の企画費です。そこの委託料になるんですか、鏡石町シンボルマーク等整備作業業務ということで、第5次総合計画とか何とかと今、説明あったのかと思うんですが、どのようなことなのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 小貫忠男君 登壇〕

○総務課長（小貫忠男君） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

281ページのシンボルマーク関係の経費ということでございます。第5次総合計画関係が今年度からスタートいたしまして、このスタートに当たりまして、シンボルマークの提案を久来石の菊地先生のほうからいただきました。太陽をモチーフにしたものでございます。それらのマークを、今後いろいろな形で使っていきたいということで契約をしておりますが、ただ太陽のマークですと全国にもいろいろございまして、それらのマークと区別するという

ようなことと、それから、今後使っていく中では、先生の提案に沿った内容での使い方をしてほしいということがございますので、その太陽をモチーフにしたデザインをデジタル化をするということでの委託でございます。デジタル化をすることで、形に対する太陽の向きですとか、いろいろな色合いとか太さとか、そういうものも決めていくということでもあります。それを決めることで、いろいろな印刷物であったり、それからあと封筒であったり、もしかすると名刺とか、いろいろなものにも大きさに合わせた割合とかも、そのデジタル化でできますので、今後一般に多く使っていく中でのデジタル処理料というようなことでご理解いただければと思います。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） ただいまシンボルマークについて提案理由の説明をいただいたところなんですけど、町の第5次総合計画、これが今、進んでいますけれども、確かに大事なことでございます。しかし、このシンボルマークなんていうのに金をかけてやっているほど町は余裕あるのかというふうには、私は大変疑問を持ってしまいます。金額にすれば、ここで30万円ほどだから、町の総事業費から見ればわずか、72億、74億から見ればわずかかもしれないんですが、これほどまで金をかけてマークを作って、そのマークで太陽どうのこうのというふうなようなことを今、震災の上がりで大変な状態に陥っているというふうなときに、どうしてもこれはやらなくてはならない事業なんですか。私は余り好ましくないというふうに思っています。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） おはようございます。

9番議員の質問でありますけれども、これにつきましては、今、総務課長のほうから説明がありましたけれども、この第5次の総合計画の策定、これを進めていくことと、もう一つは、この町制が町制施行50周年という節目の年であると、そういったことから、菊地先生のほうからご提案がございました。そういう中で、太陽のスマイルということでの町制施行50周年の記念のマークにしていきたいということも含めて、そして、本町の新たな発展に弾みをつけたいということで、ここに用意してありますけれども、こういった中身でのシンボルマークをご提案をしていただきました。

そういう中で、作成料は先生が無料ということでの今回、先ほど説明したデジタル化ということで、今回予算を上げたということでもあります。そういう中で、元気な町づくりという

ことについて、こういったものを使いながら、これから町づくりをしていきたいという意味合いでのことでもありますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第75号 平成24年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案について原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（渡辺定己君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第5、議案第76号 平成24年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） 〔第76号議案を朗読〕

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、議案書292ページから301ページに記載のとおりでございます。

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、今泉保行君。

〔参事兼税務町民課長 今泉保行君 登壇〕

○参事兼税務町民課長（今泉保行君） ただいま上程されました議案第76号 平成24年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出予算の金額の増減はなく、国保税率の改正や交付金の確定を受けまして財源内訳の補正を行うものであります。



詳細は296ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

[以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。]

○参事兼税務町民課長（今泉保行君） 以上、ご説明を申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第76号 平成24年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

#### ◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第6、議案第77号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） [第77号議案を朗読]

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

[町長 遠藤栄作君 登壇]

○町長（遠藤栄作君） ただいま上程されました議案第77号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員は、3名の委員で構成され、任期は3年となっております。

このたび、現委員であります齊藤栄治氏が6月30日をもって任期満了となりますので再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願い申し上げるものであります。

齊藤氏は、平成21年7月から1期3年間委員としてお務めいただいております。誠実、温厚な人柄は、固定資産評価審査委員会委員として最適任者と思いますので、議会の皆様の同意をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、再任でもあることから質疑討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

これより、議案第77号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は同意することに決しました。

---

#### ◎諮問第1号の上程、説明、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第7、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） 〔諮問第1号を朗読〕

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） ただいま上程されました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

人権擁護委員は4名の委員で構成され、任期は3年となっております。このたび、現委員であります高島民子氏が9月30日をもちまして任期満了となりますので、再任として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって、議会の意見を求めるものであります。

高島氏は、平成18年10月から2期6年間委員としてお務めいただいております、人格にすぐれ、地域住民の信頼が厚く、引き続き人権擁護委員として推薦したいので、議会の皆様方のご意見を賜りたくお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りします。

本案については、適任者として推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては推薦することに決しました。

---

#### ◎常任委員長報告（陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第8、陳情についての件を議題とします。

本件に関し、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

4番、長田守弘君。

〔産業厚生常任委員長 長田守弘君 登壇〕

○4番（産業厚生常任委員長 長田守弘君） 陳情に関しまして審査の報告を申し上げます。

平成24年6月12日、鏡石町議会議長、渡辺定己様。産業厚生常任委員会委員長、長田守弘。

陳情審査報告書。

本委員会は、平成24年3月15日継続審査と決した陳情第5号（平成24年3月5日付託）を審査したので、会議規則第89条の規定により報告いたします。

記。

開催月日、平成24年6月11日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午前11時55分。出席者、委員6名。開催場所、議会会議室。

説明者、産業課、柳沼課長、円谷副課長、都市建設課、関根課長、健康福祉課、小貫課長、車田総括主幹、参考人、鈴木勝三（陳情者）、参考人、渡辺隆嗣。

付託件名。陳情第5号 「池ノ原・本町地区悪臭公害及び家畜飼育「牛舎」建設大反対に

関する陳情」

審査結果。陳情第5号については、意見を付して不採択とすることと決した。

審査経過。陳情者等参考人の意見を聴取を行い、担当課（産業課・健康福祉課・都市建設課）の質疑を行った上で、本付託案件を協議した。協議の結果、以下の意見を付して不採択とすることを全会一致で決した。

意見。1、町は陳情第5号に係る事業が、法令順守のもと実施されるよう、適切な行政指導に努めること。2、町は陳情5号に係る事業について、住民から何らかの申し出があった場合、関係課等が密に連携して、適切な行政執行業務に努めること。3、町は陳情5号に類する事業について、今後適切な土地利用が図られるための土地利用計画策定に努めること。

以上、報告申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これより、産業厚生常任委員長報告に対する一括質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

陳情第5号 「池ノ原・本町地区悪臭公害及び家畜飼育「牛舎」建設大反対に関する陳情」についての採決を行います。

本件に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（渡辺定己君） 起立多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

---

### ◎決議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第9、決議案第2号 閉会中の先進地行政視察調査の実施についての決議案の件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

11番、木原秀男君。

〔総務文教常任委員長 木原秀男君 登壇〕

○11番（総務文教常任委員長 木原秀男君） 平成24年6月12日、鏡石町議会議長、渡辺定己様。提出者、鏡石町議会議員、木原秀男。賛成者、鏡石町議会議員、長田守弘。賛成者、鏡石町議会議員、大河原正雄。

閉会中の先進地行政視察調査の実施についての決議（案）でございます。

このことについて、鏡石町議会会議規則第115条の規定により、閉会中の調査として実施したく決議されるよう提出いたします。

決議案第2号 閉会中の行政視察調査の実施について。

東日本大震災からの復旧復興を初め、変動する社会情勢の中にあって、住民のニーズは多種多様をきわめ、幅広い行政運営が求められているところでございます。

議会としても、震災に係る町民支援を初め、福祉の向上と町政進展のため、各課題への的確な対応や、開かれた議会としての活動が強く求められている状況にあります。

鏡石町議会議員として常に研さんに努めながら、それらの任務を遂行することはもちろんのこと、その実現に向けて、適正かつ的確な運用に資するため、次のとおり閉会中の行政等視察調査として、それぞれの先進事例や実態について調査研究することを決議します。

記。

1、（議員派遣に係る）調査先及び調査項目。沖縄県北谷町、西原町、南風原町。都市開発計画について。雇用対策及びIT利用による住民情報交換について。健全財政及び農業振興について。その他。

2、調査期日。平成24年7月4日水曜日から7月6日金曜日まで。

3、調査派遣費用。議会費支出とする。

以上、平成24年6月12日、鏡石町議会。

よろしく申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

本件についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

決議案第2号 閉会中の先進地行政視察調査の実施についての決議案の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（渡辺定己君） 日程第10、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

---

#### ◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第11、議案第78号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

局長の議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、今泉保行君。

〔参事兼税務町民課長 今泉保行君 登壇〕

○参事兼税務町民課長（今泉保行君） ただいま上程されました議案第78号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの規約の変更は、住民基本台帳法の一部改正により、外国人住民を住民基本台帳の適用対象に加えることとなったことから、構成市町村からの負担金である共通経費の高齢者人口割及び人口割について、前年度の3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口によることとしておりましたものを、今回の改正により、住民基本台帳に基づく人口によるものと改めるものであります。

議案第78号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について。

地方自治法第291条の3第3項の規定により、福島県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更する。

福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約であります。

別表第3（第17条関係）の1、共通経費の表中「及び外国人登録原票」を削るものであります。

附則としまして、この規約は、平成24年7月9日の法律施行と同時に施行しまして、改正後の別表第3の規定は、平成25年度以後に算定する構成市町村の負担金について適用するとするものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げます。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第78号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉議の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上をもって、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

---

#### ◎町長あいさつ

○議長（渡辺定己君）　ここで、招集者から閉会に当たりあいさつがあります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長　遠藤栄作君　登壇〕

○町長（遠藤栄作君）　閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

第4回鏡石町定例議会において、提案いたしました議案につきまして慎重にご審議をいただき、いずれも原案どおり議決、承認、同意を賜り、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

なお、会期中議員各位から賜りましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重し、対応しまして、町政執行に努めてまいりたいと考えております。今後とも議員皆様方には、町政進展のため一層のご活躍を切にご祈念申し上げる次第であります。

これから梅雨の季節を迎え、体調を崩しやすい時期となりますが、くれぐれもご自愛いただき、ますます健康にてご精励を賜りますようお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（渡辺定己君）　これにて第4回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会　午前11時06分



地方自治法第123条の規定により署名する。

平成24年6月12日

議 長 渡 辺 定 己

署 名 議 員 小 林 政 次

署 名 議 員 畑 幸 一

署 名 議 員 井 土 川 好 高

# 鏡石町議会会議録

## 参考資料目次

議案等審査結果一覧表	1
町長提出議案	5
報告第 3号 専決処分した事件の承認について	5
報告第 4号 専決処分した事件の承認について	7
報告第 5号 専決処分した事件の承認について	15
報告第 6号 専決処分した事件の承認について	19
報告第 7号 専決処分した事件の承認について	21
報告第 8号 専決処分した事件の承認について	24
報告第 9号 専決処分した事件の承認について	27
報告第10号 専決処分した事件の承認について	30
報告第11号 専決処分した事件の承認について	34
報告第12号 専決処分した事件の承認について	37
報告第13号 専決処分した事件の承認について	40
報告第14号 専決処分した事件の承認について	46
報告第15号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書について	48
報告第16号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書 について	51
報告第17号 鏡石町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	53
報告第18号 鏡石町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	55
報告第19号 鏡石町一般会計事故繰越し繰越計算書について	57
報告第20号 鏡石町上水道事業会計予算繰越計算書について	59
議案第68号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	61
議案第69号 鏡石町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて	63
議案第70号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	65
議案第71号 鏡石町語学指導等を行う外国青年の給与に関する条例の一部を改正す	

る条例の制定について……………	6 6
議案第 7 2 号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について……………	6 8
議案第 7 3 号 鏡石町立第一小学校校舎解体工事請負契約の締結について……………	6 9
議案第 7 4 号 公共下水道災害復旧工事（雨水）変更請負契約の締結について……………	7 0
議案第 7 5 号 平成 2 4 年度鏡石町一般会計補正予算（第 2 号）……………	7 1
議案第 7 6 号 平成 2 4 年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）……………	7 5
議案第 7 7 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて……………	7 7
諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて……………	7 8
議案第 7 8 号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について……………	7 9
請願・陳情文書付託表……………	8 0

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
報告 第 3 号	専決処分した事件の承認について	24. 6. 8	承認
報告 第 4 号	専決処分した事件の承認について	24. 6. 8	承認
報告 第 5 号	専決処分した事件の承認について	24. 6. 8	承認
報告 第 6 号	専決処分した事件の承認について	24. 6. 8	承認
報告 第 7 号	専決処分した事件の承認について	24. 6. 8	承認
報告 第 8 号	専決処分した事件の承認について	24. 6. 8	承認
報告 第 9 号	専決処分した事件の承認について	24. 6. 8	承認
報告 第 10 号	専決処分した事件の承認について	24. 6. 8	承認
報告 第 11 号	専決処分した事件の承認について	24. 6. 8	承認
報告 第 12 号	専決処分した事件の承認について	24. 6. 8	承認
報告 第 13 号	専決処分した事件の承認について	24. 6. 8	承認
報告 第 14 号	専決処分した事件の承認について	24. 6. 8	承認
報告 第 15 号	鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書について	24. 6. 8	承認
報告 第 16 号	鏡石町鏡石駅東第 1 土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	24. 6. 8	承認

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
報告 第17号	鏡石町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	24.6.8	承認
報告 第18号	鏡石町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	24.6.8	承認
報告 第19号	鏡石町一般会計事故繰越し繰越計算書について	24.6.8	承認
報告 第20号	鏡石町上水道事業会計予算繰越計算書について	24.6.8	承認
議案 第68号	鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	24.6.8	可決
議案 第69号	鏡石町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	24.6.8	可決
議案 第70号	手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	24.6.8	可決
議案 第71号	鏡石町語学指導等を行う外国青年の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	24.6.8	可決
議案 第72号	消防ポンプ自動車購入契約の締結について	24.6.12	可決
議案 第73号	鏡石町立第一小学校校舎解体工事請負契約の締結について	24.6.12	可決
議案 第74号	公共下水道災害復旧工事（雨水）変更請負契約の締結について	24.6.12	可決
議案 第75号	平成24年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）	24.6.12	可決
議案 第76号	平成24年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	24.6.12	可決
議案 第77号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	24.6.12	同意
諮問 第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	24.6.12	同意

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
議案 第78号	福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	24.6.12	可決
決議案 第2号	閉会中の先進地行政視察調査の実施についての決議 (案)	24.6.12	可決

請願・陳情結果について

議案番号	件名	会議の結果
陳情 第5号	池ノ原・本町地区悪臭公害及び家畜飼育「牛舎」建設大反対に関する陳情	意見を付して不採択
意見	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 町は陳情第5号に係る事業が、法令順守の下実施されるよう、適切な行政指導に努めること。</li> <li>2. 町は陳情第5号に係る事業について、住民から何らかの申出があった場合、関係課等が密に連携して、適切な行政事務執行に努めること。</li> <li>3. 町は陳情第5号に類する事業等について、今後適切な土地利用が図られるための土地利用計画策定に努めること。</li> </ol>	



請願・陳情文書付託表

番 号	件 名	紹介議員	提 出 者	付 託 委 員 会	結 果
陳情第5号	池ノ原・本町地区悪臭公 害及び家畜飼育「牛舎」 建設大反対に関する陳情		池ノ原・本町地 区住民 代表 鈴木 勝三	産 業 厚 生 常 任 委 員 会	継 続 審 査
					意 見 を 付 し て 不 採 択